

令和6年度（2024年度）第1回くまもと市男女共同参画会議

日時 令和7年（2025年）1月14日（火）午後1時から

場所 ウェルパルクまもと1階 会議室A・B

【 会 議 次 第 】

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 令和5年度（2023年度）における男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について

(2) 熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画について

4 その他

5 閉会

くまもと市男女共同参画会議委員

◇設置根拠 熊本市男女共同参画推進条例第18条

(目的) 男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議するもの

(構成) 公募委員を含む10人以内

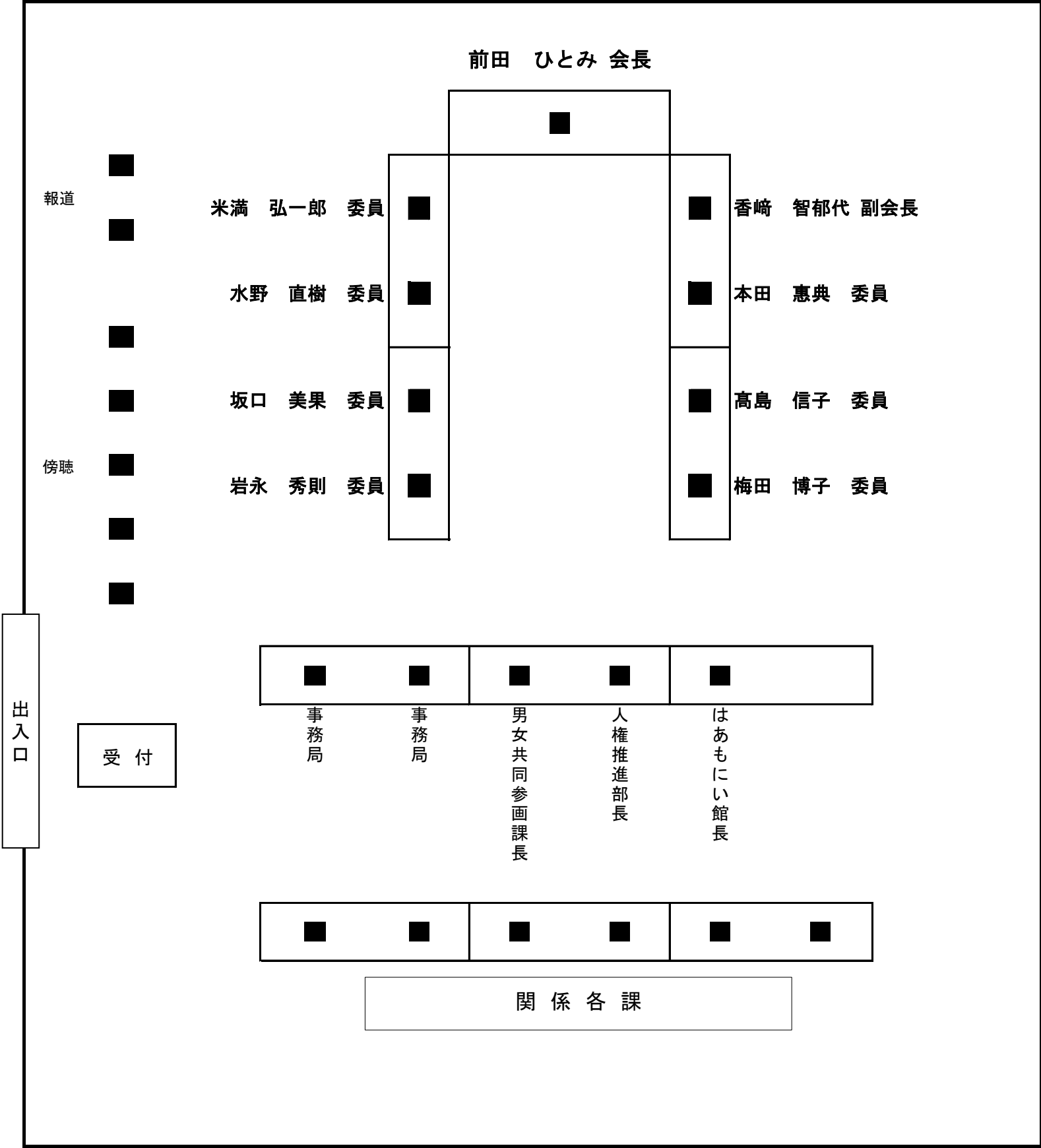
(任期) 令和5年(2023年)7月1日～令和7年(2025年)6月30日(2年間)

◇構成員(五十音順、敬称略) ◎が会長、○が副会長

	氏名	役職等
1	いわた 秀則 岩永 秀則	熊本県経営者協会 専務理事
2	うめだ ひろこ 梅田 博子	熊本市立向山小学校 校長
3	○ こうぜき ちかよ 香崎 智郁代	九州ルーテル学院大学人文学部人文学科 教授
4	さかくち みか 坂口 美果	市民公募委員
5	たかしま のぶこ 高島 信子	市民公募委員
6	ほんだ よしのり 本田 恵典	NPO 法人 熊本教育振興会 理事
7	◎ まえだ ひとみ 前田 ひとみ	熊本大学ダイバーシティ推進室 特命担当教授 (ダイバーシティ担当)
8	まつした ひろこ 松下 弘子	カウンセリングオフィス KMJ メンタルアシスト 代表
9	みずの なおき 水野 直樹	特定非営利活動法人 ソナエトコ 理事長
10	よねみつ こういちろう 米満 弘一郎	社会医療法人寿量会 熊本機能病院 理事長

令和6年度（2024年度）第1回くまもと市男女共同参画会議

日時：令和7年1月14日（火）午後1時から
場所：ウェルパルくまもと 1階 会議室A・B

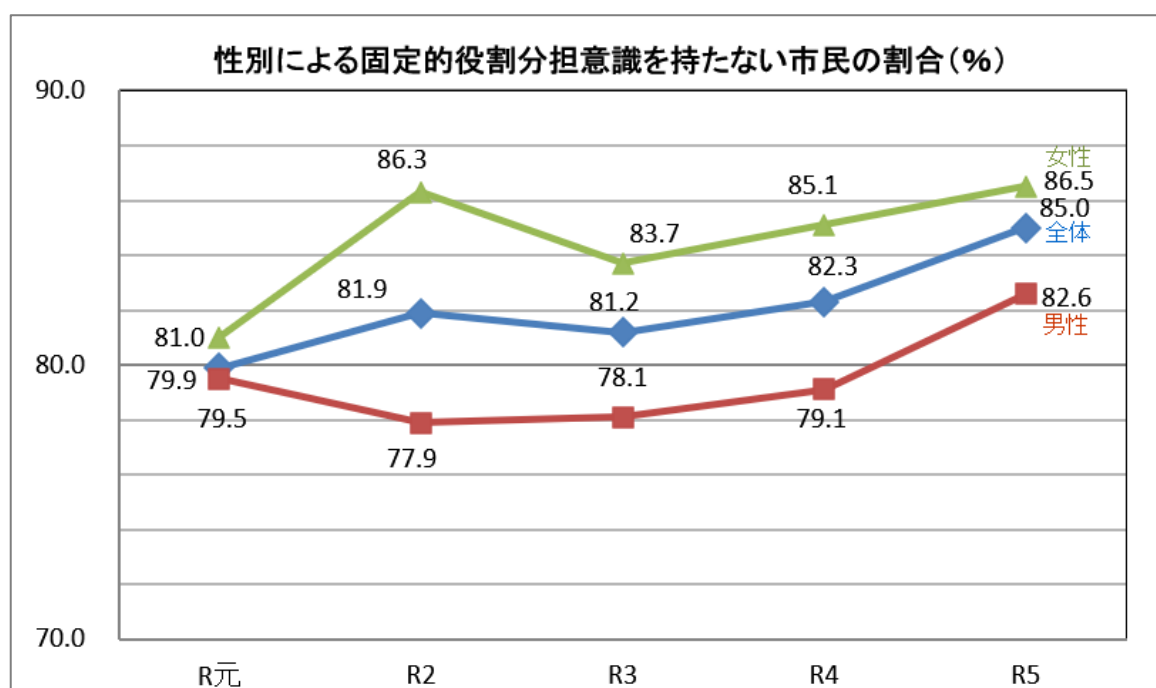
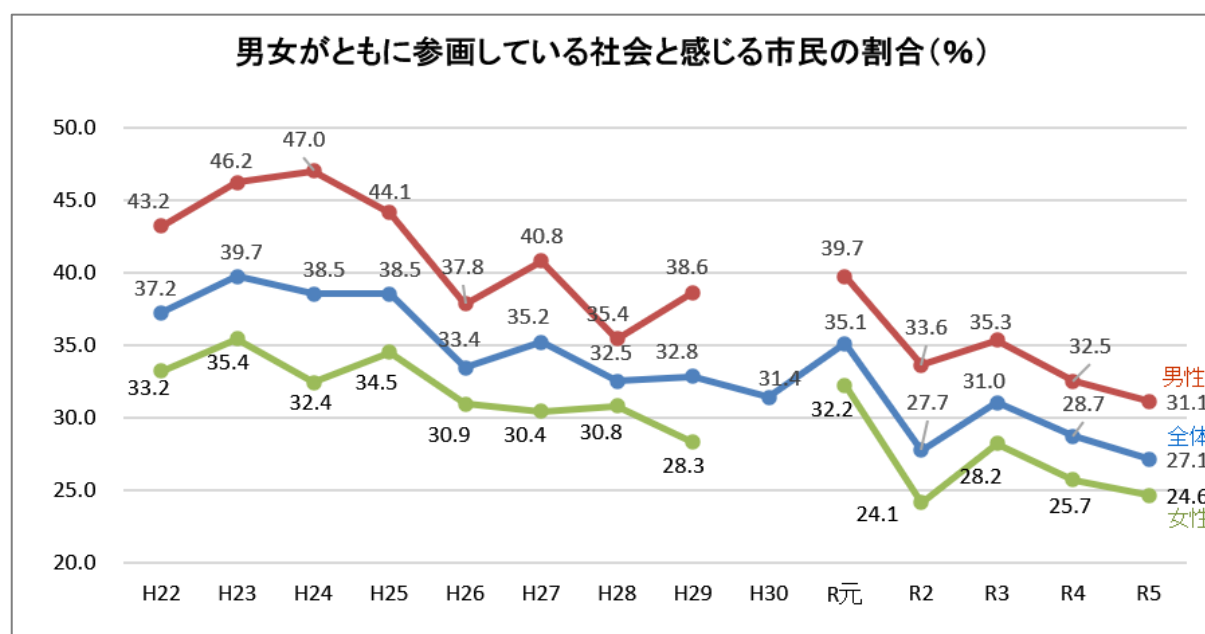


熊本市男女共同参画年次報告書（令和５年度事業実績）（概要）

熊本市男女共同参画推進条例第１４条は、「市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。」と規定しています。そこで、令和５年度事業実績について報告書を作成し、これを公表します。

１ 成果指標について

成果指標	基準値 (H30 年度)	実績値 (R5 年度)	目標値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
男女がともに参画している社会と感じる市民の割合	31.4%	27.1%	上昇	35.0%
性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	79.8%	85.0%	上昇	87.0%



「男女がともに参画している社会と感じる市民の割合」は 27.1%となり、前年度（28.7%）に比べ 1.6 ポイント下降しました。性別では、男性が 31.1%、女性が 24.6%で、男性が 6.5 ポイント上回っています。

また、「性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合」は 85.0%となり、前年度（82.3%）に比べ 2.7 ポイント上昇しました。性別で見ると、男性が 82.6%、女性が 86.5%で、女性が 3.9 ポイント上回っています。

2 具体的な取り組みについて

施策の方向性Ⅰ 教育や啓発を通じた男女共同参画の推進

- 児童・生徒の男女共同参画の意識を育む教育・学習の充実
- 男女共同参画への理解を広げる啓発・学習の充実
- 地域における男女共同参画の促進
- 男女共同参画の視点に基づく地域防災の推進と復興体制の確立
- 男女共同参画センターはあもにいの機能充実

- ・ 小・中学校において、「男女平等の推進」「女性の人権の尊重」に関する学習が実施されている。
- ・ 多様な働き方として「小さな起業」のほか、公募委員へのインタビュー等を実施し、「審議会」について特集をした情報誌「はあもにい」を年間2回発行（各号3,000部）。
- ・ 男女共同参画センターはあもにいの年間利用者数は、新型コロナウイルスの影響による新規予約の停止などによって目標を下回った前年77,309人から102,474人へと増加した。
- ・ 防災出前講座では、熊本地震の経験を踏まえた男女共同参画の視点に立った防災をテーマとして、合計9回実施し、のべ380人の参加者があった。
- ・ 防災士養成講座を実施し、のべ90人の参加があった。
- ・ 「はあもにいフェスタ」では、男女共同参画に関わる活動をする市民団体によるセミナーの他、講演会等を実施し、3,912人の参加者があった。

施策の方向性Ⅱ 市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備

- 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 市役所における男女共同参画の推進
- 女性の起業・就労支援
- 女性のキャリアアップ支援
- 多様な働き方への理解を促す情報の提供
- 事業者と連携したワーク・ライフ・バランスの推進
- 子育て・介護に関する支援
- 家庭生活等仕事以外の生活への男性の参画支援
- 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
- 性的マイノリティへの支援・社会参画促進
- 生涯を通じ健康であるための支援

- ・令和5年度当初の審議会等における「あて職」を除く女性委員の割合は36.4%となり、令和4年度（34.1%）と比べ2.3ポイント上昇した。
- ・市役所における全職員に占める監督職以上の女性職員の割合は29.2%となり、令和4年度（28.5%）から0.7ポイント上昇した。また、管理職以上の女性職員の割合は13.2%となり、令和4年度（12.2%）から1.0ポイント上昇した。
- ・女性の活躍を効果的かつ円滑に推進していくため、経済団体や労働者団体、関係団体、行政機関等との連携強化や情報共有を目的とした「女性の活躍応援協議会くまもと」は令和2年から新型コロナウイルスの影響により書面開催としていたが、5類移行に伴い、令和5年は4年ぶりに対面で開催した。
- ・テレワークの啓発、推進を目的として男女共同参画センターはあもにい内のコワーキングスペースの運営を行うなど、テレワークをはじめとした柔軟な働き方の推進に取り組んだ。
- ・子育て世帯等が安心して子育てと仕事の両立ができる、働きやすい職場環境の整備を進める企業を「子育て支援優良企業」として、令和5年度19社を新たに認定し計53社となった。
- ・保育士不足を解消するため、保育士再就職支援コーディネーターを1名配置し、再就職を希望する保育士に対する支援として保育士就職支援研修会を年2回開催した。
- ・キャリアアップ・スキルに関する講座として、ユニバーサルマナー検定3級資格取得講座のほか、キャリアアップのための「伝わる」文章術についての講座等を実施した。
- ・一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分に発揮しその人らしく生きられるような社会の実現に向けて、性的マイノリティの理解促進に向けた講演会の開催や職員に対する研修を実施した。
- ・児童生徒等の発達段階に応じた性に関する指導の充実に向け、性に関する指導担当者を対象として、「性に関する指導研修会」を2回実施した。

施策の方向性Ⅲ あらゆる暴力を許さない社会の実現

- 暴力（DV・セクハラ等）を許さない基盤づくり
- DV相談体制の強化と被害者の自立支援

- ・DV被害者支援セミナーを対面で開催し、支援者25人が参加したほか、市民向けに「モラハラ・精神的DV」をテーマとしたセミナーをYouTubeにより配信し、224回の視聴数があった。
- ・中・高校生を対象としたデートDV講座を実施し、212人の生徒が受講した。
- ・配偶者からの暴力（DV）に関する相談は1,293件で、令和4年度（1,376件）と比べて横ばいとなった。また、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書発行件数は442件、関わった保護命令発令件数は2件となった。

(5) 男女ともに参画している社会と感ずる市民の割合(問7)

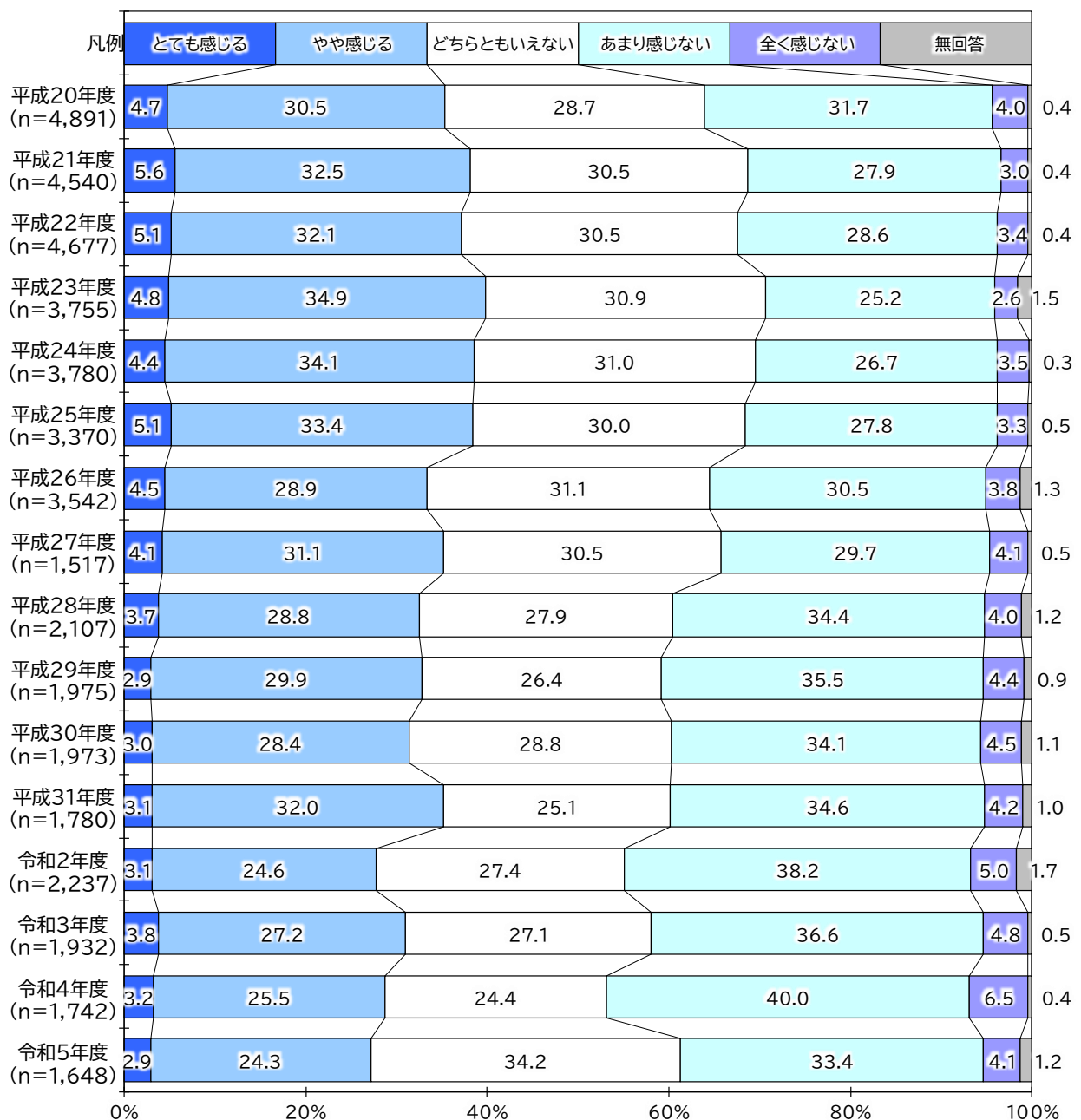
問7 あなたは、あらゆる分野に男女がともに参画している社会と感ずていますか。

◆全体結果

あらゆる分野に男女がともに参画している社会と感ずているかついては、「とても感ずる」(2.9%)、「やや感ずる」(24.3%)を合わせた割合は27.1%で、「全く感ずない」(4.1%)、「あまり感ずない」(33.4%)を合わせた割合(37.5%)を10.4ポイント下回っている。

前回調査と比較すると、「とても感ずる」、「やや感ずる」を合わせた割合(前回28.8%)は1.7ポイント減少している。一方、「全く感ずない」、「あまり感ずない」を合わせた割合(前回46.4%)は8.9ポイント減少している。

図表 2-5-1 男女がともに参画している社会と感ずる市民の割合(全体/経年比較)



◇性別

性別にみると、「とても感じる」、「やや感じる」を合わせた割合は、男性は 31.1%、女性は 24.6%となっている。

◇年代別

年代別にみると、「とても感じる」、「やや感じる」を合わせた割合は、18～19歳が 44.0%で最も高く、次いで80歳以上（36.5%）、25～29歳（35.3%）の順となっている。（18～19歳はサンプル数が少ないことを踏まえた上での考察であり、注意する必要がある）

◇家族構成別

家族構成別にみると、「とても感じる」、「やや感じる」を合わせた割合は、三世帯同居（18歳未満がいる）が 40.4%で最も高く、次いでその他（29.0%）、夫婦とこども（18歳以上のみ）（28.1%）の順となっている。

◇熊本市居住年数別

熊本市居住年数別にみると、「とても感じる」、「やや感じる」を合わせた割合は、5～10年未満が 30.3%で最も高く、次いで5年未満（27.8%）、30年以上（27.6%）の順となっている。

◇職業別

職業別にみると、「とても感じる」、「やや感じる」を合わせた割合は、農林漁業が 36.1%で最も高く、次いで学生（33.3%）、その他（31.9%）の順となっている。（農林漁業、学生はサンプル数が少ないことを踏まえた上での考察であり、注意する必要がある）

◇地区別

地区別にみると、「とても感じる」、「やや感じる」を合わせた割合は、東区が 31.1%で最も高く、以下、南区 26.4%、北区 26.1%、中央区 25.9%、西区 23.6%の順となっている。

図表 2-5-2 男女がともに参画している社会とを感じる市民の割合(属性別)

数値＝%		サンプル数	とても感じる	やや感じる	どちらとも言えない	あまり感じない	全く感じない	無回答	「とても感じる」 「やや感じる」	どちらともいえない	「あまり感じない」 「全く感じない」	無回答
全体		1,648	2.9	24.3	34.2	33.4	4.1	1.2	27.1	34.2	37.5	1.2
性別	男性	668	3.6	27.5	32.6	31.3	3.1	1.8	31.1	32.6	34.4	1.8
	女性	940	2.3	22.2	35.5	34.5	4.7	0.7	24.6	35.5	39.1	0.7
	回答しない	30	3.3	20.0	36.7	33.3	6.7	—	23.3	36.7	40.0	—
	無回答	10	—	10.0	—	80.0	—	10.0	10.0	—	80.0	10.0
年代別	18～19歳	25	4.0	40.0	44.0	12.0	—	—	44.0	44.0	12.0	—
	20～24歳	45	—	17.8	42.2	37.8	2.2	—	17.8	42.2	40.0	—
	25～29歳	51	5.9	29.4	29.4	29.4	3.9	2.0	35.3	29.4	33.3	2.0
	30～34歳	72	1.4	20.8	36.1	23.6	18.1	—	22.2	36.1	41.7	—
	35～39歳	89	3.4	18.0	34.8	33.7	9.0	1.1	21.3	34.8	42.7	1.1
	40～44歳	110	4.5	16.4	36.4	35.5	7.3	—	20.9	36.4	42.7	—
	45～49歳	109	3.7	25.7	31.2	33.0	5.5	0.9	29.4	31.2	38.5	0.9
	50～54歳	134	4.5	17.2	40.3	32.8	5.2	—	21.6	40.3	38.1	—
	55～59歳	144	—	25.7	33.3	36.1	2.8	2.1	25.7	33.3	38.9	2.1
	60～64歳	151	3.3	19.9	27.2	47.7	1.3	0.7	23.2	27.2	49.0	0.7
	65～69歳	175	1.1	26.3	35.4	30.3	5.1	1.7	27.4	35.4	35.4	1.7
	70～74歳	200	3.0	22.5	32.5	38.5	1.5	2.0	25.5	32.5	40.0	2.0
	75～79歳	176	3.4	30.7	34.1	27.3	1.7	2.8	34.1	34.1	29.0	2.8
	80歳以上	156	3.2	33.3	35.9	26.9	0.6	—	36.5	35.9	27.6	—
家族構成別	無回答	11	—	27.3	9.1	54.5	—	9.1	27.3	9.1	54.5	9.1
	独り住まい	251	2.0	22.7	35.9	35.1	3.2	1.2	24.7	35.9	38.2	1.2
	夫婦二人住まい	511	2.3	24.1	33.7	34.8	3.5	1.6	26.4	33.7	38.4	1.6
	夫婦とこども(18歳以上のみ)	310	2.9	25.2	34.2	34.8	2.3	0.6	28.1	34.2	37.1	0.6
	夫婦とこども(18歳未満がいる)	266	2.6	23.7	35.7	28.9	8.3	0.8	26.3	35.7	37.2	0.8
	三世帯同居(18歳以上のみ)	53	5.7	18.9	39.6	32.1	1.9	1.9	24.5	39.6	34.0	1.9
	三世帯同居(18歳未満がいる)	52	11.5	28.8	26.9	28.8	3.8	—	40.4	26.9	32.7	—
	その他	183	2.7	26.2	32.8	32.8	4.4	1.1	29.0	32.8	37.2	1.1
	無回答	22	—	27.3	22.7	36.4	4.5	9.1	27.3	22.7	40.9	9.1
熊本市居住 年数別	5年未満	90	2.2	25.6	41.1	27.8	3.3	—	27.8	41.1	31.1	—
	5～10年未満	89	3.4	27.0	33.7	28.1	5.6	2.2	30.3	33.7	33.7	2.2
	10～20年未満	206	4.9	21.4	35.4	33.0	4.9	0.5	26.2	35.4	37.9	0.5
	20～30年未満	235	3.0	21.7	33.2	34.0	6.4	1.7	24.7	33.2	40.4	1.7
	30年以上	1,019	2.5	25.1	33.9	34.1	3.3	1.2	27.6	33.9	37.4	1.2
	無回答	9	—	22.2	—	66.7	—	11.1	22.2	—	66.7	11.1
	無回答	9	—	22.2	—	66.7	—	11.1	22.2	—	66.7	11.1
職業別	農林漁業	36	5.6	30.6	25.0	33.3	2.8	2.8	36.1	25.0	36.1	2.8
	自営業	103	2.9	20.4	28.2	43.7	2.9	1.9	23.3	28.2	46.6	1.9
	会社、工場、商店、団体などに勤務	512	2.7	21.3	34.8	34.6	5.1	1.6	24.0	34.8	39.6	1.6
	公務員	104	7.7	20.2	31.7	30.8	9.6	—	27.9	31.7	40.4	—
	無職	565	1.9	25.5	36.6	32.7	2.7	0.5	27.4	36.6	35.4	0.5
	学生	36	2.8	30.6	38.9	27.8	—	—	33.3	38.9	27.8	—
	その他	270	3.0	28.9	32.6	30.0	4.4	1.1	31.9	32.6	34.4	1.1
	無回答	22	—	22.7	22.7	40.9	—	13.6	22.7	22.7	40.9	13.6
地区別	中央区	375	2.1	23.7	36.5	32.5	4.0	1.1	25.9	36.5	36.5	1.1
	東区	441	4.1	27.0	32.4	31.5	3.6	1.4	31.1	32.4	35.1	1.4
	西区	178	4.5	19.1	34.3	35.4	5.6	1.1	23.6	34.3	41.0	1.1
	南区	254	2.0	24.4	35.8	33.9	3.5	0.4	26.4	35.8	37.4	0.4
	南区(旧熊本市地域)	208	1.9	26.9	35.1	33.2	2.4	0.5	28.8	35.1	35.6	0.5
	南区(富合地域)	20	—	15.0	35.0	40.0	10.0	—	15.0	35.0	50.0	—
	南区(城南地域)	26	3.8	11.5	42.3	34.6	7.7	—	15.4	42.3	42.3	—
	北区	322	2.2	23.9	33.2	35.4	3.7	1.6	26.1	33.2	39.1	1.6
	北区(植木地域)	77	1.3	29.9	27.3	36.4	1.3	3.9	31.2	27.3	37.7	3.9
	北区(旧熊本市地域)	245	2.4	22.0	35.1	35.1	4.5	0.8	24.5	35.1	39.6	0.8
	無回答	78	1.3	24.4	30.8	34.6	6.4	2.6	25.6	30.8	41.0	2.6

(4) 性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合(問6)

問6 あなたは、「男は仕事、女は家庭」や「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のような、性別を理由として役割を決めることについて、どう思いますか。

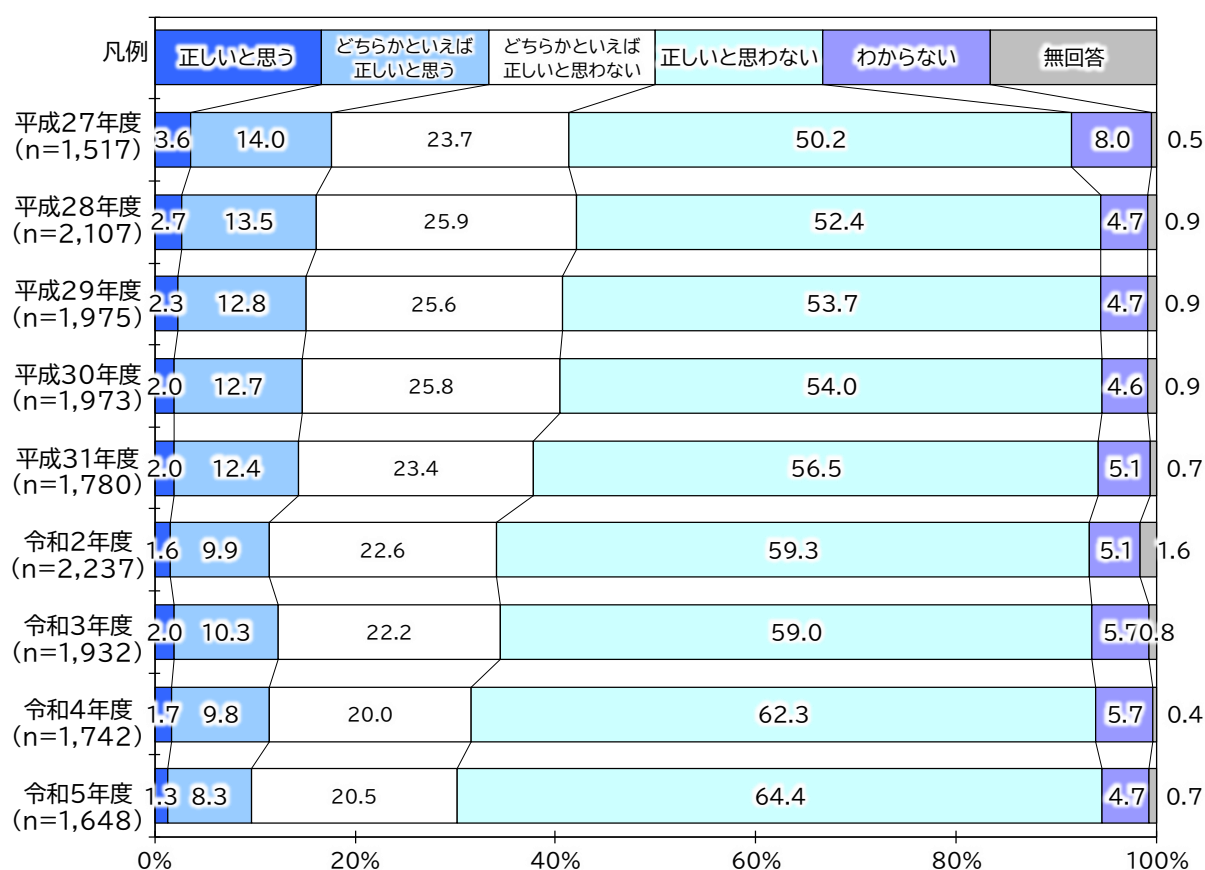
◆全体結果

男性だから・女性だからという性別を理由として役割を決めることについては、「正しいと思う」(1.3%)、「どちらかといえば正しいと思う」(8.3%)を合わせた割合は 9.6%となっている。一方、「正しいと思わない」(64.4%)、「どちらかといえば正しいと思わない」

(20.5%)を合わせた割合は 85.0%で、「正しいと思う」、「どちらかといえば正しいと思う」を合わせた割合よりも 75.3 ポイント上回っている。

前回調査と比較すると、「正しいと思う」、「どちらかといえば正しいと思う」を合わせた割合(前回 11.5%)は 1.9 ポイント減少している。一方、「正しいと思わない」、「どちらかといえば正しいと思わない」を合わせた割合(前回 82.3%)は 2.7 ポイント増加している。

図表 2-4-1 性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合(全体／経年比較)



◇性別

性別にみると、「どちらかといえば正しいと思わない」、「正しいと思わない」を合わせた割合は、男性は 82.6%、女性は 86.5%となっている。

◇年代別

年代別にみると、「どちらかといえば正しいと思わない」、「正しいと思わない」を合わせた割合は、18～19歳が 100%で最も高く、次いで25～29歳が 92.2%の順となっている。一方、「正しいと思う」、「どちらかといえば正しいと思う」を合わせた割合は、80歳以上が 19.2%で最も高く、次いで75～79歳（15.3%）、70～74歳（13.0%）の順となっている。

◇家族構成別

家族構成別にみると、「どちらかといえば正しいと思わない」、「正しいと思わない」を合わせた割合は、三世帯同居（18歳未満がいる）が 96.2%で最も高く、次いで三世帯同居（18歳以上のみ）（92.5%）、夫婦と子ども（18歳未満がいる）（90.2%）の順となっている。なお、「正しいと思う」、「どちらかといえば正しいと思う」を合わせた割合は、独り住まいが 14.3%で最も高くなっている。

◇熊本市居住年数別

熊本市居住年数別にみると、「どちらかといえば正しいと思わない」、「正しいと思わない」を合わせた割合は、5年未満が 90.0%で最も高く、次いで5～10年未満（89.9%）、10～20年未満（87.4%）の順となっている。

◇職業別

職業別にみると、「どちらかといえば正しいと思わない」、「正しいと思わない」を合わせた割合は、学生が 91.7%で最も高く、次いで公務員（91.3%）、会社、工場、商店、団体などに勤務（89.6%）の順となっている。（学生はサンプル数が少ないことを踏まえた上での考察であり、注意する必要がある）

◇地区別

地区別にみると、「どちらかといえば正しいと思わない」、「正しいと思わない」を合わせた割合は、南区が 89.4%で最も高く、以下、東区 85.5%、中央区 84.3%、北区 84.2%、西区 83.1%の順となっている。

図表 2-4-2 性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合(属性別)

数値＝%		サンプル数	正しいと思う	どちらかといえば正しいと思う	どちらかといえば正しいと思わない	正しいと思わない	わからない	無回答	「正しいと思う」＋「どちらかといえば正しい」と思う	「どちらかといえば正しいと思わない」＋「正しいと思わない」	わからない	無回答
全体		1,648	1.3	8.3	20.5	64.4	4.7	0.7	9.6	85.0	4.7	0.7
性別	男性	668	1.8	10.5	21.0	61.7	4.3	0.7	12.3	82.6	4.3	0.7
	女性	940	1.1	7.1	20.2	66.3	4.8	0.5	8.2	86.5	4.8	0.5
	回答しない	30	－	－	16.7	73.3	10.0	－	－	90.0	10.0	－
	無回答	10	－	－	30.0	50.0	－	20.0	－	80.0	－	20.0
年代別	18～19歳	25	－	－	12.0	88.0	－	－	－	100.0	－	－
	20～24歳	45	－	6.7	15.6	73.3	4.4	－	6.7	88.9	4.4	－
	25～29歳	51	－	－	15.7	76.5	7.8	－	－	92.2	7.8	－
	30～34歳	72	－	2.8	20.8	68.1	8.3	－	2.8	88.9	8.3	－
	35～39歳	89	1.1	4.5	19.1	67.4	7.9	－	5.6	86.5	7.9	－
	40～44歳	110	0.9	9.1	17.3	67.3	5.5	－	10.0	84.5	5.5	－
	45～49歳	109	－	5.5	13.8	75.2	4.6	0.9	5.5	89.0	4.6	0.9
	50～54歳	134	0.7	4.5	14.9	73.9	5.2	0.7	5.2	88.8	5.2	0.7
	55～59歳	144	1.4	9.7	21.5	62.5	4.2	0.7	11.1	84.0	4.2	0.7
	60～64歳	151	2.0	1.3	15.2	78.8	2.6	－	3.3	94.0	2.6	－
	65～69歳	175	1.1	10.3	25.1	60.6	2.3	0.6	11.4	85.7	2.3	0.6
	70～74歳	200	0.5	12.5	25.0	57.0	4.0	1.0	13.0	82.0	4.0	1.0
	75～79歳	176	1.7	13.6	25.0	54.0	5.1	0.6	15.3	79.0	5.1	0.6
	80歳以上	156	5.1	14.1	25.0	47.4	5.8	2.6	19.2	72.4	5.8	2.6
家族構成別	無回答	11	－	9.1	27.3	54.5	－	9.1	9.1	81.8	－	9.1
	独り住まい	251	2.8	11.6	16.7	64.9	2.8	1.2	14.3	81.7	2.8	1.2
	夫婦二人住まい	511	2.3	11.2	21.1	62.0	3.1	0.2	13.5	83.2	3.1	0.2
	夫婦と子ども(18歳以上のみ)	310	0.6	6.5	23.9	61.6	6.1	1.3	7.1	85.5	6.1	1.3
	夫婦と子ども(18歳未満がいる)	266	－	4.9	16.9	73.3	4.1	0.8	4.9	90.2	4.1	0.8
	三世代同居(18歳以上のみ)	53	－	3.8	30.2	62.3	3.8	－	3.8	92.5	3.8	－
	三世代同居(18歳未満がいる)	52	－	1.9	23.1	73.1	1.9	－	1.9	96.2	1.9	－
	その他	183	0.5	7.7	20.2	60.1	10.9	0.5	8.2	80.3	10.9	0.5
	無回答	22	－	4.5	18.2	68.2	4.5	4.5	4.5	86.4	4.5	4.5
	無回答	90	2.2	4.4	20.0	70.0	3.3	－	6.7	90.0	3.3	－
熊本市居住数別	5～10年未満	89	－	5.6	19.1	70.8	4.5	－	5.6	89.9	4.5	－
	10～20年未満	206	1.5	7.3	17.0	70.4	2.9	1.0	8.7	87.4	2.9	1.0
	20～30年未満	235	0.9	5.1	13.6	73.2	6.4	0.9	6.0	86.8	6.4	0.9
	30年以上	1,019	1.5	9.9	22.9	60.3	4.8	0.7	11.4	83.1	4.8	0.7
	無回答	9	－	－	33.3	55.6	－	11.1	－	88.9	－	11.1
	無回答	36	2.8	13.9	47.2	30.6	2.8	2.8	16.7	77.8	2.8	2.8
職業別	農林漁業	103	1.0	8.7	21.4	62.1	4.9	1.9	9.7	83.5	4.9	1.9
	自営業	512	0.6	4.7	19.7	69.9	4.7	0.4	5.3	89.6	4.7	0.4
	会社、工場、商店、団体などに勤務	104	1.0	3.8	16.3	75.0	3.8	－	4.8	91.3	3.8	－
	公務員	565	2.3	11.0	21.6	58.2	6.2	0.7	13.3	79.8	6.2	0.7
	無職	36	－	5.6	8.3	83.3	2.8	－	5.6	91.7	2.8	－
	学生	270	0.7	11.1	17.8	67.0	2.6	0.7	11.9	84.8	2.6	0.7
	その他	22	4.5	4.5	36.4	50.0	－	4.5	9.1	86.4	－	4.5
	無回答	375	2.9	6.9	18.7	65.6	5.6	0.3	9.9	84.3	5.6	0.3
	中央区	441	0.5	8.8	20.4	65.1	4.1	1.1	9.3	85.5	4.1	1.1
地区別	東区	178	0.6	12.4	21.3	61.8	3.4	0.6	12.9	83.1	3.4	0.6
	西区	254	1.2	5.1	22.0	67.3	4.3	－	6.3	89.4	4.3	－
	南区	208	1.4	5.8	21.2	66.8	4.8	－	7.2	88.0	4.8	－
	南区(旧熊本市地域)	20	－	－	20.0	75.0	5.0	－	－	95.0	5.0	－
	南区(富合地域)	26	－	3.8	30.8	65.4	－	－	3.8	96.2	－	－
	南区(城南地域)	322	1.6	9.0	19.9	64.3	4.3	0.9	10.6	84.2	4.3	0.9
	北区	77	－	11.7	23.4	55.8	7.8	1.3	11.7	79.2	7.8	1.3
	北区(植木地域)	245	2.0	8.2	18.8	66.9	3.3	0.8	10.2	85.7	3.3	0.8
	北区(旧熊本市地域)	78	－	10.3	25.6	52.6	9.0	2.6	10.3	78.2	9.0	2.6
	無回答	78	－	10.3	25.6	52.6	9.0	2.6	10.3	78.2	9.0	2.6

熊本市男女共同参画年次報告書

(令和 5 年度 (2023 年度) 事業実績)

<目次>

方向性	具体的施策	取組の名称		担当部署	頁
施策の方向性Ⅰ 教育や啓発を通じた男女共同参画の推進	1 児童・生徒の男女共同参画の意識を育む教育・学習の充実	①	学校での全ての教育活動における男女平等に関する教育の推進と教職員に対する女性の人権等に関する人権教育研修の実施	人権教育指導室	1
		②	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育の実施	教育委員会指導課	1
		③	男女の協力、家族・家庭の意義、生活設計等の学習を通して男女共同参画を推進する家庭科教育の充実	教育センター	1
	2 男女共同参画への理解を広げる啓発・学習の充実	①	社会の各分野への男女共同参画に関する出前講座の実施	男女共同参画課	2
		②	啓発紙やDVD等による男女共同参画に関する情報の提供	男女共同参画課	2
		③	「はあもにいウィメンズカレッジ」「男女共同参画基礎講座」等の男女共同参画啓発セミナーの開催	はあもにい	3
		④	家庭が果たすべき役割等家庭教育に関する学習会の開催	地域教育推進課	3
		④	家庭が果たすべき役割等家庭教育に関する学習会の開催	生涯学習課	3
		⑤	男女共同参画の視点に留意した情報発信	男女共同参画課	4
	3 地域における男女共同参画の推進	①	男女共同参画地域推進員、まちづくりサポーター等の人材の育成と活用	男女共同参画課	5
		①	男女共同参画地域推進員、まちづくりサポーター等の人材の育成と活用	はあもにい	5
		①	男女共同参画地域推進員、まちづくりサポーター等の人材の育成と活用	地域活動推進課 各区総務企画課	5
		②	公民館、児童館、地域コミュニティセンター等の地域の拠点施設における男女共同参画に関する事業の展開	地域活動推進課	6
		②	公民館、児童館、地域コミュニティセンター等の地域の拠点施設における男女共同参画に関する事業の展開	こども支援課	6
		③	地域における女性の参画にかかる好事例の情報提供	男女共同参画課	7
		④	P T A 活動等地域活動への男性の参加の促進	地域活動推進課 各区総務企画課	7
		④	P T A 活動等地域活動への男性の参加の促進	生涯学習課	7
		⑤	男女共同参画センターはあもにいと連携した各区での啓発事業の実施	男女共同参画課 はあもにい	8
	4 男女共同参画の視点に基づく地域防災の推進と復興体制の確立	①	男女共同参画の視点に基づく防災体制の推進と地域防災計画・避難所運営マニュアル等への位置づけ	防災対策課 防災計画課 各区総務企画課	9
		②	女性地域防災リーダーの育成とネットワーク形成への支援	防災対策課	9
		②	女性地域防災リーダーの育成とネットワーク形成への支援	はあもにい	9
		③	防災出前講座の開催等を通じた男女共同参画に基づく防災意識の啓発	はあもにい	9
		④	子育て中の女性等への熊本地震の影響に関する調査・研究等に基づく防災・復興体制の確立	男女共同参画課 はあもにい	9
	5 男女共同参画センターはあもにいの機能充実	①	「はあもにいフェスタ」「ミモザフェスティバル」「市民グループ企画」の開催等、市民ニーズを捉えた意識啓発や社会参画支援のための事業の実施	はあもにい	10
		②	男女共同参画社会を目指す団体等の活動支援及び情報提供	はあもにい	10

方向性	具体的施策	取組の名称		担当部署	頁
I	5 男女共同参画センター はあもにいの機能充実	③	夫婦や家族・生き方等に関する講座の実施及び男女共同参画に関する情報の収集・提供	はあもにい	11
		④	地域団体、NPO、学校、事業者等様々な主体とのネットワークの構築を図る事業の実施	はあもにい	11
施策の方向性Ⅱ 市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備	6 政策・方針決定過程への 女性の参画促進	①	市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進	男女共同参画課	12
		①	市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進	人事課	12
		①	市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進（教育委員会における女性の登用状況）	教育政策課	12
		①	市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進（選挙管理委員会における女性の登用状況）	選挙管理委員会	12
		①	市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進（人事委員会における女性の登用状況）	人事委員会事務局	12
		①	市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進（監査委員における女性の登用状況）	監査事務局	12
		①	市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進（農業委員会における女性の登用状況）	農業委員会事務局	12
		①	市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進（固定資産評価審査委員会における女性の登用状況）	税制課	12
		②	「男女共同参画社会実現に向けた企業実態調査」等の機会を捉えた、事業所における女性の登用促進	男女共同参画課	13
		③	学校における女性校長・教頭等の登用促進のための環境整備	教職員課	13
		④	様々な分野で活躍している女性の情報を掲載している「女性人材リスト」の充実と活用	男女共同参画課	13
		⑤	「はあもにいウィメンズカレッジ」等女性の社会参画の必要性や意欲を高める講座の実施	はあもにい	14
	7 市役所における 男女共同参画の推進	①	公平な人事評価に基づく管理・監督職への女性の登用促進	人事課	15
		②	ポジティブ・アクションの推進にあたっての女性職員のキャリア形成への支援	人事課 人材育成センター	15
		③	年次有給休暇等の取得促進や超過勤務の削減、市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進等、職場環境の整備	人事課	16
		④	各種ハラスメントや性的マイノリティに関する職員研修の実施	男女共同参画課	16
		④	各種ハラスメントや性的マイノリティに関する職員研修の実施	コンプライアンス推進室	17
		④	各種ハラスメントや性的マイノリティに関する職員研修の実施	人権政策課	17
	8 女性の起業・就業支援	①	「資格取得講座」「再就職支援セミナー」「働き方相談所」等、就労に結びつく学習機会、相談の実施	はあもにい	18
		①	「資格取得講座」「再就職支援セミナー」「働き方相談所」等、就労に結びつく学習機会、相談の実施	雇用対策課	18
		②	マザーズハローワーク等の関係機関との連携による就業に関する情報提供	はあもにい	19
		③	「起業家支援セミナー」の開催等、女性の起業への支援及び雇用の創出	はあもにい	19
		③	「起業家支援セミナー」の開催等、女性の起業への支援及び雇用の創出	起業・新産業支援課	19
		④	就業機会が少ない障がい者・母子家庭の母等を継続して雇用した事業主への雇用奨励金や職業訓練受講料助成等の経済支援	雇用対策課	20
		⑤	「母子・父子自立支援プログラムの策定」「母子家庭等自立支援給付金の支給」等、ひとり親家庭に対する就労支援	こども家庭福祉課	20
		⑥	「女性相談デー」「女性のためのビジネス合同相談会」の開催等、女性の社会進出や新事業展開への支援	起業・新産業支援課	21

方向性	具体的施策	取組の名称		担当部署	頁
施策の方向性Ⅱ 市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備	8 女性の起業・就業支援	⑦	家族経営協定締結の推進等、農水産業における女性担い手の育成及び活動支援	農業支援課	21
	9 女性のキャリアアップ支援	①	女性の活躍推進に向けた事業の実施	男女共同参画課	22
		②	「女性の活躍応援協議会くまもと」の開催による経済団体や関係機関等との連携強化	男女共同参画課	22
		③	「キャリアアップセミナー」等女性の意欲と能力向上を図るための講座の開催	はあもにい	22
		④	女性の意欲と能力活用について、事業所の自主的かつ積極的な取組を促すための情報提供	男女共同参画課	23
		④	女性の意欲と能力活用について、事業所の自主的かつ積極的な取組を促すための情報提供	はあもにい	23
	10 多様な働き方への理解を促す情報の提供	①	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催等による啓発及び情報の提供	はあもにい	24
		②	テレワークをはじめとした柔軟な働き方に関する講演会や勉強会の開催等による啓発及び就業支援	はあもにい	24
	11 事業者と連携したワーク・ライフ・バランスの推進	①	企業活動の先進的取組事例の紹介等、地場企業に向けたワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	男女共同参画課	25
		①	企業活動の先進的取組事例の紹介等、地場企業に向けたワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	はあもにい	25
		②	子育て優良企業認定・表彰制度等による事業者等へのワーク・ライフ・バランスの推進	こども政策課	25
		③	育児・介護休業法等関係法令の情報収集と周知	男女共同参画課	26
		③	育児・介護休業法等関係法令の情報収集と周知	こども政策課	26
	12 子育て・介護に関する支援	①	「児童手当」「子ども医療費の助成」等、子育て家庭に対する経済的な支援や相談体制の充実に向けた取組	こども支援課 各区保健こども課	27
		①	「児童手当」「子ども医療費の助成」等、子育て家庭に対する経済的な支援や相談体制の充実に向けた取組	こども・若者総合相談センター	27
		②	多様なニーズに対応した保育サービスの充実等待機児童解消に向けた取組	保育幼稚園課	28
		③	児童育成クラブ、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育事業等による子育て支援	放課後児童育成課	29
		③	児童育成クラブ、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育事業等による子育て支援	こども支援課	29
		④	子育て応援団体等が主催する子育てイベントの周知強化等による誰もが参画できる子育て支援	こども政策課	30
		⑤	施設・在宅介護等高齢者・障がい者に対する介護・福祉サービスの充実	介護保険課	30
		⑤	施設・在宅介護等高齢者・障がい者に対する介護・福祉サービスの充実	障がい福祉課	31
		⑥	民生委員や校区社会福祉協議会等との連携による地域福祉活動の充実	高齢福祉課	31
	13 家庭生活等仕事以外の生活への男性の参画支援	①	「子育てやボランティアに関する父親向け講座」「親子参加型講座」等家庭生活に関する講座の実施	はあもにい	32
		①	「子育てやボランティアに関する父親向け講座」「親子参加型講座」等家庭生活に関する講座の実施	生涯学習課	32
		②	関係機関等と連携した男性の子育てや介護等への参画に関する情報提供の実施	はあもにい	32

方向性	具体的施策	取組の名称		担当部署	頁
施策の方向性Ⅱ 市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備	14 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	①	ひとり親家庭等への生活支援や就業・資格取得支援、経済的支援等の実施	はあもにい	33
		①	ひとり親家庭等への生活支援や就業・資格取得支援、経済的支援等の実施	雇用対策課	33
		①	ひとり親家庭等への生活支援や就業・資格取得支援、経済的支援等の実施	こども支援課	34
		①	ひとり親家庭等への生活支援や就業・資格取得支援、経済的支援等の実施	こども家庭福祉課	34
		②	生活困窮にかかる相談窓口の充実	保護管理援護課 各区福祉課	35
		③	高齢者や障がい者に対する就労支援等の推進	雇用対策課	35
		③	高齢者や障がい者に対する就労支援等の推進	高齢福祉課	36
		③	高齢者や障がい者に対する就労支援等の推進	障がい福祉課	36
		④	高齢者世代が地域の支え手として活躍できる活動の支援等、活躍の場の拡充	高齢福祉課	37
		⑤	多文化共生社会の推進に向けた各種相談等の外国人への支援の充実	国際課	37
	15 性的マイノリティへの支援・社会参画促進	①	熊本市パートナーシップ宣誓制度の運用	男女共同参画課	38
		②	性的マイノリティへの理解促進に向けたセミナーの開催やリーフレットの配布等、各種啓発の実施	男女共同参画課	38
		③	性的マイノリティ当事者や支援団体等と市関係機関の意見交換会の開催等、性的マイノリティ当事者が抱える生きづらさの解消に向けた必要な支援の実施	男女共同参画課	38
	16 生涯を通じ健康であるための支援	①	健康づくりのための学習や検診、相談機会の提供	健康づくり推進課	39
		②	妊娠・出産に関する健診の充実や専門機関と連携した相談・指導・支援の実施	保護管理援護課 各区福祉課	39
		②	妊娠・出産に関する健診の充実や専門機関と連携した相談・指導・支援の実施	市民病院総務企画課	40
		③	児童・生徒の発達段階を踏まえた性に関する指導や、性に関する指導を通じたいのちを守る教育の充実	健康教育課	40
		④	H I V／エイズを含む性感染症について、正しい知識普及や予防についての啓発	感染症予防課	40
施策の方向性Ⅲ あらゆる暴力を許さない社会の実現	17 暴力（DV・セクハラ等）を許さない基盤づくり	①	啓発冊子、市政だより、市のホームページ等様々な媒体を使った啓発・広報の実施	人権政策課	41
		①	啓発冊子、市政だより、市のホームページ等様々な媒体を使った啓発・広報の実施	男女共同参画課	41
		②	市民・事業者等を対象とした「DV被害者支援セミナー」等のDV防止、被害者支援に係る講演会等の実施	男女共同参画課	41
		②	市民・事業者等を対象とした「DV被害者支援セミナー」等のDV防止、被害者支援に係る講演会等の実施	はあもにい	42
		③	市民・事業者等を対象とした各種ハラスメントやDV・デートDVに関する出前講座の実施	はあもにい	42
		④	子どもや女性が犯罪の標的になることを防止するための街路灯や防犯灯、防犯カメラの設置等、安全・安心な環境の整備	道路保全課	42
		④	子どもや女性が犯罪の標的になることを防止するための街路灯や防犯灯、防犯カメラの設置等、安全・安心な環境の整備	学校施設課	43
	18 DV相談体制の強化と被害者の自立支援	①	熊本市DV対策ネットワーク会議及び熊本市DV対策庁内連絡会議開催による関係機関相互の連携	男女共同参画課	44
		②	DV被害者への住民基本台帳事務における適切な支援措置の実施と情報管理の徹底	地域政策課 各区役所区民課	44

方向性	具体的施策	取組の名称		担当部署	頁
施策の方向性Ⅲ あらゆる暴力を許さない社会の実現	18DV相談体制の強化と被害者の自立支援	②	DV被害者への住民基本台帳事務における適切な支援措置の実施と情報管理の徹底	男女共同参画課 各区福祉課	45
		③	多様な相談に対応する為の相談員の資質向上に向けた研修の充実及び相談窓口の周知	男女共同参画課	45
		③	多様な相談に対応する為の相談員の資質向上に向けた研修の充実及び相談窓口の周知	保護管理援護課 各区福祉課	45
		④	住まい及び経済的自立に向けた支援	男女共同参画課	46
		④	住まい及び経済的自立に向けた支援	保護管理援護課 各区福祉課	46
		④	住まい及び経済的自立に向けた支援	市営住宅課	47
		⑤	民間シェルターへの財政的な支援	男女共同参画課	47
		⑥	配偶者暴力相談支援センター事業における相談体制の充実及び連携強化	男女共同参画課 各区福祉課 こども家庭福祉課 各区保健こども課	48
		⑦	男性被害者や同性間での暴力に対する対応強化	男女共同参画課 各区福祉課	48

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	I	教育や啓発を通じた男女共同参画の推進
具体的施策	1	児童・生徒の男女共同参画の意識を育む教育・学習の充実

※評価基準

「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない

「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署
①	学校での全ての教育活動における男女平等に関する教育の推進と教職員に対する女性の人権等に関する人権教育研修の実施	(1)なし (2)校内研(講師派遣)		(1)0 (2)250	(1)0 (2)250	人権教育指導室
取組概要						
(1)「男女平等の推進」「女性の人権の尊重」に関する学習の実施 ○児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重や男女相互の理解・協力などについて学習する。 ○性別に関係なく一人の人間として捉える意識の形成を図り、男女共同参画社会の担い手となる資質や能力の基礎を培う。						
(2)「男女平等の推進」「女性の人権の尊重」に関する教職員を対象とした校内研修会の実施 ○男女がその性別に関わりなく自己の能力や個性を十分に発揮できるような教育の充実のために、職員研修を実施する。						
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	
教職員を対象とした校内研修会の実施校数	校	-	19	14	20	B
取組実績						
(1)令和5年度(2023年度)実施状況…小学校78校(92校中)、中学校33校(42校中) (2)〃 …小学校7校、中学校7校						

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署
②	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育の実施	キャリア教育担当者会 ナイストライ事業		2,788	3,291	教育委員会指導課
取組概要						
①キャリア教育担当者会 ・毎年度6月に、市内の小中学校、高等学校、特別支援学校のキャリア教育担当者を対象に実施している。 (小学校92校、 中学校43校、 高等学校2校、 特別支援学校2校) ・担当者会の中では、キャリア教育推進の方策について、「キャリア・パスポート」の意義や活用方法等を交えながら説明している。						
②ナイストライ事業 中学2年生を対象に実施している。子どもの勤労観・職業観や感謝する心などの豊かな心を育み、主体的・実践的な態度を培い、子どもたちの“生きる力”を育成することをねらいとしている。						
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	
ナイストライ事業実施学校数	校	43	43	43	43	A
取組実績						
①キャリア教育担当者会 令和5年度のキャリア教育担当者会では、筑波大学の藤田晃之教授をお招きし、キャリア教育の意義と「キャリア・パスポート」の活用方法について講話を行った。参加者への事後アンケートでは、講話について、すべての参加者が今後のキャリア教育推進のために参考になったという旨の回答をしていた。						
②ナイストライ事業 令和5年度はナイストライ事業の説明会を4月に実施した。令和5年度は、事業所でのナイストライ(職場体験)活動とICT等を活用した勤労観・職業観を高める活動を選択実施した(実施校が38校、勤労観・職業観を高める活動が5校)。生徒や事業所のアンケートからも好評を頂いた。						

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
③	男女の協力、家族・家庭の意義、生活設計等の学習を通して男女共同参画を推進する家庭科教育の充実	-		-	-	教育センター	
取組概要							
小学校家庭科、中学校の技術・家庭科(家庭分野)、高等学校の家庭基礎等において、学習指導要領に則り、自立と共生の視点で家庭科教育を実施している。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
-	-	-	-	-	-		D
取組実績							
・小学校の家庭科教育においては、5・6年生が2年間で家族としての役割、家族・家庭の重要性や男女の協力、金銭の大切さや買物の仕方(生活設計につながる学習)等について学習している。全小学校(92校)で実施した。 ・中学校の技術・家庭科の家庭分野においては、3年間を通して家族・家庭の重要性や男女の協力、金銭管理(生活設計)等における関連した内容の授業を実施している。全中学校(43校、分校を含む)で実施した。 ・高校家庭科では、「家庭基礎」科目において、「人の一生と家族・家庭」では、男女で担う家庭生活や見直される性別役割分業意識、ワーク・ライフ・バランスの実現など、男女が協力して家庭を築くことの重要性について、実践的・体験的な活動を通して学習している。必由館・千原台ともに実施。							

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	I	教育や啓発を通じた男女共同参画の推進
具体的施策	2	男女共同参画への理解を広げる啓発・学習の充実

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	社会の各分野への男女共同参画に関する出前講座の実施	男女共同参画啓発経費		1,205	1,077	男女共同参画課	
取組概要							
【男女共同参画出前講座の実施】 市民(グループ)及び事業者等が主催する研修等に講師を派遣し、専門知識や経験を生かした講座を行うことにより、男女共同参画に関する理解を深めることを目的としている。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
出前講座の実施受講者数	人	2,390	490	1,677	2,090		A
男女共同参画出前講座の実施回数	回	27	6	15	19		A
取組実績							
新型コロナウイルス感染症が5類移行し、企業や学校での集合研修の希望が増えたことで、実施回数、受講者数が増加した。							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
②	啓発紙やDVD等による男女共同参画に関する情報の提供	男女共同参画啓発経費		1,205	1,077	男女共同参画課	
取組概要							
【情報誌「はあもにい」の発行・配布】 各区役所、総合出張所、市関連施設、学校、保育園、幼稚園、子育て支援センター、銀行等へ配布し、男女共同参画に関する情報を広く発信する。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
男女共同参画情報誌「はあもにい」の年間発行回数	回	2	2	2	2		A
啓発DVDの貸出回数	回	0	0	0	5		C
取組実績							
情報誌「はあもにい」を使って広く啓発できるよう、研修、講演会等での配布、活用を行った。啓発DVDは近年ニーズがなく、貸出はなかった。令和6年3月の「第2次男女共同参画基本計画」の中間見直しに伴い、具体的取組「啓発紙やDVD等による男女共同参画に関する情報の提供」を「啓発紙や男女共同参画週間記念事業による男女共同参画に関する情報の提供」に変更し、次回(令和6年度実績分)からは見直し後の取組内容にて評価を行う。							

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	I	教育や啓発を通じた男女共同参画の推進
具体的施策	2	男女共同参画への理解を広げる啓発・学習の充実

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署		
③	「はあもにいウィメンズカレッジ」「男女共同参画基礎講座」等の男女共同参画啓発セミナーの開催	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい		
取組概要								
職場や地域のリーダーとして活躍する女性人材を育成する講座や、各分野で活躍する講師を招いた講演会、市民団体と協働で実施するイベント、ラジオ番組やパネル展示、啓発カードやYoutube動画等、さまざまな媒体を使って、男女共同参画のわかりやすい啓発を行う。								
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)	
男女共同参画基礎講座等セミナー・講座・イベント数	回	11	11	13	11		A	
男女共同参画基礎講座等セミナー・講座受講生数	人	1,355	4,125	5,764	1,000	A		
取組実績						地域教育推進課		
①第10期ウィメンズカレッジ(参加者18人、全10回、のべ140人) ②防災出前講座(熊本地震の経験を踏まえた男女共同参画の視点に立った防災について、実施9団体、参加者のべ380人) ③男女共同参画基礎講座Ⅰ(伊藤比呂美氏講演会、参加者124人) ④男女共同参画基礎講座Ⅱ(職場におけるLGBTオンライン講座、参加者29人) ⑤はあもにいフェスタ記念講演会(ジェーン・スー氏講演会、参加者313人) ⑥ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講座①(ライフデザインとマネープランセミナー、参加者7人) ⑦ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講座②(介護とワーク・ライフ・バランス、参加者15人) ⑧はあもにいメンズカレッジ(男女共同参画基礎知識とジェンダー・フェミニズムについて、参加者15人) ⑨両立支援講座(父子でジェンダー平等、SDGsについて学ぶ、参加者11組28人) ⑩男女共同参画週間パネル展示・はあもにいジェンダー川柳(川柳応募者251人) ⑪はあもにいフェスタ(参加者2日間のべ3,912人) ⑫ラジオ番組(毎週土曜日放送。講座等の案内やジェンダーに関する情報発信、YouTubeでも視聴可) ⑬ミモザ月間・国際女性デー啓発(ノベルティ1600個配布、動画視聴計578回)								
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)		担当部署	
④	家庭が果たすべき役割等家庭教育に関する学習会の開催	家庭教育推進経費		554	1,200		地域教育推進課	
取組概要								
家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための学習機会や情報を提供する。 ①家庭教育セミナーの実施 ②家庭教育地域リーダーステップアップ研修の実施								
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)			※評価(A・B・C・D)
家庭教育セミナー	回	72	12	15	42			B
取組実績							地域教育推進課	
家庭教育力の向上のため、学校や保護者会等の求めに応じ、主に幼小中学生の保護者を対象に子どもたちの持つ悩みや子どもへの接し方、社会的ルールやしつけ等を学ぶ講座を実施している。専門講師による講演会形式と保護者間の交流を中心としたワークショップ形式がある。 近年、コロナ禍で申し込みが激減しているため、家庭教育の講話を熊本市教育センターのYouTubeチャンネルを通じ動画配信した。								
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)			担当部署
④	家庭が果たすべき役割等家庭教育に関する学習会の開催	主催講座開催経費		16,851	18,644		生涯学習課	
取組概要								
【家庭教育学級の開催】 こどもの健全育成に役立てることを目的とし、年間を通して家庭教育に関する学習の機会を設定。保護者が気軽に集い、自主的な交流と仲間づくりが図れるよう、学校及び幼稚園・保育園を単位として開設するもの。学習領域(テーマ)は、家庭のあり方、子どもの心身の発達、健康的な生活、親子のふれあい、人権、環境問題、性教育、郷土など多岐にわたる。								
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)		
家庭教育学級数	学級	80	53	59	70	C		
取組実績						生涯学習課		
令和5年度講座実施件数 282件 令和5年度在籍者数 908人								

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	I	教育や啓発を通じた男女共同参画の推進
具体的施策	2	男女共同参画への理解を広げる啓発・学習の充実

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名（予算名）		R5決算額 （千円）	R6予算額 （千円）	担当部署	
⑤	男女共同参画の視点に留意した情報発信	-		-	-	男女共同参画課	
取組概要							
【「男女共同参画の視点による市政広報物表現ガイドライン」の提示】 男女共同参画の推進に向けた情報の提供者である行政の認識が重要であるため、平成26年7月に作成したガイドラインを改訂し、情報発信する際に活用できるようにすることで、本市全体で、男女共同参画の視点に留意した情報発信を行う。							
指標名	単位	基準値 （H30）	実績値 （R4）	実績値 （R5）	検証値 （R9）		※評価（A・B・C・D）
ガイドラインの掲示回数	回	1	1	1	1		A
取組実績							
庁内で随時ガイドラインを閲覧できるようにしたほか、庁内研修で周知した。							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	I	教育や啓発を通じた男女共同参画の推進
具体的施策	3	地域における男女共同参画の推進

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	男女共同参画地域推進員、まちづくりサポーター等の人材の育成と活用	-		-	-	男女共同参画課	
取組概要							
【男女共同参画地域推進員制度の実施】 各地域の核として、意識啓発活動等を行い、市がそれを支援する「男女共同参画地域推進員制度」を実施し、男女共同参画意識を地域で広く浸透させる。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
男女共同参画地域推進員登録者数	人	136	14	14	100		C
取組実績							
令和2年度に地域推進員の意向調査実施以降、登録者が大幅に減少した状況。 地域での推進方法、地域推進員制度の在り方について、検討が必要である。							

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	男女共同参画地域推進員、まちづくりサポーター等の人材の育成と活用	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい	
取組概要							
各種講座の開催によって、政策方針決定の場に参画し、職場や地域のリーダーとして活躍する女性人材の育成や、男性の男女共同参画意識の促進の両輪を目指す。また、過去の災害の教訓をもとに男女共同参画の視点に立った防災を学び、それぞれが備えや支援について考えて動ける人材などを増やすことを目的とする。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
防災出前講座等セミナー・講座・事業数	回	4	3	3	3		A
防災出前講座等セミナー・講座・事業参加者数	人	396	349	535	200	A	
取組実績							
①第10期ウィメンズカレッジ（参加者18人、全10回、のべ140人） ②防災出前講座（熊本地震の経験を踏まえた男女共同参画の視点に立った防災について、実施9団体、参加者のべ380人） ③はあもにいメンズカレッジ（男女共同参画基礎知識とジェンダー・フェミニズムについて、参加者15人）							

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	男女共同参画地域推進員、まちづくりサポーター等の人材の育成と活用	校区自治協議会支援経費		19,291	19,290	地域活動推進課 各区総務企画課	
取組概要							
【地活】 校区自治協議会役員研修会を開催し、地域で取り組んでいる課題対応の成功事例などについて共有し、地域における課題解決力の向上を図っている。 【中央区】 こどもたちが地域の人やお店、自治会等を取材し、情報発信することで、地域に対する理解や関心を高める事業を展開している。 【東区】 モデル校区で新入学時とその保護者同士、さらに地域団体等との交流の場づくりを行い地域活動やPTA活動への理解・参加促進を図る。 【南区】 天明まちセンで実施したeスポーツ体験会において、千原台高校eスポーツ部の学生に運営等のボランティアで協力いただいた。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
女性町内自治会長	人	-	65	61	66		C
取組実績							
【地活】 研修会参加者：132人 【東区】 プレイパークでのものづくり体験(12/2 こども84人、大人13人、3/31 こども58人、大人21人)、Xmasイルミネイトを実施した。 【南区】 協力いただいた高校生の人数：20名							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	I	教育や啓発を通じた男女共同参画の推進
具体的施策	3	地域における男女共同参画の推進

※評価基準

「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない

「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
②	公民館、児童館、地域コミュニティセンター等の地域の拠点施設における男女共同参画に関する事業の展開	地域コミュニティセンター運営経費		228,717	230,196	地域活動推進課	
取組概要							
地域コミュニティセンターの新設に際し、当該地域の活動に有効な施設とするため、地域住民の代表によるワークショップを実施する。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
地域コミュニティセンター利用者数	人	1,261,648	824,493	903,948	-		D
取組実績							
令和4年度に続き、令和5年度も次年度に新規建設予定がなかったため、建設設計にかかるワークショップを実施しなかった。							

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
②	公民館、児童館、地域コミュニティセンター等の地域の拠点施設における男女共同参画に関する事業の展開	西原公園児童館管理運営経費(経) 児童館管理運営経費(経) 民間児童館活動事業助成 城南児童館施設管理経費 熊本市児童館管理運営経費(経) 私立地域子育て支援センター経費 公立地域子育て支援センター経費 西原公園児童館管理運営経費(政)		4,678 183 1,500 20,568 54,093 43,128 28,023 3,289	6,002 264 1,500 20,998 64,090 43,128 29,770 38,000	こども支援課	
取組概要							
児童館 児童館において、季節に応じた行事や地域の特色を活かした催し、幼児と保護者を対象とした朝の活動、小学生を対象とした児童クラブ活動、子育て支援に関する情報の提供などを行った。また、地域子育てクラブの活動を支援し、地域組織活動を推進した。 ・熊本市の児童館数 12(直営10、指定管理1、民間1) 【地域子育て支援拠点】 ・地域子育て支援センター事業 公立10 私立8 利用者数43,240人 ・街なか子育てひろば事業 1カ所 11,579人							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
地域子育て支援センター事業利用者数	人	-	26,441	43,240	-		D
児童館利用者数	人	-	81,520	123,612	-	D	
取組実績							
(児童館) ・、児童館行事や朝の活動、児童クラブ活動、子育て支援事業を企画運営する事により、健全育成と子育て支援に取り組む事が出来た。 (地域子育て支援拠点) ・子育て支援に関する情報提供、季節感のある行事や地域の特色を活かした催しをするなど、利用者のニーズに応じた活動を行った。							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	I	教育や啓発を通じた男女共同参画の推進
具体的施策	3	地域における男女共同参画の推進

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
③	地域における女性の参画にかかる好事例の情報提供	男女共同参画啓発経費		1,205	1,077	男女共同参画課	
取組概要							
【男女共同参画週間記念講演会の開催】 内閣府が定める6月の男女共同参画週間に合わせて、記念講演会を開催。広く市民へ情報提供を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
男女共同参画週間記念講演会参加者(視聴者)数	人	107	127	102	100		A
取組実績							
「ワーク・ライフ・バランス」をテーマとした講演会を対面開催し、102人の参加者があった(村上美香氏講演)。							

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	PTA活動等地域活動への男性の参加の促進	町内自治振興育成経費		266,008	268,150	地域活動推進課 各区総務企画課	
取組概要							
【地活】 ・各区役所において、町内自治会の運営や活動を支援するためのハンドブックを作成しており、その中で役員選出の項目を設け、積極的に女性を役員に起用するよう呼びかけている。 ・退職予定の市職員に対し、自治会活動に関する説明を行い、地域活動への参加を呼びかけた。 【中央区】 定年退職前後の方々を対象としたセカンドライフについての講演会等を開催し、地域活動に参加するきっかけづくりを行った。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
女性町内自治会長(再掲)	人	-	65	61	66		C
取組実績							
■女性町内自治会長61人(市全体の6.7%)、女性校区自治協議会会長3人(市全体の3.1%) 【中央区】自治会長:35人(区全体の14.4%)、校区自治協議会会長:2人(区全体の10.5%) 【東 区】自治会長:7人(区全体の5%)、校区自治協議会会長:0人(区全体の0%) 【西 区】自治会長:9人(区全体の6.5%)、校区自治協議会会長:0人(区全体の0%) 【南 区】自治会長:4人(区全体の2.4%)、校区自治協議会会長:1人(区全体の4.8%) 【北 区】自治会長:6人(区全体の2.6%)、校区自治協議会会長:0人(区全体の0%)							

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	PTA活動等地域活動への男性の参加の促進	プレイパーク関連経費		457	952	生涯学習課	
取組概要							
地域が主体となり開設するプレイパークに遊び材料・工作道具の支給をするもの。また年に一度、講座(全4回)を行うことにより、プレイパークにおいて子どもたちの協調性・自主性・創造性を導き出す役割としてのプレイリーダーを養成する。修了者は、熊本市プレイリーダーとして登録し、各地域で開催されるプレイパークに派遣する。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
プレイパーク申請回数	回	25	8	13	25		B
取組実績							
令和5年度プレイパーク開催回数 19回 令和5年度プレイパーク参加者数 2,326名(うち、こども1,412名 大人914名) 令和5年度プレイリーダー養成講座終了者 7名 令和5年度プレイリーダー派遣回数 5回							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	I	教育や啓発を通じた男女共同参画の推進
具体的施策	3	地域における男女共同参画の推進

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
⑤	男女共同参画センターはあもにいと連携した各区での啓発事業の実施	-		-	-	男女共同参画課 男女共同参画センターはあもに	
取組概要							
男女共同参画の視点に立った防災をテーマに、障がい者や妊婦、LGBT等の災害弱者に対する対応についても学べる講座を開催し、災害時に開設する各区の指定避難所の運営に生かす。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
男女共同参画の視点に立った防災出前講座の参加者数	人	-	0	267	50		A
取組実績							
避難所担当職員を対象とした研修（男女共同参画の視点に立った防災について、オンライン開催） 避難所担当職員603人中、オンライン受講者は267人(オンライン研修欠席者は動画を視聴)							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	I	教育や啓発を通じた男女共同参画の推進
具体的施策	4	男女共同参画の視点に基づく地域防災の推進と復興体制の確立

※評価基準

「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない

「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	男女共同参画の視点に基づく防災体制の推進と地域防災計画・避難所運営マニュアル等への位置づけ	-		-	-	防災対策課 防災計画課 各区総務企画課	
取組概要							
熊本市地域防災計画では男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図ることとしている。また、同計画に基づく熊本市避難所開設・運営マニュアルにおいて避難所開設・運営に係る3つの方針を定める中で、男女共同参画の視点に配慮することとしており、避難所担当職員向け研修などにおいて、校区防災連絡会・避難所運営委員会への女性の参加に関する周知などを図った。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
-	-	-	-	-	-		D
取組実績							
避難所担当職員向け研修を実施することにより、避難所開設・運営における基本的な手順を理解することに加え、男女共同参画の視点について、一定の理解が得られたものと判断する。							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
②	女性地域防災リーダーの育成とネットワーク形成への支援	地域防災力強化促進事業		6,875	10,750	防災対策課	
取組概要							
市内の各地域に防災士を養成するため、広く受講者を募り、防災士資格取得のための研修及び試験等、一連の業務を行うもの(業務委託)。令和5年度の定員は例年どおり100名とし、別途再試験希望者の枠を確保した。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
防災士養成講座への参加人数	人	100	175	90	100		A
取組実績							
令和5年度 講座開催回数 1回 (例年1回) 令和5年度講座受講者のうち資格取得者 82名(令和6年4月末時点※再試験を含み、認証登録が確認できた人数)							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
②	女性地域防災リーダーの育成とネットワーク形成への支援	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい	
③	防災出前講座の開催等を通じた男女共同参画に基づく防災意識の啓発	-		-	-		
取組概要							
過去の災害の教訓をもとに男女共同参画の視点に立った防災を学び、それぞれが備えや支援について考えて動ける人材などを増やすことを目的とする。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
防災出前講座回数	回	-	9	9	8	A	
取組実績							
防災出前講座 (熊本地震の経験を踏まえた男女共同参画の視点に立った防災について、実施9団体、参加者のべ380人)							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	子育て中の女性等への熊本地震の影響に関する調査・研究等に基づく防災・復興体制の確立	-		-	-	男女共同参画課 男女共同参画センターはあもにい	
取組概要							
性の多様性を十分に理解した上で避難所運営を行えるよう、関係部署職員が性の多様性について正しい知識を身に付け、性的マイノリティ当事者が災害時に抱える困難等について十分に理解することで、適切な対応ができるようにする。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
性的マイノリティに関する職員向け研修受講者数	人	-	127	267	100		A
取組実績							
避難所担当職員向け研修 (LGBTQ+と災害支援について、オンライン開催) 避難所担当職員603人中、オンライン受講者は267人(オンライン研修欠席者は動画を視聴)							

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	I	教育や啓発を通じた男女共同参画の推進
具体的施策	5	男女共同参画センターはあもにいの機能充実

※評価基準

「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない

「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署		
①	「はあもにいフェスタ」「ミモザフェスティバル」「市民グループ企画」の開催等、市民ニーズを捉えた意識啓発や社会参画支援のための事業の実施	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい		
取組概要								
男女共同参画についてのわかりやすい啓発、はあもにいの機能周知、市民ニーズを捉えたイベントとして、「はあもにいフェスタ」を全館を使って、市民協働で年に1回開催。また、3月8日の国際女性デーを記念し、ミモザ月間としてパネル展示やクイズ、Youtube動画による啓発を実施。その他、市民グループ企画による講座の開催等を支援、展示・発行物による意識啓発など。								
	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)	
はあもにいフェスタや講座等開催回数	回	-	12	12	12		A	
はあもにいフェスタ来場者数	人	-	3,335	3,912	2,400		A	
年間利用者数	人	-	77,309	102,474	133,630		A	
取組実績								
①はあもにいフェスタ (参加市民団体 25団体、ほか協力団体3団体、参加者のべ3,912人) ②ミモザ月間・国際女性デー啓発 (ノベルティ1600個配布、動画視聴計578回) ③デートDV防止講座 (中学校への出張出前講座、212人) ④市民グループ企画① (主催:NPO法人ウィメンズカウンセリングルーム「女性のための健康講座～DVについて」、参加者のべ39人) ⑤市民グループ企画② (主催:NPO法人ル・シエル熊本「大人の発達障害・自閉症スペクトラム症について」、参加者15人) ⑥市民グループ企画③ (主催:日本キリスト教婦人矯風会熊本グループ「ジェンダー平等社会実現のための政治と教育のありかたについて」、参加者60人) ⑦はあもにい みんなのギャラリー (市民団体の作品発表の場としてギャラリーを無償提供、参加12団体) ⑧親と子のふれあいに関する催し (よんでよんでのかい、参加者 のべ86組184人、オンライン3組11人) ⑨働き方相談所 (4月除く毎月第3水曜日、1日4回開催、ハローワーク職員による相談対応、参加者21人) ⑩ラジオ番組 (毎週土曜日放送。講座等の案内やジェンダーに関する情報発信、YouTubeでも視聴可) ⑪男女共同参画週間パネル展示・はあもにいジェンダー川柳 (川柳応募者251人) ⑫情報誌はあもにいによる情報発信								
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)		担当部署	
②	男女共同参画社会を目指す団体等の活動支援及び情報提供	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい		
取組概要								
・男女共同参画推進のためのグループ支援として、原則として発足3年未満のグループを対象に、支援期間原則2年(3年まで延長可)で、活動場所の提供、印刷機の利用、託児サービスやメールボックスの提供、広報協力を実施する。また、はあもにいフェスタに参加を表明した市民団体には、準備・当日運営を協働で行い、活動の発表の場の提供を行う。 ・はあもにい通信の発行(毎月)、HP、SNS、ラジオ番組による情報提供を行う。								
	指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)		検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)
男女共同参画推進支援グループ数	団体	-	6	6	10		A	
はあもにいフェスタ参加市民団体数	団体	-	26	28	30		A	
取組実績								
・支援グループの募集、説明会の実施、活動場所の提供、活動時の託児等支援を行う。 ・はあもにい通信1800部/月発行 配布先:館内、黒髪町内(自治会を通して18町内)、市内公共施設、公民館、コミュニティセンター、地場企業等 ・HP、Facebook、Instagramを随時更新 ・ラジオ番組 (毎週土曜日放送。講座等の案内やジェンダーに関する情報発信、YouTubeでも視聴可) ・情報誌はあもにいによる情報発信								

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	I	教育や啓発を通じた男女共同参画の推進
具体的施策	5	男女共同参画センターはあもにいの機能充実

※評価基準

「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない

「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
③	夫婦や家族・生き方等に関する講座の実施及び男女共同参画に関する情報の収集・提供	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい	
取組概要							
・情報資料室で男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、資料等の情報の収集と提供を通じて、女性の社会参画や地域のネットワークづくりを支援し、男女共同参画問題の糸口を提供する。 ・はあもにい通信の発行(毎月)、HP、SNS、ラジオ番組、啓発誌による情報提供を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
情報資料室利用者数	人	—	7,927	7,394	5,500		A
取組実績							
【情報資料室】 利用者 7,394人、図書貸出数 17,674冊 視聴覚資料(ビデオ・DVD)貸出数 12本 ・はあもにい通信1800部/月 配布先:館内、黒髪町内(自治会を通して18町内)、市内公共施設、公民館、コミュニティセンター、地場企業等 ・HP、Facebook、Instagramを随時更新 ・ラジオ番組 (毎週土曜日放送。講座等の案内やジェンダーに関する情報発信、YouTubeでも視聴可) ・情報誌はあもにいの作成							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	地域団体、NPO、学校、事業者等様々な主体とのネットワークの構築を図る事業の実施	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい	
取組概要							
市民団体企画の講座、学生を対象としたデートDV防止出張講座等の開催、さまざまな主体との協働で男女共同参画の啓発を行い、ネットワーク構築を目的とする。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
市民グループ企画数	件	—	3	3	3		A
インターンシップ等受入校・機関数	件	—	6	7	5	A	
取組実績							
①市民グループ企画① (主催:NPO法人ウィメンズカウンセリングルーム「女性のための健康講座～DVについて」、参加者のべ39人) ②市民グループ企画② (主催:NPO法人ル・シエル熊本「大人の発達障害・自閉症スペクトラム症について」、参加者15人) ③市民グループ企画③ (主催:日本キリスト教婦人矯風会熊本グループ「ジェンダー平等社会実現のための政治と教育のありかたについて」、参加者60人) ④デートDV防止講座(出張講座) (参加者:中学生と教員 212人) ⑤暴力防止講座 (NPO法人ウィメンズカウンセリングルーム熊本並び主催による上野千鶴子氏・信田さよ子氏シンポジウム、参加者399人) ⑥ミモザ月間・国際女性デー啓発 (くまもと県民交流館パレア男女共同参画センターおよび天草市男女共同参画センター共催) ⑦インターンシップ・ナイスライ受入れ (中学3校、高校1校、大学3校)							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	6	政策・方針決定過程への女性の参画促進

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進	-		-	-	男女共同参画課	
取組概要							
【委員選定前の事前協議の実施】 市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進に向けて、委員の選定前に事前協議を実施し、男女の数を概ね同数にすること、関係団体へ委員推薦を依頼する際は、役職に限らず、柔軟に女性委員の推薦を依頼するよう助言することで、市全体で女性の登用促進に向けて、取組を進める。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
市の審議会等における女性委員の割合(あて職を除く)	%	28.3	34.1	36.4	40.0～60.0		A
取組実績							
事前協議で、40%に達していない場合は、女性人材リストの活用や関係団体への調整等の助言を行って再協議することで、審議会等の所管課で候補者の見直しを行い、女性委員を増やすことができた。 目標値である女性委員の登用率40.0～60.0%を達成できていないものの、基準値から比較すると割合が上昇した。							

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進	-		-	-	人事課	
取組概要							
【各課への相談・助言対応、情報周知】 審議会等の新規設置や委員改選時に、関係団体へ委員推薦を依頼する際は必要に応じて女性委員の推薦を依頼する等の助言を行い、委員の男女の数を概ね同数とするよう働きかけを行っている。また、「審議会等の設置等に関する指針」の全庁周知(年4回)や、委員選任の事務フローを共有し、手順の明確化及び「審議会等委員への女性の登用促進ガイドライン」の周知・情報提供等を行っている。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
市の審議会等における女性委員の割合(あて職を除く)	%	28.3	34.1	36.4	40.0～60.0		A
取組実績							
委員選任に当たっては、余裕を持った男女共同参画課への相談や人材リストの活用を助言するとともに、関係団体へ委員推薦を依頼する際は、「代表者など役職にこだわらない」「女性の登用促進の観点から、女性の推薦を希望する」という点について理解及び協力を得るよう働きかけた。							

各行政委員会における女性の登用状況(令和6年(2024年)3月31日現在)

委員会、委員名		委員総数(人)	男性委員数 (人)	女性委員数 (人)	女性委員割合 (%)	担当部署
1	教育委員会	6	4	2	33.3	教育政策課
2	選挙管理委員会	24	23	1	4.2	選挙管理委員会事務局
3	人事委員会	3	2	1	33.3	人事委員会事務局
4	監査委員	4	4	0	0.0	監査事務局
5	農業委員会	24	23	1	4.2	農業委員会事務局
6	固定資産評価審査委員会	3	2	1	33.3	税制課

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	6	政策・方針決定過程への女性の参画促進

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
②	「男女共同参画社会実現に向けた企業実態調査」等の機会を捉えた、事業所における女性の登用促進	女性の活躍推進事業		5,005	5,490	男女共同参画課	
取組概要							
【男女共同参画社会実現に向けた企業意識・実態調査の実施】 3年に1回、調査を実施し、市内事業所の女性の登用状況、育児・介護休業制度の整備とその利用状況等を調査し、男女共同参画社会実現に向けた取組の基礎資料とする。また、本調査結果を情報提供することで、各事業所における女性の活躍を推進する。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
「男女共同参画社会実現に向けた企業意識・実態調査」調査回答数	事業所	-	-	422	-		D
取組実績						男女共同参画課	
・調査期間 令和5年7月1日(土)～7月31日(月) ・調査対象 市内に事業所を置く従業者規模5人以上の事業所1,200社 ※事業所母集団データベース(令和3年次フレーム)を母集団とし、3つの事業所規模(従業者:5人以上30人未満、30人以上100人未満、100人以上)別に層化無作為により、1,171事業所を抽出。 ・調査方法 調査票を対象事業所に郵送し、事業所にて回答事項記入後、男女共同参画課へ返送する方法。または、調査票別紙に記載されたURLまたはQRコードからWeb上で回答。 ・回収状況 有効回収数:422票(WEB161票:紙261票)回収率36.1%							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
③	学校における女性校長・教頭等の登用促進のための環境整備	-		-	-	教職員課	
取組概要							
・現場の負担軽減等を図ることにより、受考者数の増加に継続的に取り組む。 ・女性教員を教務主任等へ積極的に登用し、リーダーとしての能力の養成を図る。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
管理職への女性登用率(小学校長)	%	19.6	22.8	20.7	増		A
管理職への女性登用率(小学校教頭)		16.3	24.0	27.0	増	A	
管理職への女性登用率(中学校長)		4.8	11.9	9.5	増	A	
管理職への女性登用率(中学校教頭)		12.5	14.6	18.8	増	A	
取組実績						教職員課	
管理職選考試験の実施状況(令和5年度) ※()内は女性 ・校長選考試験 受験者数 74人(13人) 合格者数 37人(7人) ・教頭選考試験 受験者数 128人(32人) 合格者数 40人(7人) 女性教員の教務主任・研究主任への登用状況(令和5年度) 小学校:31.0% 中学校:18.1%							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	様々な分野で活躍している女性の情報を掲載している「女性人材リスト」の充実と活用	-		-	-	男女共同参画課	
取組概要							
【女性人材リストの充実と活用】 各分野における貴重な女性人材をリストにして、本市の審議会等委員やセミナー講師等の人材としての推薦や情報提供を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
女性人材リストの登録者数	人	182	214	162	166		C
取組実績						男女共同参画課	
令和5年度は登録者に現況調査を行い、最新情報への更新を行った。今後も幅広い分野における女性人材を充実するため、講演会等で講師となっている方へ登録を依頼する等、登録者の増加に努める。							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	6	政策・方針決定過程への女性の参画促進

※評価基準

「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない

「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
⑤	「はあもにいウィメンズカレッジ」等女性の社会参画の必要性や意欲を高める講座の実施	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい	
取組概要							
さまざまな角度から女性の社会参画の重要性やその意義を伝える講座等を開催し、政策方針決定の場に参画し、職場や地域のリーダーとして活躍する女性人材を育成する。また、3月8日の国際女性デーを記念し、ミモザ月間としてパネル展示やクイズ、YouTube動画による啓発を実施。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
ウィメンズカレッジ等セミナー・講座・事業数	回	4	7	6	4		A
ウィメンズカレッジ等セミナー・講座・事業参加者数	人	901	790	1,282	600		A
取組実績							
①第10期ウィメンズカレッジ (参加者18人 うち修了16人 のべ140人) ②防災出前講座 (熊本地震の経験を踏まえた男女共同参画の視点に立った防災について、実施9団体、参加者のべ380人) ③男女共同参画基礎講座Ⅰ (伊藤比呂美氏講演会、参加者124人) ④キャリアアップ・スキルに関する講座 (キャリアアップのための「伝わる」文章術について、全2回、参加者33人 のべ46人) ⑤市民グループ企画③ (主催:日本キリスト教婦人矯風会熊本グループ「ジェンダー平等社会実現のための政治と教育のありかたについて」、参加者60人) ⑥ミモザ月間・国際女性デー啓発 (ノベルティ1600個配布、動画視聴計578回)							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	7	市役所における男女共同参画の推進

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	公平な人事評価に基づく管理・監督職への女性の登用促進	-		-	-	人事課	
取組概要							
・令和5年4月1日付けにおいて、課長級へは全昇任者58人中11人(うち試験9人、選考2人)の女性職員が昇任した。 ・令和5年4月1日付けにおいて、主査級へは全昇任者142人中47人(うち試験35人、選考10人)の女性職員が昇任した。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
全職員に占める管理職以上の女性職員の割合	%	8.9	12.2	13.2	-		A
全職員に占める監督職以上の女性職員の割合	%	24.8	28.5	29.2	-		A
全職員に占める女性職員の割合	%	33.1	36.0	36.7	-		A
取組実績							
・女性幹部候補生としての意識醸成を図るため、自治大学校第1部・第2部特別課程研修へ職員を派遣 ・女性が活躍できる社会の実現に向けて、女性職員に期待される役割、コミュニケーション能力を身につけるため、熊本県市町村職員研修協議会の女性職員ステップアップセミナーへ職員を派遣							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)		担当部署
②	ポジティブ・アクションの推進にあたっての女性職員のキャリア形成への支援	職員研修経費		7	0	人事課 人材育成センター	
取組概要							
①自治大学校及び熊本県市町村職員研修協議会主催の女性職員育成研修(リーダーシップやコミュニケーション及びキャリアデザイン等の派遣研修) (1)自治大学校「第1部・第2部特別課程」 (2)熊本県市町村職員研修協議会「女性ステップアップセミナー」 ②人材育成センター 選択研修「女性職員キャリアデザイン×ヘルスケア研修」							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
①-(1)自治大学校「第1部・第2部特別課程」派遣者数	人	1	1	1	1		A
①-(2)「女性ステップアップセミナー」派遣実施回数	回	1	0	2	1		A
②人材育成センター 選択研修「女性職員研修」参加者数	人	-	34	23	40		A
取組実績							
①-(1)自治大学校「第1部・第2部特別課程」 《実施状況等》 庁内公募を行い、職員を1名派遣した。 ②-(2)熊本県市町村職員研修協議会「女性ステップアップセミナー」 《実施状況等》 年度当初、熊本県市町村研修協議会が主催する研修について、所属長あて通知及び全庁掲示板にて案内、2名の応募があり、派遣。 ②女性職員キャリアデザイン×ヘルスケア研修(労務厚生課衛生管理室と共催で実施) 《実施状況等》 研修名:令和5年度(2023年度)女性職員キャリアデザイン×ヘルスケア研修 日時:令和6年(2024年)1月31日(水)13:20～16:30 研修講師:大塚製薬 葛西 雅美氏、産婦人科医 青木 早織氏 参加者数: 23名 (申込30名のうち、能登半島地震被災地支援業務等の影響により急遽7名欠席となったもの)※女性職員のみ参加							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	7	市役所における男女共同参画の推進

※評価基準

「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない

「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
③	年次有給休暇等の取得促進や超過勤務の削減、市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進等、職場環境の整備	-		-	-	人事課	
取組概要							
①休暇取得促進 ・休暇計画表の作成・活用の周知 ・年次有給休暇の取得促進(最低5日以上取得促進、年末年始の年次有給休暇取得促進等) ・夏期休暇の連続取得促進							
②超過勤務の削減 ・ローテーション式ノー残業デー(職員1人1人が別々の日をノー残業デーを決められる)の導入 ・時間外勤務時間目標値の設定 → 目標超過所属に対し、必要に応じてヒアリング等を実施 ・勤務時間の繰上げ繰下げの活用、振替取得の徹底、過重労働により産業医から時間外勤務への配慮							
③職場環境の整備 ・ワークライフバランス向上を目的とした、勤務時間の割り振り変更(繰上げ繰下げ制度)の恒常化							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
1人あたりの年平均時間外勤務時間数(市長事務部局)全体	時間	152	195	154	-		A
取組実績							
令和5年度 時間外勤務実績 令和4年度比▲14.5% ※災害対応等の特例業務を含む全時間外の実績							

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	各種ハラスメントや性的マイノリティに関する職員研修の実施	(ジェンダー平等啓発経費) 性的マイノリティ理解促進経費		175	300	男女共同参画課	
取組概要							
【理解促進に向けた職員研修の実施】 多様な性のあり方を学ぶ職員研修を実施することで、いかなる性別、性的指向、性自認であっても、一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分に発揮しその人らしく生きられるような社会の実現を目指す。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
性的マイノリティに関する職員研修参加者数(配信視聴者含む)	人	197	1,578	267	200		A
取組実績							
・大規模災害発生時に開設する各避難所にて、性の多様性や、男女共同参画の視点を理解した上で、誰もが安心安全に過ごせるような運営とするため当事者の困難等への理解促進のため、避難所運営における性の多様性や男女共同参画の視点への対応にかかる職員研修を実施した(避難所担当職員603人中、オンライン受講者は267人。オンライン研修欠席者は動画を視聴) ・令和5年度は、市民、行政関係者、当事者支援に関わる方、その他関心のある方を対象とした講演会を対面形式で1回開催した。 ※令和4年度の動画配信による配信視聴者数とは比較ができない。							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	7	市役所における男女共同参画の推進

※評価基準

「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない

「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	各種ハラスメントや性的マイノリティに関する職員研修の実施	-		-	-	コンプライアンス推進室	
取組概要							
【職員研修】 全職員を対象とした研修や階層別研修を実施することによりハラスメント防止に対する理解を深めるとともに、問題の早期解決や再発防止に繋げることを目的にハラスメント相談窓口の担当職員を対象にスキルアップ研修を実施する。 【職員倫理月間(毎年12月)】 ハラスメント防止に対する意識を向上させるため、ハラスメントにつながる言動を確認する「ハラスメントセルフチェック」の実施や、「熊本市ハラスメント対策方針」の周知を行う。 【相談窓口担当者連絡会】 相談窓口担当者のハラスメント対応に関する理解を深めるため、本市コンプライアンス担当監からのハラスメント対応に関する講話を実施する。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
ハラスメント相談件数	件	-	34	39	-		D
取組実績							
【職員研修】 ・「コンプライアンスと公務員倫理」研修(全職員対象)や階層別研修の中で、ハラスメントの定義や相談窓口の周知を行った。 ・ハラスメント相談窓口担当職員研修(eラーニング)を実施した。 【職員倫理月間(毎年12月)】 ・「ハラスメントチェックリスト」による職員の日頃の言動の振り返りを実施した。 ・各所属においてハラスメント防止に関する所属長講話を実施した。 ・「熊本市ハラスメント対策方針」の周知を実施した。 【相談窓口担当者連絡会】 ・コンプライアンス担当監によるハラスメント対応に関する講話を受講した。							

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	各種ハラスメントや性的マイノリティに関する職員研修の実施	-		-	-	人権政策課	
取組概要							
職員人権教育研修として、「女性に関する人権問題」、「性的マイノリティに関する人権問題」、「各種ハラスメント」を含む様々な人権問題について、各所属で計画し取り組むこととしている。 また、新規採用職員や主査級昇任者を対象に人権問題についての講義を実施している。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
各種ハラスメントや性的マイノリティに関する職員研修を実施した所属の割合	%	-	59.6	48.4	増加		
取組実績							
・「女性に関する人権問題」「性的マイノリティに関する人権問題」「各種ハラスメント」についての研修等を実施した所属課数 125課(室)／258課(室) ・令和5年度新規採用職員に対する人権に関する研修 (4月、10月実施) ・令和5年度主査級昇任者に対する人権に関する研修 (5月実施)							

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	8	女性の起業・就業支援

※評価基準

「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない

「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	「資格取得講座」「再就職支援セミナー」「働き方相談所」等、就労に結びつく学習機会、相談の実施	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい	
取組概要							
・各種講座、相談会等の実施により、就労に結びつく学習、相談の機会を提供し、女性の起業・就業支援を行う。 ・テレワークの啓発、推進を目的として、コワーキングスペースを運営、利用促進を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
資格取得講座等セミナー・講座数	回	5	6	7	5		A
資格取得講座等セミナー・講座受講生数	人	686	246	454	300		A
取組実績							
①資格取得講座 全3回（再就職・キャリアのためのエクセル表計算3級資格取得講座、参加者16人、のべ67人） ②起業家支援講座（プチ起業に関するセミナー・座談会、参加者15人） ③再就職準備講座（生き方・働き方を支える私のからだ、参加者15人） ④キャリアアップ・スキルに関する講座（ユニバーサルマナー検定3級資格取得講座、参加者30人） ⑤キャリアアップ・スキルに関する講座（キャリアアップのための「伝わる」文章術について、全2回、参加者33人 のべ46人） ⑥働き方相談所（4月除く毎月第3水曜日、1日4回開催、ハローワーク職員による相談対応、参加者21人） ⑦テレワーク推進事業/コワーキングスペースの運営 登録者 35人(新規23人、更新12人)、年間利用者のべ260人							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)		担当部署
①	「資格取得講座」「再就職支援セミナー」「働き方相談所」等、就労に結びつく学習機会、相談の実施	合同就職説明会開催経費 産業人材育成支援事業(一部)		23,939	28,600		雇用対策課
取組概要							
【合同就職説明会】 地場企業の人材確保及び求職者の早期就職を促進するために、企業と求職者との合同就職説明会を、対面形式とオンライン形式を併用しながら実施した。							
【介護職員初任者研修】 介護業界は恒常的な人材不足であることから、介護人材の育成のための実務者研修を実施してきたが、令和5年度においては、介護業界でのキャリアアップに必須といえる「介護職員初任者研修」の取得講座を実施し、即戦力人材を育成することとした。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)	
合同就職面談会の参加者数 (平成21年度から開始)	人	794	1,201	1,239	1,360	A	
介護職員初任者研修の受講生数 ※R4年度までは介護福祉士実務者研修を実施。	人	15	6	3	-	D	
取組実績							
【合同就職説明会】 ・年間開催回数 12回 ・参加企業 360社 ・参加求職者 1,239人							
【介護職員初任者研修】 業界団体等へのニーズ調査を踏まえ、令和5年度は介護職員初任者研修を実施したものの、途中で受講を断念した者もあり、修了者数が減少した。 ・研修受講者 3人							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	8	女性の起業・就業支援

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
②	マザーズハローワーク等の関係機関との連携による就業に関する情報提供	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい	
取組概要							
・熊本市と労働局が締結する「熊本市雇用対策連携協定」に基づき、女性のライフステージに対応した就労支援の一つとして「働き方相談所」を開設。ハローワーク職員が就業や転職に関する相談に対応し、女性の活躍推進、出産・育児等で離職した女性の再就職支援、仕事と子育ての両立支援による働きやすい職場環境の整備を推進する。 ・再就職準備講座では、2部制で実施し、後半でマザーズハローワーク熊本からの就労に関する詳しい情報提供を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
働き方相談所の相談人数	人	13	21	21	21		A
取組実績							
①働き方相談所 (4月除く毎月第3水曜日、1日4回開催、ハローワーク職員による相談対応、参加者21人) ②再就職準備講座 (生き方・働き方を支える私のからだ、参加者15人)							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
③	「起業家支援セミナー」の開催等、女性の起業への支援及び雇用の創出	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい	
取組概要							
出産、子育て、介護などライフイベントとの両立がしやすく、柔軟で多様な働き方を生み出す手段の一つ「起業」という選択肢について知り、実現していくための準備を具体的に考える機会として、起業アイデアの具体化とはじめの一歩の行動宣言までを行う講座を実施。その他、起業に関する情報を広報誌等で提供。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
起業家支援セミナー等セミナー・講座数	回	4	3	5	3		A
起業家支援セミナー等セミナー・講座 受講生数	人	103	156	296	400	A	
取組実績							
①起業家支援講座 (プチ起業に関するセミナー・座談会、参加者15人) ②働き方相談所 (4月除く毎月第3水曜日、1日4回開催、ハローワーク職員による相談対応、参加者21人) ③テレワーク推進事業/コワーキングスペースの運営(新規登録35人、年間利用者数260人) ④テレワーク推進ミニセミナー (テレワークとメディアリテラシー、参加者15人) ⑤情報誌はあもにいによる情報発信(vol.94 小さな起業のススメ)							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
③	「起業家支援セミナー」の開催等、女性の起業への支援及び雇用の創出	-		-	-	起業・新産業支援課	
取組概要							
熊本市創業支援等事業計画にて認定をしている各支援機関において、女性を対象として、起業に関する知識を身に着けることができるセミナー等を実施する。□							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
女性起業塾参加者数	人	-	16	19	-		D
女性起業家スクール参加者数	人	-	0	0	-	D	
くまもとチャレンジャーAWARD参加者数	人	-	21	26	-	D	
取組実績							
女性起業塾参加者数 19名 くまもとチャレンジャーAWARD参加者数 26名							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	8	女性の起業・就業支援

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	就業機会が少ない障がい者・母子家庭の母等を継続して雇用した事業主への雇用奨励金や職業訓練受講料助成等の経済支援	障がい者・母子家庭の母等の雇用対策経費 産業人材育成支援事業(一部)		2,317	2,350	雇用対策課	
取組概要							
【障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金】 市内在住の障がい者(身体・知的・精神)、母子家庭の母等を継続雇用した事業所に対して雇用奨励金を交付する。 (交付額)重度障がい者:月額6,000円×最大12か月　その他:月額4,000円×最大12か月							
【職業訓練受講料助成】 雇用保険受給資格のない失業者に対し、職業訓練センターの講座受講料の半額を助成する。 【交付額】受講料の半額(同一年度内において1人1講座限り)							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金	件	61	68	77	-	A	
職業訓練受講料助成	件	17	23	22	-	A	
取組実績							
【障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金】 交付件数 77件(障がい者59件、母子家庭の母等17件、高齢者1件)、交付額 1,992千円(障がい者1,560千円、母子家庭の母等408千円、高齢者24千円)							
【職業訓練受講料助成】交付件数 22件、交付額 325千円							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
⑤	「母子・父子自立支援プログラムの策定」「母子家庭等自立支援給付金の支給」等、ひとり親家庭に対する就労支援	母子・父子自立支援プログラム 策定員設置経費 母子家庭自立支援給付金事業		100,570	107,038	こども家庭福祉課	
取組概要							
①自立支援プログラム 平成19年1月から母子・父子自立支援プログラム策定員を設置し、児童扶養手当受給者等で就労意欲がありながら十分な就労が行えない者に対し、面接等を実施し個々の事情に応じた自立支援プログラムを作成し、ハローワークとの連携をとりながら継続的な支援を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
①自立支援プログラムの策定	件	94	124	149	94		A
②母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	件	5	7	5	5	A	
③母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	件	81	99	104	81	A	
取組実績							
①自立支援プログラム ・プログラム策定件数:149件 ・就職件数:95件							
②母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ・助成件数:5件 ・助成金額:191千円							
③母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 ・助成件数:104件 ・助成金額:94,422千円							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	8	女性の起業・就業支援

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
⑥	「女性相談デー」「女性のためのビジネス合同相談会」の開催等、女性の社会進出や新事業展開への支援	くまもと森都心プラザ指定管理料 ※子育て支援施設、図書館等の経費含む		375,840	375,840	起業・新産業支援課	
取組概要							
指定管理者制度にて運営する、くまもと森都心プラザビジネス支援施設XOSS POINT.にて、以下の事業(自主事業)を実施。							
①事業名 :女性相談デー 事業説明:女性中小企業診断士・融資相談員等による女性目線でのビジネス無料相談を通じて女性の社会進出や新事業を応援する。(月1回開催)							
②事業名 :女性のためのビジネス合同相談会の開催 事業説明:女性士業(弁護士・司法書士・社労士・税理士他)と女性起業家や経営者などのビジネスに特化した相談会を開催する。(年2回開催)							
③事業名 :女性先輩起業家と起業を目指す女性の出会いの場の提供 事業説明:女性先輩起業家や女性メンターを交えながら、これから起業したい・起業に興味があるといった方の出会いの場を設け、起業する際の課題を女子会のイメージで話し合える交流の場を提供する。(年7回開催)							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
女性相談デーでの相談者数	人	9	11	17	-		D
女性のためのビジネス合同相談会の参加者数	人	11	5	9	-		D
女性先輩起業家と起業を目指す女性の出会いの場の参加者数	人	-	7	73	-		D
取組実績							
①女性相談デー 相談者数 計17名 ②女性のためのビジネス合同相談会の開催 参加者数 計9名 ③女性先輩起業家と起業を目指す女性の出会いの場の提供 参加者数 計73名							

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
⑦	家族経営協定締結の推進等、農水産業における女性担い手の育成および活動支援	-		-	-	農業支援課	
取組概要							
認定農業者における家族経営協定の締結を進めることで、家族農業経営内で女性農業者の地位や役割を明確化し、経営のパートナーとして位置づけることで、経営の安定性や効率性を高めるもの。 ・認定農業者制度の新規認定における共同申請については、家族経営協定が必須要件であるため締結を促すとともに、個別申請においても家族経営協定の締結について啓発する。 ・熊本市認定農業者協議会の組織活動を通じて、家族経営協定の締結及び内容の見直し等を推進する。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
認定農業者における家族経営協定締結率	%	17	21	21	20		A
取組実績							
・令和5年度に新規に家族経営協定を締結した農家数:17戸 ・令和5年度に家族経営協定の内容の見直しを行った農家数:22戸 ※ 令和5年度末認定農業者数:1,495戸、内家族経営協定農家数:315戸							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	9	女性のキャリアアップ支援

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)			R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署
①	女性の活躍推進に向けた事業の実施	女性の活躍推進事業			5,005	5,490	男女共同参画課
取組概要							
【女性活躍推進事業の実施】 国の地域女性活躍推進交付金を活用して事業を実施する。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)	
女性のつながりサポート事業でのアンケート回答者数	人	-	1,823	2,133	-	A	
取組実績							
・孤独・孤立等で不安を抱える女性の実態把握のためのアンケートの実施 ・不安等を抱える女性を対象とした安心して過ごすことができる居場所づくりのためのカフェを市内4か所(中央区、西区、南区、東区)で令和5年9月から令和6年2月まで各会場で毎月1回の計24回開催(延べ455人参加)。 マザーズハローワークの協力により、同会場で仕事相談も実施。 ・不安等を抱える女性を対象としたオンライン相談会を計8回開催(延べ数23人参加)。 ・支援者を対象とした、オープンダイアログ実践のためのセミナーを1回開催(21人参加)。							
取組の名称		事業名(予算名)			R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署
②	「女性の活躍応援協議会くまもと」の開催による経済団体や関係機関等との連携強化	-			-	-	男女共同参画課
取組概要							
【女性の活躍応援協議会くまもと」の開催】 本市の職業生活における女性の活躍を効果的かつ円滑に推進していくため、経済団体、労働者団体、関係団体、行政機関等との連携を深め、それぞれの取組について情報提供や意見交換を行うことを目的として会議を開催する。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)	
女性の活躍応援協議会くまもと開催回数	回	1	1	1	1	A	
取組実績							
令和4年度までは新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催であったが、令和5年度は4年ぶりに対面開催し、意見交換を行った。							
取組の名称		事業名(予算名)			R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署
③	「キャリアアップセミナー」等女性の意欲と能力向上を図るための講座の開催	-			-	-	男女共同参画センターはあもにい
取組概要							
キャリアプランに悩んだり、スキルアップを目指したりしている、幅広い年代、さまざまな立場の女性を対象として、各種講座を実施し、男女共同参画の現状・課題、役立つスキル等を習得する機会を提供する。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)	
キャリアアップセミナー等講座数	回	4	7	6	5	A	
キャリアアップセミナー等講座受講生数	人	412	282	559	300	A	
取組実績							
①第10期ウィメンズカレッジ(参加者18人、全10回、のべ140人) ②起業家支援講座(プチ起業に関するセミナー・座談会、参加者15人) ③再就職準備講座(生き方・働き方を支える私のからだ、参加者15人) ④キャリアアップ・スキルに関する講座(ユニバーサルマナー検定3級資格取得講座、参加者30人) ⑤キャリアアップ・スキルに関する講座(キャリアアップのための「伝わる」文章術について、全2回、参加者33人 のべ46人) ⑥はあもにいフェスタ記念講演会(ジェーン・スー氏講演会、参加者313人)							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	9	女性のキャリアアップ支援

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	女性の意欲と能力活用について、事業所の自主的かつ積極的な取組を促すための情報提供	-		-	-	男女共同参画課	
取組概要							
市ホームページ、ラジオを活用して、広く市民に情報提供、啓発を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
ラジオでの女性の活躍に関する広報回数	回	-	1	1	1		A
取組実績							
・国際女性デーに合わせて、ラジオでの啓発広報を行った。 ・令和5年度の女性の活躍応援協議会くまもとでは、熊本労働局から女性活躍・両立支援を積極的に行う企業の取組について紹介していただき、協議会参加団体へ情報提供を行った。							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	女性の意欲と能力活用について、事業所の自主的かつ積極的な取組を促すための情報提供	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい	
取組概要							
企業・組織における意識や環境・制度を変えることと女性へのエンパワメントは両輪であることから、男女共同参画の基礎について学び、女性活躍推進やダイバーシティの実現に向け自社や業界で生かせる有益な情報を提供する講座を実施。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
はあもにいメンズカレッジ等講習会の参加者数	人	27	38	44	30		A
取組実績							
①はあもにいメンズカレッジ (男女共同参画基礎知識とジェンダー・フェミニズムについて、参加者15人)							
②男女共同参画基礎講座Ⅱ (職場におけるLGBTオンライン講座、参加者29人)							
③情報誌はあもにいによる情報発信							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	10	多様な働き方への理解を促す情報の提供

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催等による啓発及び情報の提供	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい	
取組概要							
・各種講座の開催により、ワーク・ライフ・バランスについての啓発、情報提供を行う。 ・テレワークの啓発、推進を目的として、コワーキングスペースを運営、利用促進を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
ワーク・ライフ・バランス等セミナー・講座数	回	5	4	5	4		A
ワーク・ライフ・バランス等セミナー・講座受講生数	人	429	318	422	300	A	
取組実績							
①ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講座① (ライフデザインとマネープランセミナー、参加者7人) ②ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講座② (介護とワーク・ライフ・バランス、参加者15人) ③第10期ウィメンズカレッジ (参加者18人、全10回、のべ140人) ④テレワーク推進事業/コワーキングスペースの運営 登録者 35人(新規23人、更新12人)、年間利用者のべ260人 ⑤テレワーク推進事業/テレワーク推進ミニセミナー (テレワークとメディアリテラシー、参加者15人)							

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
②	テレワークをはじめとした柔軟な働き方に関する講演会や勉強会の開催等による啓発及び就業支援	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい	
取組概要							
・テレワーク推進事業として、コワーキングスペース運営のほか、ホームページ、ミニセミナー等で情報提供を行う。 ・各種講座、相談会の開催によるテレワークの啓発及び就業支援を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
テレワーク推進事業等セミナー・講座数	回	3	7	6	3		A
テレワーク推進事業等セミナー・講座 受講生数	人	197	211	311	200	A	
取組実績							
①テレワーク推進事業/テレワーク推進ミニセミナー (テレワークとメディアリテラシー、参加者15人) ②テレワーク推進事業/コワーキングスペースの運営 登録者 35人(新規23人、更新12人)、年間利用者のべ260人 ③テレワーク推進事業/HP内に「テレワーク推進」ページ 令和5年度 当該ページ閲覧者(ページレビュー)数 1585人 ④起業家支援講座 (プチ起業に関するセミナー・座談会、参加者15人) ⑤働き方相談所 (4月除く毎月第3水曜日、1日4回開催、ハローワーク職員による相談対応、参加者21人) ⑥情報誌はあもにいによる情報発信(vol.94 小さな起業のススメ)							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	11	事業者と連携したワーク・ライフ・バランスの推進

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	企業活動の先進的取組事例の紹介等、地場企業に向けたワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	男女共同参画啓発経費		1,205	1,077	男女共同参画課	
取組概要							
【出前講座の実施】 市民(グループ)及び事業者等が主催する研修等に講師を派遣し、専門知識や経験を生かした講座を行うことにより、男女共同参画に関する理解を深めることを目的とする。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
ワーク・ライフ・バランスをテーマにした出前講座の開催回数	回	5	0	0	1		C
取組実績							
近年は、ワーク・ライフ・バランスよりもハラスメントやLGBT、DV等をテーマとする出前講座のニーズが高い状況である。出前講座に限らず、情報誌等での情報発信に努める。							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	企業活動の先進的取り組み事例の紹介等、地場企業に向けたワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい	
取組概要							
テレワーク、男性育休について県内の実践企業の実例を聞くセミナー等を開催し、企業等がワーク・ライフ・バランスを推進する意義やメリット、働き方や生き方が多様化する現代に対応できる組織作りに関する情報提供を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
企業等を対象にしたセミナーの参加者数	人	64	201	170	90		A
取組実績							
①はあもにいメンズカレッジ (男女共同参画基礎知識とジェンダー・フェミニズムについて、参加者15人)							
②テレワーク推進事業/テレワーク推進ミニセミナー (テレワークとメディアリテラシー、参加者15人)							
③第10期ウィメンズカレッジ (参加者18人、全10回、のべ140人)							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
②	子育て支援優良企業認定・表彰制度による事業者等へのワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と子育ての両立支援環境整備事業		2,599	2,600	こども政策課	
取組概要							
・子育て世帯等が安心して子育てと仕事の両立ができる、働きやすい職場環境の整備を進める企業を「子育て支援優良企業」として認定を行った。 ・令和5年度は、新規企業20社を含む24社を新たに認定した。 ・認定企業及びその優良事例の周知のため、「熊本市子育て支援優良企業認定事例集」を作成し、企業や各大学へ配布を行い、市ホームページに掲載するとともに、令和5年度は経済観光局と連携し、合同就職説明会でのPRも行った。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
熊本市子育て支援優良企業認定件数	件	-	35	53	125		A
取組実績							
令和5年度 熊本市子育て支援優良企業総数 計53社 【内訳】 新規認定企業数 20社(うち表彰企業1社) 更新認定企業数 4社 令和4年度までの認定企業数 29社							

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	11	事業者と連携したワーク・ライフ・バランスの推進

※評価基準

「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない

「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
③	育児・介護休業法等関係法令の情報収集と周知	男女共同参画啓発経費		1,205	1,077	男女共同参画課	
取組概要							
【出前講座の実施】 市民(グループ)及び事業者等が主催する研修等に講師を派遣し、専門知識や経験を生かした講座を行うことにより、男女共同参画に関する理解を深めることを目的とする。							
【情報誌「はあもにい」での周知】							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
出前講座の実施受講者数(再掲)	人	2,390	490	1,677	2,090		A
出前講座の実施回数(再掲)	回	27	6	15	19		A
取組実績							
新型コロナウイルス感染症が5類移行し、企業や学校での集合研修の希望が増えたことで、実施回数、受講者数が増加した。							

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
③	育児・介護休業法など関係法令の情報収集と周知	-		-	-	こども政策課	
取組概要							
「子育て支援優良企業認定制度」へ応募があった企業に対して、必要に応じて、情報収集した育児・介護休業法の制度等についての情報提供を行う。 また、熊本市ホームページの「若年層に対する少子化に関する情報提供・意識啓発事業」の中で、子育てしやすい職場環境の整備の必要性について掲載し、広く周知を図る。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
-	-	-	-	-	-		D
取組実績							
・「子育て支援優良企業認定制度」へ応募があった企業に対して、必要に応じて、情報収集した育児・介護休業法の制度等についての情報提供を行った。 ・また、熊本市ホームページの「若年層に対する少子化に関する情報提供・意識啓発事業」の中で、子育てしやすい職場環境の整備の必要性について掲載し、広く周知を図った。							

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	12	子育て・介護に関する支援

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署																																										
①	「児童手当」「子ども医療費の助成」等、子育て家庭に対する経済的な支援や相談体制の充実に向けた取組	児童手当給付経費 児童手当給付事務経費 児童手当・児童扶養手当事務経費 児童手当制度改正対応経費 こども医療費助成 こども医療費助成事務委託		11,086,340 4,667 35,269 0 2,470,391 10,061	13,384,000 7,700 39,892 206,908 2,324,195 82,800	こども支援課 各区保健こども課																																										
取組概要																																																
(こども医療費) 養育者の経済的負担を軽減するとともに、子どもの健康保持と健全な育成を図るため、こども医療費を助成している。 令和5年12月受診分から助成対象を高校3年生までに拡充し、全年齢を対象に、保険薬局にかかる自己負担を無料とした。 (児童手当) 次世代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するために、高校生以下の児童の養育者に「児童手当」を支給する。																																																
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)																																									
①児童手当の支給	人	94,192	86,199	83,686	73,000		D																																									
②子ども医療費助成(ひまわりカード)	件	1,113,418	1,103,533	1,310,943	1,300,000	D																																										
取組実績																																																
(こども医療費) (児童手当)																																																
<実績> <table><tr><th>年度</th><th>助成件数</th></tr><tr><td>H28</td><td>1,071,042</td></tr><tr><td>H29</td><td>1,075,328</td></tr><tr><td>H30</td><td>1,113,418</td></tr><tr><td>H31</td><td>1,171,000</td></tr><tr><td>R2</td><td>925,320</td></tr><tr><td>R3</td><td>1,017,390</td></tr><tr><td>R4</td><td>1,103,533</td></tr><tr><td>R5</td><td>1,310,943</td></tr></table> 平成30年1月から中学3年生まで拡充 平成30年12月から自己負担額改正 令和5年12月から高校3年生まで拡充・薬局無料 <実績(各年度2月末)> <table><tr><th>年度</th><th>受給者数(人)</th><th>支給児童数(人)</th></tr><tr><td>H30.2月定期時</td><td>55,435</td><td>94,666</td></tr><tr><td>H31.2月定期時</td><td>54,945</td><td>94,192</td></tr><tr><td>R2.2月定期時</td><td>54,502</td><td>93,380</td></tr><tr><td>R3.2月定期時</td><td>53,808</td><td>92,278</td></tr><tr><td>R4.2月定期時</td><td>52,149</td><td>89,361</td></tr><tr><td>R5.2月定期時</td><td>50,156</td><td>86,199</td></tr><tr><td>R6.2月定期時</td><td>48,825</td><td>83,686</td></tr></table>							年度	助成件数	H28	1,071,042	H29	1,075,328	H30	1,113,418	H31	1,171,000	R2	925,320	R3	1,017,390	R4	1,103,533	R5	1,310,943	年度	受給者数(人)	支給児童数(人)	H30.2月定期時	55,435	94,666	H31.2月定期時	54,945	94,192	R2.2月定期時	54,502	93,380	R3.2月定期時	53,808	92,278	R4.2月定期時	52,149	89,361	R5.2月定期時	50,156	86,199	R6.2月定期時	48,825	83,686
年度	助成件数																																															
H28	1,071,042																																															
H29	1,075,328																																															
H30	1,113,418																																															
H31	1,171,000																																															
R2	925,320																																															
R3	1,017,390																																															
R4	1,103,533																																															
R5	1,310,943																																															
年度	受給者数(人)	支給児童数(人)																																														
H30.2月定期時	55,435	94,666																																														
H31.2月定期時	54,945	94,192																																														
R2.2月定期時	54,502	93,380																																														
R3.2月定期時	53,808	92,278																																														
R4.2月定期時	52,149	89,361																																														
R5.2月定期時	50,156	86,199																																														
R6.2月定期時	48,825	83,686																																														
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署																																										
①	「児童手当」「子ども医療費の助成」等、子育て家庭に対する経済的な支援や相談体制の充実に向けた取組	子ども・若者総合相談センター運営経費		18,159	22,416	こども・若者総合相談センター																																										
取組概要																																																
子ども・若者に関する相談に応じ、関係機関の紹介、情報の提供及び助言を行い早期支援につなぐ。 電話相談(平日8:30～21:00)、面接相談(平日8:30～17:15)、メール相談を行っている。 令和6年10月に業務委託により「若者・ヤングケアラー支援センター」を設置し、様々な困難を抱える若者及びヤングケアラーに対する相談支援体制を整備し、これまでの傾聴中心の相談支援に加え、同行支援や訪問相談などアウトリーチ型の相談支援に取り組む。																																																
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)																																									
こども・若者総合相談センターへの相談件数	件	7,433	2,635	2,212	2,300		D																																									
取組実績																																																
【令和5年度 相談状況】総相談件数 2,212件 ■相談方法別件数 電話:2,023件 面接:35件 メール:154件 ■対象者別件数 乳幼児:28件(1.3%) 小学生:119件(5.4%) 中学生:199件(9.0%) 高校生:208件(9.4%) その他10代:83件(3.7%) 20歳以上:1,471件(66.5%) 不明:104件(4.7%)																																																

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	12	子育て・介護に関する支援

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)	R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署			
②	多様なニーズに対応した保育サービスの充実等待機児童解消に向けた取組	①利用者支援専任チーム関連経費 ②私立保育所等延長保育促進経費外 ③私立保育所等一時預かり事業助成 ④私立保育所等障がい児保育助成 ⑤公立児童発達支援事業 ⑥熊本市保育所職員合同研修会 ⑦保育サービス第三者評価の実施 ⑧認可外保育施設保育環境向上事業、幼児教育・保育無償化円滑化事業 ⑨保育士就職支援事業 ⑩保育士等の処遇改善	①18,468千円 ②公立80,014円 私立 102,290千円 ③8,407千円 ④321,022千円 ⑤8,441千円 ⑥58千円 ⑦295千円 ⑧8,251千円 ⑨4,300千円 ⑩3,284,091千円	①21,778千円 ②公立110,862円 私立 135,000千円 ③16,000千円 ④324,000千円 ⑤11,260千円 ⑥122千円 ⑦ー ⑧7,415千円 ⑨4,300千円 ⑩ー				
取組概要								
①平日保育サービス…幼稚園から認定こども園への移行や、園への定員増依頼等による自主的定員増加を図った。 ②延長保育サービス…保護者の就労等、やむを得ない事情で保育時間の延長が必要な児童について、保育所開所時間を超えて保育を実施した。 ③一時預かり事業…保育所等を利用していない家庭において、保護者が病気や冠婚葬祭などで家庭での保育が困難な場合に、保育所等で一時的に在園児以外の預かりを実施した。 ④障がい児保育サービス…心身に障がい有する児童の集団保育による成長発達を促進するため、保育所等において障がい児保育を実施した。 ⑤児童発達支援事業…実施園(併設) 公立4園 私立4園(内訳:保育園2、幼稚園2) ⑥保育所等職員研修…保育所等職員(認定こども園、私立幼稚園等職員を含む)が子どもに関わる多くの課題に対応できるよう知識と技術を学び、より高い専門性を身に付けていくため、人権保育研修会、障害児保育研修会等、18回オンラインにて実施した。 ⑦保育サービス第三者評価の実施…実施園(累計) 公立20園(平成26年度で終了) 私立62園 ⑧認可外保育施設への指導及び支援…保育環境の充実と児童の処遇向上のため立入調査を実施(当初予定118施設→実施施設124施設[年度内に新設の認可外保育施設があったため変動したもの]) 園児賠償責任保険、職員研修費、児童や職員の健康診断費、医薬・衛生材料の購入 経費及び調理担当職員の検便経費、防災設備や衛生管理を適切に行うための備品購入経費、乳児保育及び障がい児保育への支援を行った。 ⑨潜在保育士の再就職支援…保育士不足を解消するため、保育士就職支援研修会を年2回(7月・1月)実施した。 また、保育士再就職支援コーディネーターを1名配置し、再就職を希望する保育士に対する支援(相談、あっせん等)を行った。 ⑩保育士等の処遇改善…私立保育所等における人材確保対策を推進する一環として、保育士等の処遇改善に取り組む施設へ資金の交付を行った。								
指標名		単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)	保育幼稚園課
①平日保育サービス 待機児童数(3月1日現在)		人	590	338	291	減少	A	
②延長保育サービス実施園数		箇所 (園)	公立19園 私立244園	公立19園 私立237園	公立19園 私立241園	拡大	B	
③一時預かり事業実施園数(私立助成)、延利用者数		箇所 (園)(人)	10か園 11,378人	8か園 6,129人	8か園 6,463人	拡大	A	
④障がい児保育サービス 実利用者数(軽度・中度)		人	公立(軽度99人、中度14人、中重9人)私立(軽度186人、中度30人、中重15人)	公立(軽度104人 中度22人 中重7人)) 私立(軽度258人、中度37人、中重17人)	公立(軽度118人、中度22人、中重8人)) 私立(軽度393人、中度38人、中重18人)	拡大	A	
⑤児童発達支援事業実施園数		箇所 (園)	公立4か園 私立3か園	公立4か園 私立3か園	公立4か園(3園は公立保育所に併設) 私立4か園	拡大	A	
⑥保育所等職員研修熊本市保育所職員合同研修会実施		回	19回	16回	18回	拡大	A	
⑦保育サービス第三者評価の実施事業を実施した保育所数(累計)		箇所 (園)	公立は終了 私立46か園	公立は終了 私立60か園	公立は終了 私立62か園	公立は終了 私立は拡大	A	
⑧認可外保育施設への指導及び支援助成施設数		施設数	99施設	36施設	指導 124施設 支援 22施設	拡大	A	
⑨潜在保育士の再就職支援		人	研修会参加25人	研修会参加16人	研修会参加20人	拡大	B	
⑩保育士等の処遇改善		施設数 千円	250施設 1,911,782千円	259施設 2,730,921千円	262施設 3,284,091千円	拡大	A	
取組実績								
①平日保育サービス…幼稚園から認定こども園への移行等はおこなわれたが、全体的な保育士不足により、保育の受け皿は昨年より大幅に減少した (定員増・定員減あり 差引で前年比▲58人減、就学前児童数は、▲1,414人) ②延長保育サービス…実施園 公立 19園 私立241園(内、助成155園) ③一時預かり事業…実施園 公立19園 私立146園(内、助成8園) ④障がい児保育サービス…実施園 公立19園(中度より重い8人、中度22人、軽度118人) 私立100園(中度より重い18人、中度38人、軽度393人) ⑤児童発達支援事業…公立4ヶ園(3園は公立保育所に併設)私立4ヶ園 ⑥熊本市保育所等合同研修階実施…18回実施 ⑦保育サービス第三者評価の実施事業を実施した保育所数(累計)…私立62か園 ⑧認可外保育施設への指導…実施園124園 認可外保育施設への支援…22園。 ⑨潜在保育士の再就職支援…保育士就職支援研修会(2023/10/29実施)17人参加。保育士応援カフェ(2024/2/3実施)3人参加。 ⑩保育士等の処遇改善…私立262施設 3,284,091千円(処遇改善等加算ⅠⅡⅢ)								

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	12	子育て・介護に関する支援

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名（予算名）		R5決算額 （千円）	R6予算額 （千円）	担当部署	
③	児童育成クラブ、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育事業などによる子育て支援	児童育成クラブ管理運営経費・施設整備経費		1,285,547	1,905,400	放課後児童育成課	
取組概要							
就労等により保護者が昼間家庭にいない児童が、放課後等に安全・安心に過ごすことができるよう、児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 多様化・高度化する利用者のニーズに対し、「児童の健全育成」ならびに「子育て支援」という観点から、行政が積極的に対応し、少子化対策や男女共同参画社会の進展に寄与する。							
指標名		単位	基準値 （H30）	実績値 （R4）	実績値 （R5）		検証値 （R9）
児童育成クラブ開校施設数		箇所	92	92	92	92	A
取組実績							
①支援員の資質向上を目的とした研修の実施 クラブの運営や子どもの成長発達についてなど、実情に即した研修を実施した。 また、省令にて定められた「放課後児童支援員認定資格者研修」を本市で開催し、51名が受講し、44名が資格認定を受けた。 ②施設整備の充実 こども家庭庁が定める面積基準である児童一人当たり1.65㎡を満たすよう狭隘施設の整備を進めており、プレハブ施設を2か所新設し、学校教室等の整備を6か所行った。							

取組の名称		事業名（予算名）		R5決算額 （千円）	R6予算額 （千円）	担当部署																																																																													
③	児童育成クラブ、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育事業等による子育て支援	ファミリー・サポート・センター経費 病児・病後児保育事業		115,567,317	130,508,000	こども支援課																																																																													
取組概要																																																																																			
（1）ファミリー・サポート・センター〈熊本〉 【会員数】依頼会員 2,374人 協力会員 742人 両方会員 50人 計3,166人 【ファミリーサポートセンター講習会】 ①会員講習受講者（登録者）（依頼会員…毎月、協力会員…年4回） (1)依頼会員367人 (2)協力会員38人 (3)両方会員0名 計405人 ②フォローアップ講習受講者 18人（子育てに関する世代間ギャップ） ③地区交流会参加者数 17人（玉ねぎ麴でヘルシー料理を作ろう！） ④協力会員交流会 第1回 20人（絵本の読み聞かせ・手遊び講座） 第2回 22人（報告書の書き方・料金の計算方法の確認） ⑤全体交流会参加者数 52人（親子でサーキット遊び） ⑥出張講習会（依頼会員） 計4回開催 計41名 （2）病児・病後児保育 児童が病気あるいは病気回復において、保護者が家庭で保育を行うことができない期間、一時的に施設で保育を行う。 <table><tr><td>施設名</td><td>利用者数（H30）</td><td>利用者数（R1）</td><td>利用者数（R2）</td><td>利用者数（R3）</td><td>利用者数（R4）</td><td>利用者数（R5）</td></tr><tr><td>エーネホーム</td><td>574</td><td>470</td><td>37</td><td>61</td><td>129</td><td>465</td></tr><tr><td>みるく病児保育室</td><td>646</td><td>694</td><td>250</td><td>391</td><td>256</td><td>382</td></tr><tr><td>グリム病児保育室</td><td>619</td><td>626</td><td>148</td><td>180</td><td>246</td><td>283</td></tr><tr><td>キンダーハウス</td><td>556</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>病児保育みらい</td><td>1,151</td><td>1,392</td><td>699</td><td>1,008</td><td>217</td><td>1,023</td></tr><tr><td>病児保育エミー</td><td>746</td><td>695</td><td>384</td><td>406</td><td>818</td><td>352</td></tr><tr><td>病児保育室いちご</td><td>517</td><td>451</td><td>172</td><td>263</td><td>322</td><td>231</td></tr><tr><td>病児・病後児保育ふわっと</td><td>844</td><td>732</td><td>295</td><td>374</td><td>219</td><td>560</td></tr><tr><td>ベビーベアホーム熊本乳児院</td><td>－</td><td>276</td><td>189</td><td>376</td><td>302</td><td>205</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,653</td><td>5,336</td><td>2,174</td><td>3,059</td><td>2,509</td><td>3,501</td></tr></table> ※H30年度で事業廃止 ※R1年6月から事業開始							施設名	利用者数（H30）	利用者数（R1）	利用者数（R2）	利用者数（R3）	利用者数（R4）	利用者数（R5）	エーネホーム	574	470	37	61	129	465	みるく病児保育室	646	694	250	391	256	382	グリム病児保育室	619	626	148	180	246	283	キンダーハウス	556	－	－	－	－	－	病児保育みらい	1,151	1,392	699	1,008	217	1,023	病児保育エミー	746	695	384	406	818	352	病児保育室いちご	517	451	172	263	322	231	病児・病後児保育ふわっと	844	732	295	374	219	560	ベビーベアホーム熊本乳児院	－	276	189	376	302	205	合計	5,653	5,336	2,174	3,059	2,509	3,501
施設名	利用者数（H30）	利用者数（R1）	利用者数（R2）	利用者数（R3）	利用者数（R4）		利用者数（R5）																																																																												
エーネホーム	574	470	37	61	129	465																																																																													
みるく病児保育室	646	694	250	391	256	382																																																																													
グリム病児保育室	619	626	148	180	246	283																																																																													
キンダーハウス	556	－	－	－	－	－																																																																													
病児保育みらい	1,151	1,392	699	1,008	217	1,023																																																																													
病児保育エミー	746	695	384	406	818	352																																																																													
病児保育室いちご	517	451	172	263	322	231																																																																													
病児・病後児保育ふわっと	844	732	295	374	219	560																																																																													
ベビーベアホーム熊本乳児院	－	276	189	376	302	205																																																																													
合計	5,653	5,336	2,174	3,059	2,509	3,501																																																																													
取組実績																																																																																			
(1)ファミリーサポートセンター事業 ・市政だよりや熊本市LINE等のほか出張講習会も実施し、事業の周知及び会員確保に努めた。																																																																																			
(2)病児・病後児保育事業 ・地域において病児・病後児保育事業の提供体制を維持していくことができた。																																																																																			

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	12	子育て・介護に関する支援

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名（予算名）			R5決算額 （千円）	R6予算額 （千円）	担当部署
④	子育て応援団体等が主催する子育てイベントの周知強化等による誰もが参画できる子育て支援	子育て支援情報提供事業			1,291	1,971	こども政策課
取組概要							
熊本市結婚・子育て応援サイト(以下「サイト」)において、子育て支援に関する各種制度やイベントの紹介、子育てに関するQ&Aの他、親子にやさしいおでかけマップ、病児・病後児施設空き状況照会システム、保育所等空き状況システムなどの検索機能を搭載し、最新の情報を提供する。 また、子育て応援団体等の団体情報やイベント情報をサイトに掲載し、さらに市公式LINEなどで配信を行うなど、市民へのプッシュ型広報も行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)	
子育て応援団体登録数	団体	－	－	98	150	A	
取組実績							
サイトに子育て支援に関する最新の情報を掲載し、子育て応援団体のイベント情報を市公式LINEなどで市民へ周知した。 令和5年度 357件 令和4年度 207件 令和3年度 91件							
取組の名称		事業名（予算名）			R5決算額 （千円）	R6予算額 （千円）	担当部署
⑤	施設・在宅介護等高齢者・障がい者に対する介護・福祉サービスの充実	(特)認定調査員等研修経費 (特)介護保険制度広報経費 (特)生活援助型訪問サービス研修経費 (特)地域介護予防活動支援事業(介護) (特)介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業			12,529	15,995	介護保険課
取組概要							
1 介護保険制度に係る適正な要介護認定並びに良質な介護サービスの提供のための研修を実施 2 介護保険制度の理解や効果的な介護サービス利用のための情報発信等を実施 3 介護職への理解度向上とイメージアップ、幅広い人材の確保、介護人材の定着促進を目指し介護人材確保に関する取組みを実施							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)	
65歳以上の元気高齢者の割合	%	78.17	79.33	79.51	80.04	A	
取組実績							
1 介護認定審査会委員研修、介護認定調査員研修等を実施 2 介護保険情報誌「くまもと介護知得情報」等の広報誌作成等実施 3 「介護の日」イベント事業、生活援助型訪問サービス従事者養成研修、介護保険サポーター・ポイント制度、介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業等を実施							

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	12	子育て・介護に関する支援

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)	R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署		
⑤	施設・在宅介護等高齢者・障がい者に対する介護・福祉サービスの充実	①児童発達支援給付費 ②放課後等デイサービス給付費 ③短期入所経費 ④地域障害児支援体制強化事業 ⑥居宅訪問型児童発達支援給付費	①2,198,476千円 ②4,869,205千円 ③172,885千円 ④1,305千円 ⑥2,128千円	①2,390,000千円 ②5,337,000千円 ③170,000千円 ④2,450千円 ⑥2,400千円	障がい福祉課		
取組概要							
①児童発達支援 障害児につき、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行った。							
②放課後等デイサービス 学校に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行った。							
③短期入所 保護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合等に、障がい児を一時的に施設で預かり、必要なサービスを提供した。							
④障がい児等療育支援事業 家庭訪問、外来による療育相談指導、福祉サービス情報提供、総合的支援などを行った。 ○実施施設:くまもと江津湖療育医療センター、熊本県こども総合療育センター(外来療育のみ)、児童発達支援センターlapoale 三気の家、済生会なでしこ園、熊本県ひばり園							
⑤居宅介護 日常生活を営むことが困難な重度の心身障がい児等がいる世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、適切な家事・介護などの障害福祉サービスを提供した。							
指標名	単位	基準値 (H30.4.1)	実績値 (R4.4.1)	実績値 (R5.4.1)		検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)
①実施事業所数 ※基準値は、児童発達支援の事業所数	箇所	57	90	97		117	A
②実施事業所数 ※基準値は、放課後等デイサービスの事業所数	箇所	107	176	188		242	A
③実施事業所数 ※基準値は、短期入所の事業所数	箇所	21	31	29	-	A	
④実施件数 (在宅支援訪問療育指導事業)	件	45	1	5	-	A	
④実施件数 (在宅支援外来療育指導事業)	件	1693	396	464	-	A	
⑤実施事業所数 ※基準値は、居宅介護の事業所数	箇所	82	90	91	-	A	
取組実績							
①②③⑤については、適正な運営を行っているか検査並びに指導を行った。また事業所の指定に際し、事前面談を行うことで療育に対する考えや支援の内容を確認することができ、質が担保できる事業所を選定している。 ④については、引き続き、障がい児療育等支援事業を実施し、障害児通所支援を受けられない児童(保護者が障がいの受容ができず、受給者証を持っていない児童等)の療育支援を行う場を確保していく。また児童発達支援センター機能強化事業の実施について、南・東区、北区で実施しており、全区での実施を目指して地域の療育支援体制を整えていく。							

取組の名称		事業名(予算名)	R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署		
⑥	民生委員や校区社会福祉協議会等との連携による地域福祉活動の充実	①(特)地域包括ケアシステム推進経費 ②(特)地域介護予防活動支援事業(高齢福祉課)	6,000	12,501	高齢福祉課		
取組概要							
①高齢者の見守り事業の実施 市内27箇所に設置している高齢者支援センターささえりあにて、民生委員・児童委員と連携の下、70歳以上の高齢者の方に対して戸別訪問等による実態把握を行っている。なお、令和6年度(2024年度)から、あらかじめ見守り対象者(70歳から5歳刻みの年齢に該当する方)の方へのアンケート調査を行い、これに基づき、各ささえりあから対象者への訪問等を行うこととしている。							
②地域でのサロン活動の展開 校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢者支援センターささえりあ、区役所等が連携して、地域での健康づくりや介護予防等の取組を推進している。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)		検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)
65歳以上の元気高齢者の割合	%	78.17	79.33	80		80	A
取組実績							
①令和5年度 高齢者の見守り件数 11,470件 ②令和5年度 ふれあい・いきいきサロ数 672箇所							

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	13	家庭生活等仕事以外の生活への男性の参画支援

※評価基準

「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない

「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署		
①	「子育てやボランティアに関する父親向け講座」「親子参加型講座」等家庭生活に関する講座の実施	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい		
取組概要								
各種講座を実施し、父親の家庭生活への参加、親子のふれあいの機会創出、男性育休取得促進等を行う。								
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)	
親子参加型講座等セミナー・講座数	回	-	8	8	8		A	
親子参加型講座等セミナー・講座受講生数	人	-	3,766	4,591	280		A	
取組実績						男女共同参画センターはあもにい		
①両立支援講座（父子でジェンダー平等・SDGsについて学ぶ、参加者11組28人） ②親と子のふれあいに関する催し （よんでよんでのかい、未就学児と保護者を対象とした絵本等の読み聞かせ等、参加者のべ86組184人、オンライン3組11人） ③ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講座①（家族のためのライフデザインとマネープランセミナー、参加者7人） ④これからの男性の生き方を考える講座（父子でクリスマス寄せ植え体験会、参加者10組24人） ⑤キャリアアップ・スキルに関する講座（ユニバーサルマナー検定3級資格取得講座、参加者30人） ⑥はあもにいメンズカレッジ（男女共同参画基礎知識とジェンダー・フェミニズムについて、参加者15人） ⑦防災出前講座（熊本地震の経験を踏まえた男女共同参画の視点に立った防災について、実施9団体、参加者のべ380人） ⑧はあもにいフェスタ（参加者2日間のべ3,912人）								
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)		担当部署	
①	「子育てやボランティアに関する父親向け講座」「親子参加型講座」等家庭生活に関する講座の実施	主催講座開催経費		16,851	18,644		生涯学習課	
取組概要								
【家庭生活に関する公民館主催講座の開催（家庭教育学級を除く）】 料理教室や本の読み聞かせ、体操教室などの講座を実施し、子育てについての学びや親子のつながりを深めるもの。								
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)			※評価(A・B・C・D)
ふれあい教室等講座参加者数	人	4,251	3,380	3,773	4,000			C
取組実績								
(1)ライフセミナーの開催 ①料理教室(男性料理教室・親子料理教室を除く) 32講座 参加者数405人 ②男性料理教室 2講座 22人 (2)親子参加型講座の実施 ①親子料理教室 2講座 47人 ②ふれあい教室(子育てサロン、ビクス、ベビーマッサージ等) 259講座 3,299人								
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署		
②	関係機関等と連携した男性の子育てや介護等への参画に関する情報提供の実施	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい		
取組概要								
関係機関等と連携し、各種講座の開催、ラジオ番組の放送を行う。								
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)	
男女共同参画情報誌「はあもにい」の年間発行回数(再掲)	回	2	2	2	2		A	
取組実績								
①父子講座（父子でジェンダー平等・SDGsについて学ぶ、参加者11組28人） ②ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講座②（介護とワーク・ライフ・バランス、参加者15人） ③市民グループ企画②（主催：NPO法人ル・シエル熊本「大人の発達障害・自閉症スペクトラム症について」、参加者15人） ④情報誌はあもにいによる情報発信 ⑤ラジオ番組（毎週土曜日放送。講座等の案内やジェンダーに関する情報発信、YouTubeでも視聴可）								

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	14	貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

※評価基準

「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない

「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	ひとり親家庭等への生活支援や就業・資格取得支援、経済的支援等の実施	-		-	-	男女共同参画センターはあもにい	
取組概要							
・ひとり親家庭等で働き方を見直したい、子育てしながらの働き方を考えたい方が就業や転職に関する相談ができる機会を提供する。 ・就業、転職時のPRIにつながる資格取得に無料あるいは安価で挑戦できる講座を実施。 ・「はあもにい通信」、HP、SNSで、さまざまな相談窓口を掲載、周知する。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
ひとり親家庭等へのセミナー・講座 受講生数	人	—	82	130	100		A
取組実績							
①働き方相談所（4月除く毎月第3水曜日、1日4回開催、ハローワーク職員による相談対応、参加者21人、無料） ②再就職準備講座（生き方・働き方を支える私のからだ、参加者15人、無料） ③市民グループ企画②（主催：NPO法人ル・シエル熊本「大人の発達障害・自閉症スペクトラム症について」、参加者15人、無料） ④資格取得講座 全3回（再就職・キャリアのためのエクセル表計算3級資格取得講座、参加者16人、のべ67人、受験料含め参加費3,300円） ⑤キャリアアップ・スキルに関する講座（ユニバーサルマナー検定3級資格取得講座、参加者30人、はあもにいからの助成3500円ありで参加費2000円、受講後試験なしで認定書発行） ⑥「はあもにい通信」の発行 ⑦はあもにいホームページ、Facebook、Instagramでの情報発信 ⑧情報誌はあもにいによる情報発信							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	ひとり親家庭等への生活支援や就業・資格取得支援、経済的支援等の実施	障がい者・母子家庭の母等の雇用対策経費		1,992	2,000	雇用対策課	
取組概要							
【障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金】(再掲) 市内在住の障がい者(身体・知的・精神)、母子家庭の母等を継続雇用した事業所に対して雇用奨励金を交付する。 (交付額)重度障がい者:月額6,000円×最大12か月 その他:月額4,000円×最大12か月							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金(再掲)	件	61	68	77	-		A
取組実績							
【障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金】(再掲) 交付件数 77件(障がい者59件、母子家庭の母等17件、高齢者1件)、交付額 1,992千円(障がい者1,560千円、母子家庭の母等408千円、高齢者24千円)							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	14	貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署																																								
①	ひとり親家庭等への生活支援や就業・資格取得支援、経済的支援等の実施	児童扶養手当給付経費 ひとり親医療費助成		3,566,420 258,194	3,500,000 259,152	こども支援課																																								
取組概要																																														
(児童扶養手当) 父母の離婚等で父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給するもの。 (ひとり親医療) ひとり親家庭等における健康の増進及び福祉の向上を図ることを目的として、受給資格者が医療機関等に支払う本人負担額の2／3を助成するもの。(但し、保険診療分に限る。)																																														
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)																																							
①児童扶養手当の給付	人	7,312	6,789	6,659	-		D																																							
②ひとり親家庭等医療費助成	人	8,730	7,753	7,687	8,730		B																																							
取組実績																																														
(児童扶養手当) ＜実績＞ <table><tr><td>年度</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>母</td><td>7,166</td><td>6,892</td><td>6,710</td><td>6,645</td><td>6,648</td><td>6,449</td><td>6336</td></tr><tr><td>養育者</td><td>34</td><td>32</td><td>30</td><td>33</td><td>25</td><td>24</td><td>27</td></tr><tr><td>父</td><td>412</td><td>388</td><td>361</td><td>357</td><td>347</td><td>316</td><td>296</td></tr><tr><td>計</td><td>7,612</td><td>7,312</td><td>7,101</td><td>7,035</td><td>7,020</td><td>6,789</td><td>6,659</td></tr></table>							年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	母	7,166	6,892	6,710	6,645	6,648	6,449	6336	養育者	34	32	30	33	25	24	27	父	412	388	361	357	347	316	296	計	7,612	7,312	7,101	7,035	7,020	6,789	6,659
年度	H29	H30	R1	R2	R3		R4	R5																																						
母	7,166	6,892	6,710	6,645	6,648		6,449	6336																																						
養育者	34	32	30	33	25	24	27																																							
父	412	388	361	357	347	316	296																																							
計	7,612	7,312	7,101	7,035	7,020	6,789	6,659																																							
(ひとり親医療) ＜実績＞ <table><tr><td>年度</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>受給世帯数</td><td>9,000</td><td>8,730</td><td>8,281</td><td>8,161</td><td>8,053</td><td>7,753</td><td>7687</td></tr></table>						年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	受給世帯数	9,000	8,730	8,281	8,161	8,053	7,753	7687																									
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																							
受給世帯数	9,000	8,730	8,281	8,161	8,053	7,753	7687																																							

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	ひとり親家庭等への生活支援や就業・資格取得支援、経済的支援等の実施	ひとり親家庭等日常生活支援経費 母子家庭等就業・自立支援事業		22,256	23,239	こども家庭福祉課	
取組概要							
①ひとり親家庭等日常生活支援 一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている家庭に家庭生活支援員を派遣し、ひとり親家庭の生活の安定を図るもの。 ②母子家庭等就業・自立支援事業 各種の相談や技能習得講座、教養講座、並びに児童健全育成事業、自主事業などを行い、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上を図るための便宜を総合的に提供することを目的とするもの。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
①ひとり親家庭等日常生活支援	回	15	91	147	15		A
②母子家庭等就業・自立支援事業	件	2,251	1,529	1,503	2,251		B
取組実績							
①ひとり親家庭等日常生活支援 ・家庭生活支援員派遣147件 ②母子家庭等就業・自立支援事業 ・相談358件 講座等受講1,092件 児童協会育成ふれあい0件 保育(託児)53件 親子交流(面会交流)0件 合計1,503件							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	14	貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
②	生活困窮にかかる相談窓口の充実	生活困窮者自立支援事業		126,925 円	138,200 円	保護管理援護課 各区福祉課	
取組概要							
①熊本市自立支援センターと連携し、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティーネットとして、生活困窮者の意思を尊重しながら解決のための相談・支援を行っている。 【自立支援センターとの連携内容】 ●生活福祉資金貸付について ●住居確保給付金について(生活自立支援センター) ●就労準備支援事業について(生活自立支援センター) ●家計改善支援事業について(生活自立支援センター)							
②相談内容により必要な事例については、専門機関等の情報を提供する。 【情報提供・案内先】 ●生活保護相談、申請について(保護課) ●あんしん住み替えについて ●公営住宅について ●母子生活支援施設について(保健子ども課) ●フードバンク 等							
指標名		単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)		検証値 (R9)
生活困窮相談件数		件	4,196	14,491	11,440	-	D
取組実績							
・生活自立支援センターなど、生活困窮者自立支援関連事業を始めとして、様々な支援機関との連携を行って支援をすることができた。 ・生活困窮相談の中でDV事案等がある場合に、連携して対応できた。 ・多岐にわたる生活困窮相談のため、必要な支援についての情報収集、知識の習得に努めた。							

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署		
③	高齢者や障がい者に対する就労支援等の推進	障がい者・母子家庭の母等の雇用対策経費		1,992	2,000	雇用対策課		
取組概要								
【障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金】(再掲) 市内在住の障がい者(身体・知的・精神)、母子家庭の母等を継続雇用した事業所に対して雇用奨励金を交付する。 (交付額)重度障がい者:月額6,000円×最大12か月 その他:月額4,000円×最大12か月 【高年齢者無料職業相談】 健康で就業意欲の高い高年齢者(原則65歳以上)の方の多様なニーズに対応するため、職業相談を実施。 ・雇用、就業に関する情報(再就職関連情報、短時間就業情報などの提供) ・無料での技能講習会の案内 ・仕事の探し方や履歴書の書き方などシルバー人材センターの相談員が常駐し、業務案内も実施。								
指標名		単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)		検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)
障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金(再掲)		件	61	68	77		-	A
高年齢者無料職業相談		件	113	120	172	-	A	
取組実績								
【障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金】(再掲) 交付件数 77件(障がい者59件、母子家庭の母等17件、高齢者1件)、交付額 1,992千円(障がい者1,560千円、母子家庭の母等408千円、高齢者24千円) 【高年齢者無料職業相談】 172件								

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	14	貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
③	高齢者や障がい者に対する就労支援等の推進	①シルバー人材センター助成等 ②高齢者技能習得センター運営経費		①40,800 ②4,109	①40,800 ②5,000	高齢福祉課	
取組概要							
①シルバー人材センターへの助成 高齢者の臨時的・短期的な就労支援を行うシルバー人材センターへ助成。 ②高齢者技能習得センター管理運営 高齢者が技能習得を行うことができる機会と場を設けることにより、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
高齢者技能習得センター講座受講者数	人	-	635	1,317	増加		A
取組実績						障がい福祉課	
①シルバー人材センターへの助成 高齢者の臨時的・短期的な就労支援を行うシルバー人材センターへ助成を行った。 (参考)令和5年度(2023年度)会員数:2,343名【男性:1,577名、女性:766名(32.7%)】 ※シルバー人材センターとしても、女性会員の確保については重点的に取り組むこととしている。 ②高齢者技能習得センター管理運営 令和5年度は大雨等による臨時休館はあったものの、すべての指定講座を実施した。 (参考)令和5年度(2023年度)受講者数:名【男性:315名、女性:621名】							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)		担当部署
③	高齢者や障がい者に対する就労支援等の推進	①就労移行支援給付費 ②、③就労継続支援給付費 ④就労定着支援給付費		①368,839千円 ②1,988,000千円 ③2,276,000千円 ④23,632千円	①368,000千円 ②+③ 4,463,000千円(A型・B型の内訳なし) ④28,000千円		障がい福祉課
取組概要							
①就労移行支援 就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行った。 ②就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行った。 ③就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行った。 ④就労定着支援 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「就労移行支援等」という。)を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)	
①就労移行支援全実利用者数(各年度3月末)・女性実利用者数(各年度3月末)	人	193・70	169・80	162・77	179・84	A	
②就労継続支援A型全実利用者数(各年度3月末)・女性実利用者数(各年度3月末)	人	1,012・349	1,185・446	1,030・374	1,028・380	A	
③就労継続支援B型全実利用者数(各年度3月末)・女性実利用者数(各年度3月末)	人	1,189・494	1,687・724	1,578・670	1,736・729	A	
④就労定着支援全実利用者数(各年度3月末)・女性実利用者数(各年度3月末)	人	31・17	73・28	69・28	118・44	A	
取組実績							
①就労移行支援については、利用者数はほぼ変わらない。2年間の利用期間が定められており、利用が終了していく者もいるため、利用者数が急激に増えたりということはなく今後も緩やかに推移していくと思われる。 ②③就労継続支援A型及びB型については、A型の利用者数は年々減少傾向にあるが、B型の利用者数は年々増加している。平成29年度に就労継続支援A型の基準の改正に伴い、それまで以上にA型事業に生産性が求められるようになったことで、それまでA型を利用していた者がB型に利用を移していつていることが考えられる。 ④就労定着支援については、就労移行支援等を経て一般就労している者の数が年々増加していることもあり、利用者数は増加傾向にある。							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	14	貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	高齢者世代が地域の支え手として活躍できる活動の支援等、 活躍の場の拡充	(特)介護予防・生活支援サー ビス事業費(地域支え合い型 サービス)		15,447	17,000	高齢福祉課	
取組概要							
○地域支え合い型サービス補助金 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるように介護保険事業の介護予防・日常生活支援総合事業のうち、「介護 予防・生活支援サービス」の1つとして「住民主体」による地域の支え合い体制の中で運営するサービスを支援する。(令和元年[2019 年度]度からの事業実施)							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
地域支え合い型サービス補助金利用団体数	団体	-	38	50	27		A
取組実績							
・訪問サービス:7団体(延べ) ・移動支援サービス:5団体(延べ) ・通所サービス:42団体 ※複数のサービスを行っている団体あり							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
⑤	多文化共生社会の推進に向けた各種相談等の外国人への 支援の充実	国際交流会館管理運営経費 外国人受入環境整備事業		19,043	19,043	国際課	
取組概要							
【外国人のための総合相談窓口「熊本市外国人総合相談プラザ」での相談】 実施場所:熊本市国際交流会館 2階相談窓口及び交流ラウンジ 実施体制:(一財)熊本市国際交流振興事業団(会館指定管理者)による運営 相談内容:在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等、生活全般 対応言語:23言語 専門相談:法律相談(熊本県弁護士会)、在留資格相談(熊本県行政書士会)、就職相談(職業紹介事業者)、 住まいの相談(熊本市居住支援協議会)、心の相談(臨床心理士)、外国ルーツの子どもの教育相談							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
外国人のための総合相談窓口全体件数	件	6,961	4,430	5,294	6,200		A
	うち相談件数	件	-	844	780	1,100	B
取組実績							
相談件数:令和5年度…780件 ※令和元年8月までは、「多文化共生オフィス運営事業」での相談件数(問い合わせを含む。) 令和元年9月からは、「熊本市外国人総合相談プラザ」での相談件数(令和元年9月に、「外国人総合相談プラザ」を開設したことから、相談件数のカウント方法について精査を行い、令和元年以降は「問い合わせ」を除く「相談」のみを件数として挙げている。)							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	15	性的マイノリティへの支援・社会参画促進

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署
①	熊本市パートナーシップ宣誓制度の運用	(ジェンダー平等啓発経費) 性的マイノリティ理解促進経費		175	300	男女共同参画課
取組概要						
①パートナーシップ宣誓制度の運用 ・「熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、パートナーシップ宣誓制度を平成31年4月1日より実施。						
②パートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用に関する協定の締結 ・パートナーシップ宣誓制度は当該自治体でのみ有効で、他の自治体へ転出の場合は受領証等の返納が必要となり、再度転出先で改めて手続きを行うことは大きな精神的及び経済的負担となることから、「パートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用に関する協定書」を締結、相互で発行済の受領証等がそのまま活用できるようにしたもの。 【協定締結自治体】 ・福岡市(令和元年10月30日協定締結) ・北九州市(令和2年4月1日協定締結) ・鹿児島市(令和4年2月1日協定締結)						
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)
パートナーシップ宣誓組数 (年度毎の新規申請数)	組	-	10	1	5	B
取組実績						
・パートナーシップ宣誓制度の要綱を改正し、宣誓時に必要な書類で、独身を証明する書類として、独身証明書のほか、戸籍抄本等も提出できるようにし、より制度を利用しやすいよう見直しを行った。これに伴い、パートナーシップ宣誓制度のガイドブックも一部改訂したものを市ホームページに掲載している。 ・令和5年度末時点で、パートナーシップ宣誓組数は累計20組となった。令和4年度と比較すると、制度利用者は少なく、今後も市民の理解促進や制度周知を行っていく。						

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署
②	性的マイノリティへの理解促進に向けたセミナーの開催やリーフレットの配布等、各種啓発の実施	(ジェンダー平等啓発経費) 性的マイノリティ理解促進経費		175	300	男女共同参画課
取組概要						
・市民向けセミナーの開催、職員研修の実施、市ホームページでの広報等により、性の多様性に関する啓発を行う。 ・日常的に多様な市民が手続きや相談に訪れる市役所において、熊本市の職員が当事者に対する正しい認識を持つとともに、その生活上の困難等を十分理解し、寄り添った対応を行えるよう、基礎的な知識を身に付けるよう研修を行う。						
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	
性的マイノリティに関する職員研修参加者数(配信視聴者含む)(再掲)	人	197	1,578	267	200	A
取組実績						
①令和5年度は、市民、行政関係者、当事者支援に関わる方、その他関心のある方を対象とした講演会を対面形式で1回開催した(参加者58人)。 ②大規模災害発生時に開設する各避難所にて、性の多様性や、男女共同参画の視点を理解した上で、誰もが安心安全に過ごせるような運営とするため当事者の困難等への理解促進のため、避難所運営における性の多様性や男女共同参画の視点への対応にかかる職員研修を実施した(避難所担当職員603人中、オンライン受講者は267人。オンライン研修欠席者は動画を視聴) ③市ホームページでは、サービス業向け、医療機関向けの性的マイノリティサポートハンドブックを周知しているほか、市職員向け「LGBTなどの性的マイノリティサポートハンドブック」を市民の方にも活用いただけるよう掲載している。広く市民の方の理解促進に向けて、より誤解や偏見にさらされやすいトランスジェンダー等をテーマとした、職員向け研修動画も、同様に市ホームページで閲覧できるようにしている。						

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署
③	性的マイノリティ当事者や支援団体等と市関係機関の意見交換会の開催等、性的マイノリティ当事者が抱える生きづらさの解消に向けた必要な支援の実施	(ジェンダー平等啓発経費) 性的マイノリティ理解促進経費		175	300	男女共同参画課
取組概要						
【性的マイノリティ当事者・支援団体と市関係課との意見交換会の開催】 本市施策の実施状況、団体からの要望を取りまとめ、団体及び庁内関係課と情報共有を行い、性的マイノリティ当事者に対する差別や偏見、無理解を解消し、適切な支援を実施するため、施策実施にあたって当事者の声を聞くことを目的とする。						
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	
意見交換会の開催回数	回	1	1	1	1	A
取組実績						
令和5年度参加者内訳 関係課職員23課25人、当事者・支援団体3団体7人 計32人						

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	16	生涯を通じ健康であるための支援

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	健康づくりのための学習や検診、相談機会の提供	がん検診経費(・がん検診推進事業) →R6年度から予算統合		526,926	566,200	健康づくり推進課	
取組概要							
①健康相談・健康教育の実施 食生活の乱れや運動不足等による生活習慣病の発症及び重症化の健康課題があり、健康増進法に基づく事業として、生活習慣病予防に関する健康相談・健康教育を実施している							
②がん検診の実施 がんによる死亡を減少させるため、国の指針に基づく肺・胃・大腸・乳・子宮頸がんの5つのがん検診を実施。 特に女性特有のがん(乳・子宮頸がん)については、H21年度から国の補助事業として、一定年齢の市民を対象に検診の無料クーポン券と啓発冊子を送付している。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
健康教育・相談の参加延人数 (集合型＋オンライン型講座の受講者数含む)	人	12,833	5,432	6,774	13,000		C
乳がん検診受診率	%	9.6	11.3	11.7	12.6		A
子宮頸がん検診受診率	%	12.0	16.5	16.6	17.5		A
取組実績							
①健康相談・健康教育の実施 対面で行う健康教育・相談に加え、市ホームページやLINE、健康アプリを活用する等効果的に啓発できる方法を工夫して実施した。							
②がん検診の実施 R5年度においては、乳がんハイリスク者層に60代を追加し、子宮頸がん(20代～30代)、乳がん(40代～60代)へ個別受診勧奨等を行うとともに、受診率向上及び受診しやすい環境整備のための取組として、冬期における大腸がん郵送検診、70歳以上の自己負担金無料化を引き続き実施した。							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
②	妊娠・出産に関する健診の充実や専門機関と連携した相談・指導・支援の実施	福祉総合相談経費		16,567	22,038	保護管理援護課 各区福祉課	
取組概要							
① 来所・電話による女性相談 ② 保健子ども課や自立支援センター等との連携支援 ・妊娠に関する相談は、女性相談の一部として受け、傾聴、助言、情報提供などを行った。また、ケースに応じて保健子ども課の相談員との連携による養育相談などの支援を行う。 ・妊娠・出産に関する相談については、女性相談の一部として受け、傾聴、助言、情報提供を行い、関係部署へ繋ぐ。 ・他機関からの情報提供に対しては、情報交換を行いながら、支援の継続に努める。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
妊娠相談件数	件	21	4	7	-		D
取組実績							
出産費用に関する相談、産後の生活不安、産前産後での不安やストレス解消のための悩みを傾聴、などの対応を行った。 必要に応じて、各区福祉課、保健こども課等と情報共有や連携した支援の行った。 ・適切な支援が行えるよう、相談員の知識やスキルの向上を図った。							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅱ	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備
具体的施策	16	生涯を通じ健康であるための支援

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
②	妊娠・出産に関する健診の充実や専門機関と連携した相談・指導・支援の実施	-		-	-	市民病院 総務企画課	
取組概要							
妊娠・出産・育児に関する24時間電話相談を平成22年2月1日専用電話(ホットライン)開設。当院患者に限らず電話相談の利用が可能。8時30分から17時15分までは助産師外来の助産師が対応し、時間外は産科病棟の助産師が対応。妊娠・出産・育児の各ライフサイクルに応じた不安や悩みの訴えを傾聴し、不安が軽減出来るよう努めている。また相談内容に応じて当院または自宅近医の病院や助産院の受診を促し、関係機関の紹介も行っている。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
助産師における電話相談(市民病院における年間延べ相談人数)	人	102	372	519	500		A
取組実績							
平成28年の熊本地震の際も被災後3週間で電話相談を再開し24時間電話対応を継続している。当院の受診歴に関係なく院外からの母親からも電話相談を受けている。相談内容は母乳育児について・育児に対する不安・健康状態について・離乳食・断乳・卒乳・妊娠中に感じるマナートラブル・身体症状等多岐にわたる。当院で出産した母親からの電話相談が多いが、外来受診が出来なくなった時間外での相談件数も多く、24時間電話対応の必要性を感じている。電話相談を利用した母親からは「相談出来る窓口があり、話を聞いてもらえることで安心する」との評価をいただけている。							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
③	児童・生徒の発達段階を踏まえた性に関する指導や、性に関する指導を通じたいのちを守る教育の充実	いのちを守る教育推進経費		2,311	2,600	健康教育課	
取組概要							
①教職員に対し「性に関する指導研修会」を年2回実施 ②児童・生徒に対し「いのちの大切さを考える講演会」を実施							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
いのちの大切さを考える講演会実施校数	校	15校実施予定 実施6校	市立中・高・特 支学校46校、 小学校12校	市立中・高・特 支学校47校、 小学校24校	市立中・高・特 支学校47校、 小学校60校		A
取組実績							
令和5年度 ①・5月11日～31日 動画配信:「学校における性に関する指導」ほか ・11月14日 集合型研修:「学校における性に関する指導の進め方について」 ②産婦人科医や助産師等の専門家を小・中・高・支援学校に派遣し、「いのちの大切さを考える講演会」を実施した。							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	HIV/エイズを含む性感染症について、正しい知識普及や予防についての啓発	エイズ及び性感染症対策経費		5,028	7,411	感染症予防課	
取組概要							
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」「性感染症に関する特定感染症予防指針」に基づき、HIV/エイズを含む性感染症について、正しい感染予防の知識の普及啓発、検査・相談体制の充実、仮にHIVに感染したとしても、早期発見及び早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を防止し、他人へ感染させる危険性を大幅に低減できることについての普及啓発を中心とした予防対策を重点的かつ計画的に進めていく。 特に青少年及びMSM(men who have sex with men)などの個別施策層に対しては、人権や社会的背景に最大限配慮した検査・相談体制や正しい知識の普及・啓発に取り組む。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
HIV抗体検査受検者数	件	1,197	633	652	1,500		B
取組実績							
①正しい知識の普及・啓発 ・出前講座(エイズ性感染症予防講座)中学校 3 回 454 人、講師派遣事業 高校・専門学校 3 回 1,550 人 ・「はたちの記念式典」会場等で啓発ポスター掲示およびパンフレットを配布 ・ラジオ(4回)、市政だより(2回 6月号・12月号)、区役所等の 窓口番号案内モニターにて啓発動画を放映 ・市ホームページ、市公式SNS(LINE、X(Twitter))による情報発信 ・医療機関へ啓発パンフレットを配布							

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	Ⅲ	あらゆる暴力を許さない社会の実現
具体的施策	17	暴力（DV、セクハラ等）を許さない基盤づくり

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	啓発冊子、市政だより、市のホームページ等様々な媒体を使った啓発・広報の実施	人権啓発経費		13,039	12,397	人権政策課	
取組概要							
人権啓発イベントにおけるDVやセクハラ等を扱った啓発パネルの掲示やパンフレット(啓発冊子)の配布を行っている。 また、人権学習に取り組むことができるよう、DVやセクハラ等をテーマとしたビデオ・DVDの貸し出しを実施している。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
人権啓発事業においてDV・セクハラなどを扱った啓発パネルの掲示、パンフレットの配布	回	13	5	5	増加		B
DVやセクハラをテーマとしたビデオ・DVDの貸出	回	47	32	10	増加	C	
取組実績							
・ヒューマンライツシアター 3回開催 ・ラブミンマッチ(ロアッソ熊本との人権啓発合同イベント) 1回開催 ・啓発冊子「みんな幸せになりたい」の作成及び配布 700部 ・民間企業や各種団体と熊本市で構成される熊本市人権啓発市民協議会のホームページ等で、DVやハラスメントの未然防止のための講演会活動をしている講師の紹介や人権相談の実施についての周知 ・企業や地域団体等を対象とした市職員が実施する出前講座等							

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	啓発冊子、市政だより、市のホームページ等様々な媒体を使った啓発・広報の実施	配偶者暴力相談支援センター管理運営経費		13,089	15,523	男女共同参画課	
取組概要							
【「女性に対する暴力をなくす運動」に伴う啓発・広報の実施】 11月12日～11月25日の「女性に対する暴力をなくす運動」(パープルリボン運動)に合わせて、市政だより、ホームページを使って啓発するほか、期間中にDV防止セミナーを開催することで、DV防止の啓発を行う。 【相談窓口等の広報】 市政だより、ラジオ等の広報媒体を使って、広く相談窓口等の周知を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
ラジオや市政だよりでの広報回数	回	2	2	3	2		A
取組実績							
・ラジオや市政だよりで、パープルリボン運動に合わせた啓発、DV相談窓口・法律相談の案内等を行った。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、熊本城に加えて令和5年度は新規でサクラマチクマモトのパープルライトアップの実施のほか、市公式YouTubeでDV防止セミナーの動画配信を行った。							

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
②	市民・事業者等を対象とした「DV被害者支援セミナー」等のDV防止、被害者支援に係る講演会等の実施	配偶者暴力相談支援センター管理運営経費		13,089	15,523	男女共同参画課	
取組概要							
【DV防止セミナーの実施】 市民・事業者等を対象としたセミナーを開催し、DV防止の啓発を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
DV被害者支援セミナー及び相談員研修会の参加者数	人	116	－	25	－		D
DV防止セミナー(YouTube配信)視聴回数	回	－	347	224	200	A	
取組実績							
・令和5年度は、「トラウマとしてのDVと児童虐待」をテーマとして、支援者向けセミナーを対面形式で1回開催した(連携中枢都市圏からも含めて参加者25人)。市民向けには、「モラハラ・精神的DV」をテーマとしたセミナーを1カ月間市公式Youtubeで配信した(視聴回数224回)。 ※市民向けセミナーの視聴回数は、配信期間が異なるため、令和4年度の動画配信による配信視聴者数とは比較ができない。							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅲ	あらゆる暴力を許さない社会の実現
具体的施策	17	暴力（DV、セクハラ等）を許さない基盤づくり

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)			R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署
②	市民・事業者等を対象とした「DV被害者支援セミナー」等のDV防止、被害者支援に係る講演会等の実施	-			-	-	男女共同参画センターはあもにい
取組概要							
女性支援・暴力防止に携わる団体と共に、啓発事業を行うほか、学校などへの出前講座も実施。防災講座でも、大規模災害におけるDV・性被害防止の重要性について講話を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)	
デートDV防止講座等セミナー・講座数	回	-	4	4	4	A	
デートDV防止講座等セミナー・講座受講生数	人	-	459	1,030	100	A	
取組実績							
①暴力防止講座（NPO法人ウィメンズカウンセリングルーム熊本並び主催による上野千鶴子氏・信田さよ子氏シンポジウム、参加者399人） ②デートDV防止講座(出張講座)（参加者：中学生と教員 212人） ③市民グループ企画①（主催：NPO法人ウィメンズカウンセリングルーム「女性のための健康講座～DVについて」、参加者のべ39人） ④防災出前講座(実施9団体、参加者のべ380人）							
取組の名称		事業名(予算名)			R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署
③	市民・事業者等を対象とした各種ハラスメントやDV・デートDVに関する出前講座の実施	-			-	-	男女共同参画センターはあもにい
取組概要							
デートDV(交際中の男女間で起こるDV)の意味や内容を正しく理解し学ぶ無料の出張講座を実施、啓発を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)	
デートDV防止講座参加者数	人	315	200	212	200	A	
取組実績							
デートDV防止講座(出張講座)（参加者：中学生と教員 212人）							
取組の名称		事業名(予算名)			R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署
④	子どもや女性が犯罪の標的になることを防止するための街路灯や防犯灯、防犯カメラの設置等、安全・安心な環境の整備	交通安全施設整備経費			683,768	656,200	道路保全課
取組概要							
・道路照明灯を新設することで、子どもや女性はもとより、あらゆる人にとって夜間の視認性向上など安全・安心な道路空間の整備を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)	
道路照明灯の設置	基	-	250	124	200	A	
取組実績							
令和5年度、道路照明灯を124基新設した。							

第2次男女共同参画基本計画:取組シート

施策の方向性	Ⅲ	あらゆる暴力を許さない社会の実現
具体的施策	17	暴力（ＤＶ、セクハラ等）を許さない基盤づくり

※評価基準
「Ａ」順調である 「Ｂ」あまり順調でない 「Ｃ」順調でない
「Ｄ」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	子どもや女性が犯罪の標的になることを防止するための街路灯や防犯灯、防犯カメラの設置等、安全・安心な環境の整備	-		-	-	学校施設課	
取組概要							
・主目的ではないものの、学校敷地内の学校教育運営に伴う施設の整備・維持・管理を行うことにより、結果として子どもや女性が犯罪の標的になることを防止するための環境整備が図られている。							
・防犯灯については、学校内外を照らす照明が必要とあれば、管理者である学校長の要望に基いて調査の上、設置している。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
-	-	-	-	-	-		D
取組実績							
学校施設の維持管理等を適正に行った。							

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	Ⅲ	あらゆる暴力を許さない社会の実現
具体的施策	18	D V 相談体制の強化と被害者の自立支援

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
①	熊本市DV対策ネットワーク会議及び熊本市DV対策庁内連絡会議開催による関係機関相互の連携	-		-	-	男女共同参画課	
取組概要							
①令和4年度熊本市DV対策庁内連絡会議 庁内関係課が参加し、DVに関する活動の状況及び課題について報告、意見交換を行う。							
②令和4年度熊本市DV対策ネットワーク会議 熊本県警、関係行政機関、DV被害者支援団体等が参加し、DVに関する活動の状況等について報告、意見交換を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
熊本市DV対策庁内連絡会議開催回数	回	1	1	1	1		A
熊本市DV対策ネットワーク会議開催回数	回	1	1	1	1		A
取組実績							
令和元年度～令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催としていたが、令和5年度は対面開催を行い、関係機関との意見交換を行うことができた。							

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
②	DV被害者への住民基本台帳事務における適切な支援措置の実施と情報管理の徹底	-		-	-	地域政策課 各区役所区民課	
取組概要							
住民基本台帳法に基づく支援措置 ・DV等被害者からの支援措置申出があった際、住民票の写し等の証明書から加害者等に住所地情報が漏えいしないよう措置、管理するもの。また、必要に応じて、警察等の各相談機関及び他市区町村との情報共有を図ることとする。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
支援措置決定件数	件	983	1,341	1,437	-		D
取組実績							
【支援措置決定件数】(令和5年4月1日～令和6年3月31日) 単位: 件 管轄区分 : 645 (中央区161、東区162、西区108、南区92、北区122) 他市区町村からの受付分: 792 (中央区296、東区160、西区114、南区118、北区104) ※管轄区分……………支援措置申出者の住所地の区の区民課に申出がなされ、支援決定に至った件数。 他市区町村送付分……他市区町村で支援決定された後、関連市区町村として転送されてきたものに対して支援決定に至った件数。							

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	Ⅲ	あらゆる暴力を許さない社会の実現
具体的施策	18	D V相談体制の強化と被害者の自立支援

※評価基準

「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない

「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)			R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署
②	DV被害者への住民基本台帳事務における適切な支援措置の実施と情報管理の徹底	配偶者暴力相談支援センター 管理運営経費(男女共同参画 課相談室分)			13,089	15,523	男女共同参画課 各区福祉課
取組概要							
【DV相談等証明書の発行】 住民基本台帳支援措置申出書の提出のあったDV被害者に対して、DV相談の証明を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)	
DV相談等証明書発行件数	件	－	280	309	住基支援のみ	D	
取組実績							
中央区0件、東区81件、西区70件、南区37件、北区36件、男女共同参画課分85件							

取組の名称		事業名(予算名)			R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署
③	多様な相談に対応する為の相談員の資質向上に向けた研修の充実及び相談窓口の周知	配偶者暴力相談支援センター 管理運営経費			13,089	15,523	男女共同参画課
取組概要							
【相談員研修の参加】 全国・九州の婦人相談員対象の研修への相談員の派遣等により、相談員の資質向上を図る。							
【家庭・女性相談員の定例会議の開催】 各区福祉課の家庭・女性相談員、男女共同参画課相談室の相談員でケース対応等の情報共有を行い、相談員の資質向上を図る。							
【相談窓口の周知】 悩み相談カードを作成し、行政機関の窓口を中心に配布を行うことで、相談窓口を周知する。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)	
市におけるDV相談件数	件	981	1,376	1,293	－	D	
相談員の研修参加回数	回	－	13	12	10	A	
取組実績							
・全国及び九州の女性相談支援員対象の研修等へ派遣したほか、各種研修受講の機会を確保した。 ・各区福祉課の家庭・女性相談員の定例会議を開催し、事例の共有等によってスキルアップを図った。 ・市政だより、市HP、ラジオ等、各種媒体を通じ、市の相談窓口等について周知を図った。 ・悩み相談カードの協力事業所への配布を行った。							

取組の名称		事業名(予算名)			R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署
③	多様な相談に対応する為の相談員の資質向上に向けた研修の充実及び相談窓口の周知	福祉総合相談経費			16,567	22,038	保護管理援護課 各区福祉課
取組概要							
・相談員の資質向上に向けた研修や関係会議への参加 ・相談窓口の周知							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	※評価(A・B・C・D)	
家庭・女性等の相談件数	件	733	917	833	－	D	
取組実績							
・男女共同参画課及び各区福祉課にて定期的に相談員会議を実施 ・各種研修会への参加 ・区役所内の各種窓口にカードやポスターを設置							

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	Ⅲ	あらゆる暴力を許さない社会の実現
具体的施策	18	D V相談体制の強化と被害者の自立支援

※評価基準

「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない

「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	住まい及び経済的自立に向けた支援	-		-	-	男女共同参画課	
取組概要							
【DV被害者の住まいの確保に向けた支援】 DV加害者から逃げてこられた被害者の困窮する実情に応じて、一時的な住まいの確保の支援を行う。 ・民間シェルターへの入居支援 ・公営住宅の目的外使用による入居支援 保護命令を受けている配偶者からの暴力を受けた被害者、婦人相談所の一時保護の適用を受けている被害者等について、緊急に処遇対応が必要な場合に公営住宅を取り扱う部署に連絡を取り入居に係る支援を行う。 ・県女性センターの一時保護所への入居支援 ・他県、他市町村との連携による住まい確保のための支援							
【経済的に向けた自立支援】 ・加害者から逃れ、新たな生活を始めるにあたり、当面の生活資金を確保する制度等を紹介し支援する。 被害者の状況に応じて、資金の貸付、各種手当、生活保護について説明し、関係部署に繋ぐ。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
公営住宅への取次件数	件	-	19	7	-		D
取組実績							
緊急的な支援を要する場合に、当面の衣食住を確保するため、各区福祉課、保護課、保健子ども課、社会福祉協議会等に繋ぎ、諸手続き等の支援を行うとともに安全の確保を行った。							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	住まい及び経済的自立に向けた支援	住宅支援給付事業		3,519	12,141	保護管理援護課 各区福祉課	
取組概要							
①生活困窮者自立支援法に基づき、各種支援の決定・通知を行う。 ・生活自立支援センター等専門部署への案内 【令和4度(2022年度)実施概要】 【経済的支援など自立支援に向けた取り組みについて】 ・離婚後の各種手当等の手続き等についての案内。 ・生活困窮に対しての生活保護相談、貸付申請に関する案内。 ・自立に向けて、生活自立支援センターを案内。 【DV被害の相談者の自立支援に向けた情報提供等】 ・母子生活支援施設について ・民間シェルターについて ・生活保護の受給について ・住民基本台帳支援措置について[区民課との連携により支援] ・一時保護について[女性相談センターとの連携により支援] ・相談証明発行について ・警察との連携 ・弁護士相談に関する案内。 【住宅の確保について】 ・住居確保給付金の支給 ・離婚にあたり、早急な住宅確保の対応。 ・あんしん住み替え相談会への案内。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
一時保護依頼件数	件	0	2	5	-		D
DV相談件数	件	733	733	693	-		D
取組実績							
・緊急避難が必要なDV被害者について、NPO法人と連携し、民間シェルターの一時保護利用を案内した。 ・DV被害者に対し経済的自立に向けた窓口(保健こども課、市営住宅課、保護課、生活自立支援センター等)を案内した。 ・DVに関する悩みを傾聴した。							

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	Ⅲ	あらゆる暴力を許さない社会の実現
具体的施策	18	D V相談体制の強化と被害者の自立支援

※評価基準
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
④	住まい及び経済的自立に向けた支援	-		-	-	市営住宅課	
取組概要							
DV被害者支援のため、市営住宅の目的外使用による一時的な住居提供を行っている。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
DV被害者新規入居者数	世帯	0	15	5	-		D
取組実績							
令和6年4月1日時点の入居状況 10世帯(20名)入居 令和5年度新規入居者 5世帯(12名)入居 令和5年度退去者 6世帯(9名)退去							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
⑤	民間シェルターへの財政的な支援	①配偶者暴力相談支援センター管理運営経費 ②配偶者暴力相談支援経費		13,089 10,311	15,523 10,500	男女共同参画課	
取組概要							
【民間シェルターへの支援】 ①民間で緊急一時保護施設(シェルター)を運営する者に対して、当該シェルターの家賃及び光熱水費等の2分の1を団体運営補助金として支払い、シェルターの安定的な運営を図る。(1団体上限50万円) ②先進的な取組を行っている緊急一時保護施設(シェルター)を運営する者に対して、国の補助金を活用し、支援を行う。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
民間シェルター補助額(市補助)	千円	1,349	1,087	1,357	-		D
民間シェルター補助額(国補助)	千円	-	8,183	9,998	-	D	
取組実績							
①補助団体 3団体 ・シェルターで保護をした件数 12件 ・シェルターで保護をした人数 21人(うち同伴の子どもの人数 9人) ②補助団体 1団体 DV被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援の実施、各種関係機関と連携した支援の組み立て、シェルター利用中の急な体調の変化や、シェルター退所後の新生活の見守りの中で、相談者の異変に早期に気づくことで必要な医療につなげるよう、臨床心理士、社会福祉士、准看護師を雇用して事業を実施したほか、テレワークツール等を利用した相談対応時間の拡充等を行った。 ・シェルターで保護をした件数 4件 ・シェルターで保護をした人数 7人(うち同伴の子どもの人数 3人)							

第2次男女共同参画基本計画：取組シート

施策の方向性	Ⅲ	あらゆる暴力を許さない社会の実現
具体的施策	18	D V相談体制の強化と被害者の自立支援

※評価基準

「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない

「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)	担当部署	
⑥	配偶者暴力相談支援センター事業における相談体制の充実及び連携強化	配偶者暴力相談支援センター 管理運営経費(男女共同参画 課相談室分)		13,089	15,523	男女共同参画課 各区福祉課 こども家庭福祉課 各区保健こども課	
取組概要							
【配偶者暴力相談支援センター事業の実施】 配偶者からの暴力の防止、被害者の保護のための業務を行う。 ① 相談又は相談機関の紹介 ② 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護 ③ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助 ④ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助 ⑤ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
市におけるDV相談件数	件	981	1,376	1,293	-		D
配偶者暴力相談支援センターにお ける証明書発行件数	件	202	374	442	-		D
保護命令関与件数	件	2	1	2	-		D
取組実績							
・各区との連携や、民間の被害者支援団体とのオンライン面談を、タブレット端末を活用して実施した。 ・保護命令の依頼件数は22件であったが、申立件数は2件となった。							
取組の名称		事業名(予算名)		R5決算額 (千円)	R6予算額 (千円)		担当部署
⑦	男性被害者や同性間での暴力に対する対応強化	配偶者暴力相談支援センター 管理運営経費(男女共同参画 課相談室分)		13,089	15,523	男女共同参画課 各区福祉課	
取組概要							
男性被害者や同性間におけるDV相談にも対応しており、相談窓口や支援制度の周知に努める。							
指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)		※評価(A・B・C・D)
男性被害者や同性間におけるDV相 談件数	件	-	39	29	-		D
取組実績							
・男性からのDV相談件数 17人29件 (内訳)DV相談専用電話 21件、中央区1件、東区3件、西区2件、南区10件、北区2件							

達成率(評価)
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

基本計画各取組施策の達成状況

取組の名称		担当部署	指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	自己評価 (R5年実績値の 評価)	第2次計画 重点的取組 事項
施策の 方向性Ⅰ 教育や啓発を通じた男女共同参画の推進	1 児童・生徒の男女共同参画の意識を育む教育・学習の充実									
	① 学校での全ての教育活動における男女平等に関する教育の推進と教職員に対する女性の人権等に関する人権教育研修の実施	人権教育指導室	教職員を対象とした校内研修会の実施校数	校	-	19	14	20	B	
	② 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育の実施	教育委員会指導課	ナイストライ事業実施学校数	校	43	43	43	43	A	
	③ 男女の協力、家族・家庭の意義、生活設計等の学習を通して男女共同参画を推進する家庭科教育の充実	教育センター	—	-	-	-	-	-	D	
	2 男女共同参画への理解を広げる啓発・学習の充実									
	① 社会の各分野への男女共同参画に関する出前講座の実施	男女共同参画課	出前講座の実施受講者数	人	2,390	490	1,677	2,090	A	
			男女共同参画出前講座の実施回数	回	27	6	15	19	A	
	② 啓発紙やDVD等による男女共同参画に関する情報の提供	男女共同参画課	男女共同参画情報誌「はあもにい」の年間発行回数	回	2	2	2	2	A	
			啓発DVDの貸出回数	回	0	0	0	5	C	
	③ 「はあもにいウィメンズカレッジ」「男女共同参画基礎講座」等の男女共同参画啓発セミナーの開催	はあもにい	男女共同参画基礎講座等セミナー・講座・イベント数	回	11	11	13	11	A	
			男女共同参画基礎講座等セミナー・講座受講生数	人	1,355	4,125	5,764	1,000	A	
	④ 家庭が果たすべき役割等家庭教育に関する学習会の開催	地域教育推進課	家庭教育セミナー	回	72	12	15	42	B	
		生涯学習課	家庭教育学級数	学級	80	53	59	70	C	
		男女共同参画課	ガイドラインの掲示回数	回	1	1	1	1	A	
	⑤ 男女共同参画の視点に留意した情報発信									
	3 地域における男女共同参画の推進									
	① 男女共同参画地域推進員、まちづくりサポーター等の人材の育成と活用	男女共同参画課	男女共同参画地域推進員登録者数	人	136	14	14	100	C	○
		はあもにい	防災出前講座等セミナー・講座・事業数	回	4	3	3	3	A	○
			防災出前講座等セミナー・講座・事業参加者数	人	396	349	535	200	A	○
		地域活動推進課・各区総務企画課	女性町内自治会長	人	-	65	61	66	C	○
	② 公民館、児童館、地域コミュニティセンター等の地域の拠点施設における男女共同参画に関する事業の展開	地域活動推進課	地域コミュニティセンター利用者数	人	1,261,648	824,493	903,948	-	D	○
		こども支援課	地域子育て支援センター事業利用者数	人	-	26,441	43,240	-	D	○
			児童館利用者数	人	-	81,520	123,612	-	D	○
	③ 地域における女性の参画にかかる好事例の情報提供	男女共同参画課	男女共同参画週間記念講演会参加者（視聴者）数	人	107	127	102	100	A	○
	④ P T A活動等地域活動への男性の参加の促進	地域活動推進課・各区総務企画課	女性町内自治会長（再掲）	人	-	65	61	66	C	○
		生涯学習課	プレイパーク申請回数	回	25	8	13	25	B	○
	⑤ 男女共同参画センターはあもにいと連携した各区での啓発事業の実施	男女共同参画課・はあもにい	男女共同参画の視点に立った防災出前講座の参加者数	人	-	0	267	50	A	○
	4 男女共同参画の視点に基づく地域防災の推進と復興体制の確立									
	① 男女共同参画の視点に基づく防災体制の推進と地域防災計画・避難所運営マニュアル等への位置づけ	防災対策課・防災計画課・各区総務企画課	—	-	-	-	-	-	D	○
	② 女性地域防災リーダーの育成とネットワーク形成への支援	防災対策課	防災士養成講座への参加人数	人	100	175	90	100	A	○
		はあもにい	防災出前講座回数	回	-	9	9	8	A	○
	③ 防災出前講座の開催等を通じた男女共同参画に基づく防災意識の啓発									
	④ 子育て中の女性等への熊本地震の影響に関する調査・研究等に基づく防災・復興体制の確立	男女共同参画課・はあもにい	性的マイノリティに関する職員向け研修受講者数	人	-	127	267	100	A	○
	5 男女共同参画センターはあもにいの機能充実									
	① 「はあもにいフェスタ」「ミモザフェスティバル」「市民グループ企画」の開催等、市民ニーズを捉えた意識啓発や社会参画支援のための事業の実施	はあもにい	はあもにいフェスタや講座等開催回数	回	-	12	12	12	A	
			はあもにいフェスタ来場者数	人	-	3,335	3,912	2,400	A	
			年間利用者数	人	-	77,309	102,474	133,630	A	
	② 男女共同参画社会を目指す団体等の活動支援及び情報提供	はあもにい	男女共同参画推進支援グループ数	団体	—	6	6	10	A	
			はあもにいフェスタ参加市民団体数	団体	—	26	28	30	A	
	③ 夫婦や家族・生き方等に関する講座の実施及び男女共同参画に関する情報の収集・提供	はあもにい	情報資料室利用者数	人	—	7,927	7,394	5,500	A	
	④ 地域団体、N P O、学校、事業者等様々な主体とのネットワークの構築を図る事業の実施	はあもにい	市民グループ企画数	件	—	3	3	3	A	
			インターンシップ等受入校・機関数	件	—	6	7	5	A	

基本計画各取組施策の達成状況

達成率(評価)
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」「法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるもの」または「件数や数値の増減が目標ではないもの」

施策の方向性Ⅱ
市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備

取組の名称		担当部署	指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	自己評価 (R5年実績値の 評価)	第2次計画 重点的取組 事項
6 政策・方針決定過程への女性の参画促進										
① 市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進	男女共同参画課	市の審議会等における女性委員の割合（あて職を除く）	%	28.3	34.1	36.4	40.0～60.0	A	○	
	人事課	市の審議会等における女性委員の割合（あて職を除く）	%	28.3	34.1	36.4	40.0～60.0	A	○	
② 「男女共同参画社会実現に向けた企業実態調査」等の機会を捉えた、事業所における女性の登用促進	男女共同参画課	「男女共同参画社会実現に向けた企業意識・実態調査」調査回答数	事業所	-	-	422	-	D	○	
③ 学校における女性校長・教頭等の登用促進のための環境整備	教職員課	管理職への女性登用率	%	小学校長 19.6	小学校長 22.8	小学校長 20.7	小学校長 増	A	○	
				小学校教頭 16.3	小学校教頭 24.0	小学校教頭 27.0	小学校教頭 増	A	○	
				中学校長 4.8	中学校長 11.9	中学校長 9.5	中学校長 増	A	○	
				中学校教頭 12.5	中学校教頭 14.6	中学校教頭 18.8	中学校教頭 増	A	○	
④ 様々な分野で活躍している女性の情報を掲載している「女性人材リスト」の充実と活用	男女共同参画課	女性人材リストの登録者数	人	182	214	162	166	C	○	
⑤ 「はあもにいウィメンズカレッジ」等女性の社会参画の必要性や意欲を高める講座の実施	はあもにい	ウィメンズカレッジ等セミナー・講座・事業数	回	4	7	6	4	A	○	
		ウィメンズカレッジ等セミナー・講座・事業参加者数	人	901	790	1,282	600	A	○	
7 市役所における男女共同参画の推進										
① 公平な人事評価に基づく管理・監督職への女性の登用促進	人事課	全職員に占める管理職以上の女性職員の割合	%	8.9	12.2	13.2	-	A		
		全職員に占める監督職以上の女性職員の割合	%	24.8	28.5	29.2	-	A		
		全職員に占める女性職員の割合	%	33.1	36.0	36.7	-	A		
② ポジティブ・アクションの推進にあたっての女性職員のキャリア形成への支援	人事課・人材育成センター	①ー（１）自治大学校「第１部・第２部特別課程」派遣者数	人	1	1	1	1	A		
		①ー（２）「女性ステップアップセミナー」派遣実施回数	回	1	0	2	1	A		
		②人材育成センター選択研修「女性職員研修」参加者数	人	-	34	23	40	A		
③ 年次有給休暇等の取得促進や超過勤務の削減、市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進等、職場環境の整備	人事課	1人あたりの年平均時間外勤務時間数（市長事務部局）全体	時間	152	195	154	-	A		
④ 各種ハラスメントや性的マイノリティに関する職員研修の実施	男女共同参画課	性的マイノリティに関する職員研修参加者数 （配信視聴者含む）	人	197	1,578	267	200	A		
	コンプライアンス推進室	ハラスメント相談件数	件	-	34	39	-	D		
	人権政策課	各種ハラスメントや性的マイノリティに関する職員研修を実施した所属の割合	%	-	59.6	48.4	増加			
8 女性の起業・就業支援										
① 「資格取得講座」「再就職支援セミナー」「働き方相談所」等、就労に結びつく学習機会、相談の実施	はあもにい	資格取得講座等セミナー・講座数	回	5	6	7	5	A		
		資格取得講座等セミナー・講座受講生数	人	686	246	454	300	A		
	雇用対策課	合同就職面談会の参加者数（平成21年度から開始）	人	794	1,201	1,239	1,360	A		
		介護職員初任者研修の受講生数※R4年度までは介護福祉士実務者研修を実施。	人	15	6	3	-	D		
② マザーズハローワーク等の関係機関との連携による就業に関する情報提供	はあもにい	働き方相談所の相談人数	人	13	21	21	21	A		
③ 「起業家支援セミナー」の開催等、女性の起業への支援及び雇用の創出	はあもにい	起業家支援セミナー等セミナー・講座数	回	4	3	5	3	A		
		起業家支援セミナー等セミナー・講座 受講生数	人	103	156	296	400	A		
	起業・新産業支援課	女性起業塾参加者数	人	-	16	19	-	D		
		女性起業家スクール参加者数	人	-	0	0	-	D		
くまもとチャレンジャーAWARD参加者数		人	-	21	26	-	D			
④ 就業機会が少ない障がい者・母子家庭の母等を継続して雇用した事業主への雇用奨励金や職業訓練受講料助成等の経済支援	雇用対策課	障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金	件	61	68	77	-	A		
		職業訓練受講料助成	件	17	23	22	-	A		
⑤ 「母子・父子自立支援プログラムの策定」「母子家庭等自立支援給付金の支給」等、ひとり親家庭に対する就労支援	こども家庭福祉課	①自立支援プログラムの策定	件	94	124	149	94	A		
		②母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	件	5	7	5	5	A		
		③母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	件	81	99	104	81	A		
⑥ 「女性相談デー」「女性のためのビジネス合同相談会」の開催等、女性の社会進出や新事業展開への支援	起業・新産業支援課	女性相談デーでの相談者数	人	9	11	17	-	D		
		女性のためのビジネス合同相談会の参加者数	人	11	5	9	-	D		
		女性先輩起業家と起業を目指す女性の出会いの場の参加者数	人	-	7	73	-	D		
⑦ 家族経営協定締結の推進等、農水産業における女性担い手の育成及び活動支援	農業支援課	認定農業者における家族経営協定締結率	%	17	21	21	20	A		
9 女性のキャリアアップ支援										
① 女性の活躍推進に向けた事業の実施	男女共同参画課	女性のつながりサポート事業でのアンケート回答者数	人	-	1,823	2,133	-	A	○	
② 「女性の活躍応援協議会くまもと」の開催による経済団体や関係機関等との連携強化	男女共同参画課	女性の活躍応援協議会くまもと開催回数	回	1	1	1	1	A	○	
③ 「キャリアアップセミナー」等女性の意欲と能力向上を図るための講座の開催	はあもにい	キャリアアップセミナー等講座数	回	4	7	6	5	A	○	
		キャリアアップセミナー等講座受講生数	人	412	282	559	300	A	○	
④ 女性の意欲と能力活用について、事業所の自主的かつ積極的な取組を促すための情報提供	男女共同参画課	ラジオでの女性の活躍に関する広報回数	回	-	1	1	1	A	○	
	はあもにい	はあもにいメンズカレッジ等講習会の参加者数	人	27	38	44	30	A	○	
10 多様な働き方への理解を促す情報の提供										
① ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催等による啓発及び情報の提供	はあもにい	ワーク・ライフ・バランス等セミナー・講座数	回	5	4	5	4	A		
		ワーク・ライフ・バランス等セミナー・講座受講生数	人	429	318	422	300	A		
② テレワークをはじめとした柔軟な働き方に関する講演会や勉強会の開催等による啓発及び就業支援	はあもにい	テレワーク推進事業等セミナー・講座数	回	3	7	6	3	A		
		テレワーク推進事業等セミナー・講座 受講生数	人	197	211	311	200	A		

基本計画各取組施策の達成状況

達成率(評価)
「A」順調である 「B」あまり順調でない 「C」順調でない
「D」法や国の規定等で定められたもので実施が必須事項であるものまたは「件数や数値の増減が目標ではないもの」

取組の名称		担当部署	指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	自己評価 (R5年実績値の 評価)	第2次計画 重点的取組 事項
施策の方向性Ⅱ 市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備	11 事業者と連携したワーク・ライフ・バランスの推進									
	① 企業活動の先進的取組事例の紹介等、地場企業に向けたワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	男女共同参画課	ワーク・ライフ・バランスをテーマにした出前講座の開催回数	回	5	0	0	1	C	○
		はあもにい	企業等を対象にしたセミナーの参加者数	人	64	201	170	90	A	○
	② 子育て優良企業認定・表彰制度等による事業者等へのワーク・ライフ・バランスの推進	こども政策課	熊本市子育て支援優良企業認定件数	件	-	35	53	125	A	○
	③ 育児・介護休業法等関係法令の情報収集と周知	男女共同参画課	出前講座の実施受講者数（再掲）	人	2,390	490	1,677	2,090	A	○
			出前講座の実施回数（再掲）	回	27	6	15	19	A	○
		こども政策課	-	-	-	-	-	-	D	
	12 子育て・介護に関する支援									
	① 「児童手当」「子ども医療費の助成」等、子育て家庭に対する経済的な支援や相談体制の充実に向けた取組	こども支援課・各区保健こども課	①児童手当の支給	人	94,192	86,199	83,686	73,000	D	○
			②子ども医療費助成（ひまわりカード）	件	1,113,418	1,103,533	1,310,943	1,300,000	D	○
		こども・若者総合相談センター	こども・若者総合相談センターへの相談件数	件	7,433	2,635	2,212	2,300	D	○
	② 多様なニーズに対応した保育サービスの充実等待機児童解消に向けた取組	保育幼稚園課	①平日保育サービス待機児童数（3月1日現在）	人	590	338	291	減少	A	○
			②延長保育サービス実施園数	箇所（園）	公立19園 私立244園	公立19園 私立237園	公立19園 私立241園	拡大	B	○
			③一時預かり事業実施園数（私立助成）、延利用者数	箇所（園）（人）	10か園 11,378人	8か園 6,129人	8か園 6,463人	拡大	A	○
			④障がい児保育サービス実利用者数（軽度・中度）	人	公立(軽度99人、中度14人、中重9人) 私立(軽度186人、中度30人、中重15人)	公立(軽度104人、中度22人、中重7人) 私立(軽度258人、中度37人、中重17人)	公立(軽度118人、中度22人、中重8人) 私立(軽度393人、中度38人、中重18人)	拡大	A	○
			⑤児童発達支援事業実施園数	箇所（園）	公立4か園 私立3か園	公立4か園 私立3か園	公立4か園（3園は公立保育所に併設） 私立4か園	拡大	A	○
			⑥保育所等職員研修熊本市保育所職員合同研修会実施	回	19回	16回	18回	拡大	A	○
			⑦保育サービス第三者評価の実施事業を実施した保育所数（累計）	箇所（園）	公立は終了 私立46か園	公立は終了 私立60か園	公立は終了 私立62か園	公立は終了 私立は拡大	A	○
			⑧認可外保育施設への指導及び支援助成施設数	施設数	99施設	36施設	指導124施設 支援22施設	拡大	A	○
			⑨潜在保育士の再就職支援	人	研修会参加25人	研修会参加16人	研修会参加20人	拡大	B	○
			⑩保育士等の処遇改善	施設数千円	250施設 1,911,782千円	259施設 2,730,921千円	262施設 3,284,091千円	拡大	A	○
	③ 児童育成クラブ、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育事業等による子育て支援	放課後児童育成課	児童育成クラブ開校施設数	箇所	92	92	92	92	A	○
		こども支援課	ファミリー・サポート・センター活動件数	件	2,738	3,996	5,429	5,250	A	○
	④ 子育て応援団体等が主催する子育てイベントの周知強化等による誰もが参画できる子育て支援	こども政策課	子育て応援団体登録数	団体	-	-	98	150	A	○
	⑤ 施設・在宅介護等高齢者・障がい者に対する介護・福祉サービスの充実	介護保険課	65歳以上の元気高齢者の割合	%	78.17	79.33	79.51	80.04	A	○
		障がい福祉課	①実施事業所数 ※基準値は児童発達支援の事業所数	箇所	57	90	97	117	A	○
			②実施事業所数 ※基準値は放課後等デイサービスの事業所数	箇所	107	176	188	242	A	○
			③実施事業所数 ※基準値は短期入所の事業所数	箇所	21	31	29	-	A	○
			④実施件数（在宅支援訪問療育指導事業）	件	45	1	5	-	A	○
			④実施件数（在宅支援外来療育指導事業）	件	1,693	396	464	-	A	○
			⑤実施事業所数 ※基準値は居宅介護の事業所数	箇所	82	90	91	-	A	○
	⑥ 民生委員や校区社会福祉協議会等との連携による地域福祉活動の充実	高齢福祉課	65歳以上の元気高齢者の割合	%	78.17	79.33	80	80	A	○
	13 家庭生活等仕事以外の生活への男性の参画支援									
	① 「子育てやボランティアに関する父親向け講座」「親子参加型講座」等家庭生活に関する講座の実施	はあもにい	親子参加型講座等セミナー・講座数	回	-	8	8	8	A	
			親子参加型講座等セミナー・講座 受講生数	人	-	3,766	4,591	280	A	
	② 関係機関等と連携した男性の子育てや介護等への参画に関する情報提供の実施	生涯学習課	ふれあい教室等講座参加者数	人	4,251	3,380	3,773	4,000	C	
		はあもにい	男女共同参画情報誌「はあもにい」の年間発行回数（再掲）	回	2	2	2	2	A	
	14 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備									
	① ひとり親家庭等への生活支援や就業・資格取得支援、経済的支援等の実施	はあもにい	ひとり親家庭等へのセミナー・講座 受講生数	人	-	82	130	100	A	○
		雇用対策課	障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金（再掲）	件	61	68	77	-	A	○
		こども支援課	①児童扶養手当の給付	人	7,312	6,789	6,659	-	D	○
			②ひとり親家庭等医療費助成	人	8,730	7,753	7,687	8,730	B	○
		こども家庭福祉課	①ひとり親家庭等日常生活支援	回	15	91	147	15	A	○
			②母子家庭等就業・自立支援事業	件	2,251	1,529	1,503	2,251	B	○
	② 生活困窮にかかる相談窓口の充実	保護管理支援課・各区福祉課	生活困窮相談件数	件	4,196	14,491	11,440	-	D	○
	③ 高齢者や障がい者に対する就労支援等の推進	雇用対策課	障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金（再掲）	件	61	68	77	-	A	○
			高齢者無料職業相談	件	113	120	172	-	A	○
		高齢福祉課 障がい福祉課	高齢者技能習得センター講座受講者数	人	-	635	1,317	増加	A	○
			①就労移行支援全実利用者数（各年度3月末）・女性実利用者数（各年度3月末）	人	193・70	169・80	162・77	179・84	A	○
			②就労継続支援A型全実利用者数（各年度3月末）・女性実利用者数（各年度3月末）	人	1,012・349	1,185・446	1,030・374	1,028・380	A	○
			③就労継続支援B型全実利用者数（各年度3月末）・女性実利用者数（各年度3月末）	人	1,189・494	1,687・724	1,578・670	1,736・729	A	○
			④就労定着支援全実利用者数（各年度3月末）・女性実利用者数（各年度3月末）	人	31・17	73・28	69・28	118・44	A	○
	④ 高齢者世代が地域の支え手として活躍できる活動の支援等、活躍の場の拡充	高齢福祉課	地域支え合い型サービス補助金利用団体数	団体	-	38	50	27	A	○
	⑤ 多文化共生社会の推進に向けた各種相談等の外国人への支援の充実	国際課	外国人のための総合相談窓口全体件数	件	6,961	4,430	5,294	6,200	A	○
			うち相談件数	件	-	844	780	1,100	B	

基本計画各取組施策の達成状況

取組の名称		担当部署	指標名	単位	基準値 (H30)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	検証値 (R9)	自己評価 (R5年実績値の 評価)	第2次計画 重点的取組 事項
施策の方向性Ⅲ あらゆる暴力を許さない社会の実現	15 性的マイノリティへの支援・社会参画促進									
	① 熊本市パートナーシップ宣誓制度の運用	男女共同参画課	パートナーシップ宣誓組数（年度毎の新規申請数）	組	-	10	1	5	B	○
	② 性的マイノリティへの理解促進に向けたセミナーの開催やリーフレットの配布等、各種啓発の実施	男女共同参画課	性的マイノリティに関する職員研修参加者数（配信視聴者含む）（再掲）	人	197	1,578	267	200	A	○
	③ 性的マイノリティ当事者や支援団体等と市関係機関の意見交換会の開催等、性的マイノリティ当事者が抱える生きづらさの解消に向けた必要な支援の実施	男女共同参画課	意見交換会の開催回数	回	1	1	1	1	A	○
	16 生涯を通じ健康であるための支援									
	① 健康づくりのための学習や検診、相談機会の提供	健康づくり推進課	健康教育・相談の参加延人数（集合型＋オンライン型講座の受講者数含む）	人	12,833	5,432	6,774	13,000	C	
			乳がん検診受診率	%	9.6	11.3	11.7	12.6	A	
			子宮頸がん検診受診率	%	12.0	16.5	16.6	17.5	A	
	② 妊娠・出産に関する健診の充実や専門機関と連携した相談・指導・支援の実施	保護管理援護課・各区福祉課	妊娠相談件数	件	21	4	7	-	D	
		市民病院総務企画課	助産師における電話相談（市民病院における年間延べ相談人数）	人	102	372	519	500	A	
	③ 児童・生徒の発達段階を踏まえた性に関する指導や、性に関する指導を通じたいのちを守る教育の充実	健康教育課	いのちの大切さを考える講演会実施校数	校	15校実施予定 実施6校	市立中・高・特支学校 46校、小学校12校	市立中・高・特支学校 47校、小学校24校	市立中・高・特支学校 47校、小学校60校	A	
	④ HIV／エイズを含む性感染症について、正しい知識普及や予防についての啓発	感染症予防課	HIV抗体検査受検者数	件	1,197	633	652	1,500	B	
	17 暴力（DV・セクハラ等）を許さない基盤づくり									
	① 啓発冊子、市政だより、市のホームページ等さまざまな媒体を使った啓発・広報の実施	人権政策課	人権啓発事業においてDV・セクハラなどを扱った啓発パネルの掲示、パンフレットの配布	回	13	5	5	増加	B	
			DVやセクハラをテーマとしたビデオ、DVDの貸出	回	47	32	10	増加	C	
		男女共同参画課	ラジオや市政だよりでの広報回数	回	2	2	3	2	A	
	② 市民・事業者等を対象とした「DV被害者支援セミナー」等のDV防止、被害者支援に係る講演会等の実施	男女共同参画課	DV被害者支援セミナー及び相談員研修会の参加者数	人	116	-	25	-	D	
			DV防止セミナー（YouTube配信）視聴回数	回	-	347	224	200	A	
		はあもにい	デートDV防止講座等セミナー・講座数	回	-	4	4	4	A	
	③ 市民・事業者等を対象とした各種ハラスメントやDV・デートDVに関する出前講座の実施	はあもにい	デートDV防止講座等セミナー・講座 受講生数	人	-	459	1,030	100	A	
			デートDV防止講座参加者数	人	315	200	212	200	A	
	④ 子どもや女性が犯罪の標的になることを防止するための街路灯や防犯灯、防犯カメラの設置等、安全・安心な環境の整備	道路保全課	道路照明灯の設置	基	-	250	124	200	A	
		学校施設課	—	-	-	-	-	-	D	
	18 DV相談体制の強化と被害者の自立支援									
	① 熊本市DV対策ネットワーク会議及び熊本市DV対策庁内連絡会議開催による関係機関相互の連携	男女共同参画課	熊本市DV対策庁内連絡会議開催回数	回	1	1	1	1	A	○
			熊本市DV対策ネットワーク会議開催回数	回	1	1	1	1	A	○
	② DV被害者への住民基本台帳事務における適切な支援措置の実施と情報管理の徹底	地域政策課・各区役所区民課	支援措置決定件数	件	983	1,341	1,437	-	D	○
		男女共同参画課・各区福祉課	DV相談等証明書発行件数	件	-	280	309	-	D	○
	③ 多様な相談に対応する為の相談員の資質向上に向けた研修の充実及び相談窓口の周知	男女共同参画課	市におけるDV相談件数	件	981	1,376	1,293	-	D	○
			相談員の研修参加回数	回	-	13	12	10	A	○
		保護管理援護課・各区福祉課	家庭・女性等の相談件数	件	733	917	833	-	D	○
	④ 住まい及び経済的自立に向けた支援	男女共同参画課	公営住宅への取次件数	件	-	19	7	-	D	○
		保護管理援護課・各区福祉課	一時保護依頼件数	件	0	2	5	-	D	○
			DV相談件数	件	733	733	693	-	D	○
		市営住宅課	DV被害者新規入居者数	世帯	0	15	5	-	D	○
	⑤ 民間シェルターへの財政的な支援	男女共同参画課	民間シェルター補助額（市補助）	千円	1,349	1,087	1,357	-	D	○
			民間シェルター補助額（国補助）	千円	-	8,183	9,998	-	D	○
	⑥ 配偶者暴力相談支援センター事業における相談体制の充実及び連携強化	男女共同参画課・各区福祉課・ こども家庭福祉課・各区保健こども課	市におけるDV相談件数	件	981	1,376	1,293	-	D	○
			配偶者暴力相談支援センターにおける証明書発行件数	件	202	374	442	-	D	○
			保護命令関与件数	件	2	1	2	-	D	○
	⑦ 男性被害者や同性間での暴力に対する対応強化	男女共同参画課・各区福祉課	男性被害者や同性間におけるDV相談件数	件	-	39	29	-	D	○

①男女共同参画年次報告書（令和5年度事業実績）案について

	委員	質問・意見内容	施策番号 (年次報告書ページ)	回 答	回答部署
1	梅田委員	評価Bであるが「男女平等」や「女性の人権」というくりでの職員研修はほぼ行っていない。LGBTQなど多様性の中での人権研修やこども基本法などこどもの人権などについての研修は各校で実施されている。アンケート項目の見直しをお願いしたい。もしくは上記のような研修の中に女性の人権についても含まれていることを明記してはどうか。	I-1-① (1ページ)	調査項目については、その調査目的に「人権課題に対する教育現場の課題意識がどこにあるかを知る」という部分もあるため、このような細かい項目立てを行っています。 項目を見直すことで実績値を上げることは可能と思われますが、前述した目的に照らすと各学校の課題意識が見えづらくなる恐れもあり、しっかりと検討することが必要かと思います。	人権教育指導室
2	本田委員	道徳・特別活動・総合的な学習等で必ず学習するので、小中とも100%実施の筈。 (取組実績(1)について)	I-1-① (1ページ)	確かに道徳や特別活動あるいは家庭科等で、小中とも学習しています。それが調査結果に表れない部分があるのは、尋ね方によるものかもしれません。補足をつける等、学校が正確に回答できるような工夫を検討したいと思います。	人権教育指導室
3	香崎委員	評価についてですが、計画を立てた際と今の社会状況が変化していることもあり、人数や回数という数値では基準値と実績値が離れている計画もあるかと思います。その点は、質的な視点も少し取組シートに記載いただくと評価も変わるのではないかと思います。	I-2-② (2ページ) I-2-④ (3ページ) Ⅲ-17-① (41ページ)等	オンラインでの動画視聴等が一般的になったことで、近年DVD等の貸出希望がありませんでした。そのため、令和6年3月の中間見直しに伴い、具体的取組「啓発紙やDVD等による男女共同参画に関する情報の提供」を「啓発紙や男女共同参画週間記念事業による男女共同参画に関する情報の提供」に変更し、次回（令和6年度実績分）からは見直し後の取組内容にて評価を行う予定です。年次報告書にもその旨追記しました。	男女共同参画課
				保護者や学校のニーズに合わせた家庭教育セミナーが実施できるよう実態調査を行うとともに、講師の質の向上を図るよう努めてまいります。	地域教育推進課
				暴力（DV、セクハラ等）を許さない基盤づくりへの取組の成果として、啓発パネルの掲示パンフレットの配布回数や啓発用DVDの貸出回数をあげていますが、令和5年度は基準値より減少しており、コロナ禍以前の数値に戻らない状況となっています。しかしながら、取組としては、このほかにも、民間企業や各種団体と熊本市で構成される熊本市人権啓発市民協議会のホームページ等でDVやハラスメントの未然防止のための講演会活動をしている講師の紹介や人権相談の実施についての周知を行っています。 また、企業や地域団体等を対象とした市職員が実施する出前講座等も行っています。 以上の取組についても年次報告書に追記しました。	人権政策課
4	本田委員	各学校は、借りることなく、ユーチューブやインターネット等を利用して資料は持っている。必要性を感じていないのでは。質問を工夫しては。	I-2-② (2ページ)	ご意見のとおり、DVDの貸出希望がないことから、令和6年3月の中間見直しに伴い、具体的取組「啓発紙やDVD等による男女共同参画に関する情報の提供」を「啓発紙や男女共同参画週間記念事業による男女共同参画に関する情報の提供」に変更し、次回（令和6年度実績分）からは見直し後の取組内容にて評価を行う予定です。年次報告書にもその旨追記しました。	男女共同参画課
5	本田委員	家庭教育学級と銘打たず、学校行事やPTA行事で講演等を実施しているのではないか。質問の工夫を。	I-2-④ (3ページ)	家庭教育力向上のために実施している、学校やPTA等で開催される学習会（講演・ワークショップ）に専門の講師を派遣する事業である家庭教育セミナーと、学校等で保護者が主体となって家庭教育に関する学習を年間を通して計画的、継続的に行う家庭教育学級が、より効果的に連携できるように、学校現場の意向を踏まえながら実施してまいります。	生涯学習課
6	本田委員	推進員の必要性を今一度しっかり啓発する必要あり。	I-3-① (5ページ)	地域での推進方法や地域推進員制度の在り方について、他都市の事例も参考にしながら検討していきます。	男女共同参画課
7	本田委員	女性人材リストの推薦方法はどややっているのか？	Ⅱ-6-④ (13ページ)	本市HP、情報誌はあもにい等で登録者を募集し、自薦によるほか、他薦の場合もあります。	男女共同参画課

①男女共同参画年次報告書（令和5年度事業実績）案について

	委員	質問・意見内容	施策番号 (年次報告書ページ)	回 答	回答部署
8	香崎委員	表中⑩の保育士等の処遇改善は、評価Aになっていますが、実感としては処遇改善はまだまだ道半ばだと思います。今後計画を立てられる際には、熊本市独自の取組もご検討いただけるといいのではないかと思います。（質問ではありません。）	Ⅱ-12-② (28ページ)	令和5年度の処遇改善加算の伸びがこれまでを大きく上回る5.2%であったため評価をAとさせていただきました。令和6年度についてもさらに大きく上回る伸び（10.7%程度）が予定されているため、まずは国の動向を注視したいと考えております。	保育幼稚園課
9	本田委員	①は二つとも、似通った取り組みではないか。実施主体を「はあもにい」に統合したらどうか？	Ⅱ-13-① (32ページ) Ⅱ-13-② (32ページ)	生涯学習課で実施している講座は、公民館の主催事業の一つとして、各地域の課題や特性を生かした内容で開催しております。一方、男女共同参画センターはあもにいの父子等を対象とした講座は、広く市民を対象として、関係機関等との連携によって開催しており、市民グループの活動の機会にもなっています。引き続き、公民館、男女共同参画センターはあもにい、それぞれで多様な講座の開催等を行うことで、男性の子育て等の参画推進を目指してまいります。	生涯学習課 男女共同参画課
10	本田委員	「健康教育相談」は、高齢者に特化するならば、オンラインやSNSは無理ではないか。地道な公民館活動での啓発が必要ではないか。呼びかければ出前講座の要請はあると思うが？他の行事との組み合わせもあり得る。	Ⅱ-16-① (39ページ)	・対面での健康教育・健康相談も各区・各地域で実施しております。地域の会議や催しもの等の様々な機会を捉えて、健康づくりに関する啓発を行っております。 ・多くの市民の要請にお応えできるよう、公民館を含めたさらなる呼びかけを強化するよう検討してまいります。	健康づくり推進課

②熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画素案について

	委員	質問・意見内容	素案ページ等	回 答
1	米満委員	第2章現状と課題 について 「困難な問題を抱える女性」の困難な問題の整理があるとわかりやすいと思いました。例えば (1) 男女の差による整理 ①女性にのみ特有の困難 ②男女にあるが女性の方が明らかに多い困難 ③男女ともに同様に起こるが女性の観点から特に対応が必要な困難 例) ①生理 妊娠 出産 更年期 風俗、AVなどの社会的問題 ②性的虐待 DV 性暴力 ひとり親(経済的、教育、孤立) ③貧困家庭での生理用品や女性に必要な教育 女性の病気や生理に対する啓発 乳がん 子宮がん 若年女性の自殺企図(ブチ自殺) 学習障害や発達障害の女性の保護(人権保護) 引きこもりなどの社会隔離 (2) 女性の年代による整理 ①小児～若年 : 性的虐待被害 発達障害 学習障害 不登校 SNSなどの性被害 ②青年～中年 : 予期せぬ妊娠 出産前後の問題 DV ストーカー 性被害 子育て 離婚 母子家庭 自殺企図 非正規雇用 ③中年～ : 金銭的自立 就業 母子家庭(教育) 貧困	3～17ページ	問題が1つではなく、複合化したことで、困難な問題となっているため、素案では、女性特有の困難や複合的に相談される内容などを挙げています。今後、本計画を推進していく中で、本市域の困難な問題を抱える女性の実態把握をさらに進めた上で、次期計画では把握した問題を整理いたしますので、参考にさせていただきます。
2	米満委員	特定妊婦が75件は、少ない気がするが、医療機関などからどのように報告があがるのでしょうか？今後は特定妊婦の正確な把握が課題ではないでしょうか。	6ページ	本人からの妊娠届を受付する際の聴き取りや医療機関等からの情報提供等により、出産前からの支援が必要かどうか各区保健こども課で丁寧に把握し、特定妊婦の受理判断を行っています。令和5年度の受理件数は、令和4年度から倍増しており、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、保健師の地域活動が再開したことや、子育て支援策の拡充(「ようこそ赤ちゃんプロジェクト」)により、多様な課題を抱える妊婦を早期に発見し支援できるようになったこと、さらには医療機関との連携が進んだことが要因であると分析しています。今後も引き続き特定妊婦の正確な把握と早期対応に努めてまいります。
3	米満委員	女性の就業と所得 について 女性の経済的困難性を分析するならば 独身の男女で比較するか 世帯主での男女の比較をする必要がある。 非正規労働者のなかには 扶養内パートの女性も含まれるため正確な比較になっていないと思われます。また母子家庭での収入差も情報として必要ではないでしょうか。 → そのうえで支援のための基本方針に、母子家庭の経済的支援を含むべきと思います。	8ページ	ご指摘のとおりですが、扶養内パートという状況も含めて、男女間の経済的格差を示しています。また、母子家庭の収入について、国の統計で本市の具体的な数値を示すデータがないため、掲載しておりません。 基本方針で母子家庭の経済的支援を明記しておりませんが、取組の方向性Ⅰ-4「自立支援の実施」の⑤において、経済的な自立に向けた支援の実施に取り組むこととしており、この取組には母子家庭も含まれます。
4	米満委員	現状から見えてきた課題について ここでは、あくまで熊本市の目線から支援体制の課題が分類されています。 同様に、困難な女性の視点からも課題の整理をすべきかと思います。そのうえで、より具体的な事項が支援内容に反映されると良いと思います。 以下のようなことが考えられるかと思います。 ①女性特有の困難性: 妊娠 出産 にまつわること → □予期せぬ妊娠への対応・支援の充実 □ 経口避妊薬の充実 □ 特定妊婦の正確な把握 対応 ②犯罪に関すること : 虐待 性暴力 DV 風俗就業 → 適切な相談・支援体制の徹底 法体制の必要性 ③経済的なこと : 母子家庭 非正規雇用 収入格差 → 政治・行政における課題検討 → 就業支援や就業マッチングなどの支援 職場での正規化などの支援(セミナーなど) ④精神的・身体的なこと : 医療機関などの相談窓口の充実 カウンセラーや精神科などの体制整備	16ページ	本計画は、困難な問題を抱える女性が、個々の状況に応じて意思を尊重されながら、最適な支援を受けられるよう、行政と関係機関、民間支援団体とが連携を図り、継続的な支援を推進するための基本方向を示す計画として策定するものです。ご指摘のとおり、支援体制については、妊娠・出産、DV、雇用等の関連する個別計画において、女性の視点を踏まえた各課題を具体的に整理しながら、本計画と連携して取り組んでまいります。
5	香崎委員	基本計画のなかで記載する内容ではないかもしれませんが、困難な課題を抱える女性への支援を行う上で、「女性相談支援員」の存在は大きいと思われます。全国的に非常勤が多いとも言われていますが、熊本市の状況等はどのようになっているのでしょうか。また、支援体制整備の詳細についてもお教示ください。	19ページ～	男女共同参画課、各区福祉課配属の女性相談支援員11名は、いずれも非常勤職員(会計年度任用職員)です。 支援体制整備については、令和7年度以降、現在の相談窓口や体制を活用しながら、支援対象者の実態や、支援ニーズなどを把握した上で、関係機関や民間支援団体との連携体制の課題を整理し、必要に応じて、女性相談支援員の適切な配置場所や人数などの体制整備を図っていく予定です。

②熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画素案について

	委員	質問・意見内容	素案ページ等	回 答
6	香崎委員	DV事案等ではDVだと自分で気づいていない方、相談窓口の存在自体を知らない方も多くいると思いますので、情報の積極的周知は必要だと思いましたが伝わるべき人になかなか伝わらない状況もあるため、どこにどのような周知をしていくのか現時点での内容についてご教示ください。	2 6 ページ～	行政や民間など様々な相談窓口があることから、各窓口でどのような支援を受けられるのかや連絡先等を周知するため、スーパーやコンビニ、美容室等、日常生活の中でよく訪れる場所へポスターや周知カード等設置することで、各相談窓口へ相談できていない方への周知を検討しています。 また、教育委員会事務局と連携し、社会に出る前の子どもたちを対象として、DVをはじめとした困難な問題を抱えた場合に相談できることや支援を受けられること、相談の必要性についての啓発、相談窓口の周知を行ってまいります。
7	松下委員	日々、こころの臨床現場で仕事をしておりますが、女性や子どもに限らず、家族問題に直面することが多々あります。 そして、虐待や嗜癖問題は精神疾患と切り離せない事柄です。 相談員のスキルを上げることにについて、必要性を大いに感じますが、精神科臨床での経験があっても難しい。 また、ケース検討会などの勉強会でスーパーバイズしてくださる専門家も少ない（時間がいないため）ので、思うようにいかないのが現状だと思います。 相談員には多角的な視野にたって危機介入をするセンスや見通す力、つまりアセスメント力がないと、たらいまわしになってしまうこともあるでしょう。 一生懸命に支援する方々が疲れ果て、バーンアウトしてしまうこともしばしばです。 相談者の問題解決能力の査定は生物－心理－社会モデル（bio-psycho-social model）の視点からする必要が あります。 熊本市の計画に沿って目標数値に近づけるためにも、相談者のファーストコンタクトとしての相談員のスキルアップを是非ともお願いしたいと思います。	—	ご指摘のとおり、相談者の意思を尊重して寄り添った相談対応には女性相談支援員のスキルの向上が必要ですが、ケースによってはスキルがあっても難しいことがあります。女性相談支援員が一人で抱え込まないよう、複数人で対応するほか、情報の共有を図り支援方法を検討するなど、今後も組織的な対応を実施してまいります。 また、支援への入口の役割を果たす女性相談支援員のスキルアップのため、国や県の現在開催されている研修への受講率を上げるほか、女性支援のための能力向上に役立つ研修の情報共有などを行います。必要とされる専門的知識の内容を精査し、市独自の研修も企画検討してまいります。
8	本田委員	成果指標の「目標値」の根拠は？	概要版 2 枚目 （素案 2 7 ページ）	・研修に参加した女性相談支援員等の延べ人数：男女共同参画課相談室と各区福祉課の女性相談支援員 1 1 人と、相談業務に携わる担当職員を想定し、受講率の向上を勧奨して積算しました。 ・協働する民間団体の数：各年度 1 団体ずつ本市と協働する民間支援団体を増やす予定です。 ・暴力根絶、性暴力被害防止講座などの出前講座の参加者数：第 8 次総合計画のアクションプランの検証指標「男女共同参画出前講座等の参加者数」の伸び率から算出した数値です。出前講座全体の基準値R5：1, 677人、検証値R9：2, 000人（約1. 1926倍）（LGBT、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画も含む） ・ポスター、周知カード等設置協力事業所数：現在のDV相談窓口周知カードの配布先116事業所を将来的に上回ることを目指し、少なくとも 3 年間で50事業所として設定しました。
9	本田委員	2 の支援対象者について ・「自死念慮」は一般的には「希死念慮」「自殺念慮」が適当ではないか。	概要版 1 枚目	ご指摘のとおり「自殺念慮」に修正しました。
10	本田委員	5 の「制度の狭間」がわかりにくい。	概要版 1 枚目	国の基本方針や、支援関係者のヒアリング結果から抜粋した表現（素案 1 5 ページ）で、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者等を対象とした、さまざまな支援制度がある中、どの制度の対象者にも該当しない場合を示しています。「様々な支援制度の狭間」へ修正しました。

熊本市困難な問題を抱える女性への 支援に関する基本計画

【素案】

熊本市

目次

第1章 基本的な考え方	- 1 -
1 策定の背景と趣旨	- 1 -
2 支援対象者	- 1 -
3 計画の位置づけ	- 2 -
4 計画の期間	- 2 -
第2章 現状と課題	- 3 -
1 本市の支援対象者の主な現状	- 3 -
2 本市の相談窓口の現状	- 9 -
3 民間支援団体等の状況	- 13 -
4 女性相談支援員・区役所福祉課・民間支援団体へのヒアリング	- 15 -
5 現状から見えてきた主な課題	- 16 -
第3章 目指す姿・基本方針・計画の体系	- 18 -
1 目指す姿	- 18 -
2 基本方針	- 18 -
3 計画の体系	- 18 -
第4章 支援の内容	- 19 -
1 支援の方向性	- 19 -
2 関係機関の役割	- 19 -
3 主な関係部署・関係機関	- 20 -
4 取組内容	- 21 -
5 成果指標	- 27 -
第5章 計画の推進と進捗管理	- 28 -
1 計画の推進	- 28 -
2 計画の進捗管理	- 28 -

第1章 基本的な考え方

1 策定の背景と趣旨

これまで、対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援の施策は、昭和31年（1956年）制定の売春防止法に基づく「婦人保護事業」に関する施策が中心で、「要保護女子」の「保護更生」を目的とするものであり、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分なものでした。

時代が変わるにつれて、「売春をなす恐れのある女子」以外にも配偶者からの暴力を受けた被害者への支援や人身取引被害者の保護、ストーカー行為等の被害者への支援等、婦人保護事業による支援の対象者が拡大されてきました。

しかしながら、女性の抱える問題は近年複雑化、多様化、複合化が進み、従来の枠組での対応には限界が生じており、包括的な支援が必要とされていることから、「女性の福祉」、「人権の尊重」、「男女平等」の理念のもと、令和4年（2022年）5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）（以下「法」という。）が成立し、令和6年（2024年）4月1日から施行されました。また、令和5年（2023年）3月には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年厚生労働省告示第111号）（以下「基本的な方針」という。）が示されました。

本市では、「熊本市第8次総合計画」や「第2次熊本市男女共同参画基本計画」において、だれもが自分らしく生きることができるよう、差別や偏見を受けることがなく、人権が尊重され、お互いを認め合う人権尊重社会を推進しています。また、性別にかかわらず自らの意思や意欲に応じて、社会のあらゆる場面で能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

そのような中、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在するほか、不安定な就労状況による経済的困窮、孤独・孤立などの社会的困難等に陥るおそれがあります。

本計画は、法や国の基本的な方針に即し、困難な問題を抱える女性が、個々の状況に応じて意思を尊重されながら、最適な支援を受けられるよう、行政と関係機関、民間支援団体とが連携を図り、継続的な支援を推進するための基本方向を示す計画として策定します。

また、こうした取組を進めることにより、女性だけでなく、すべての方の人権を尊重する社会の実現を目指します。

2 支援対象者

法第2条では、支援等の対象となる困難な問題を抱える女性について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と規定しています。

本計画では、性暴力や性的虐待、性的搾取の被害者、DV被害者、ストーカー被害者、親族間暴力等被害者、人身取引等被害者等、法が定義する困難な状況に当てはまる女性であれば、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、支援の対象とします。

なお、性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難があることから、支援の対象とします。

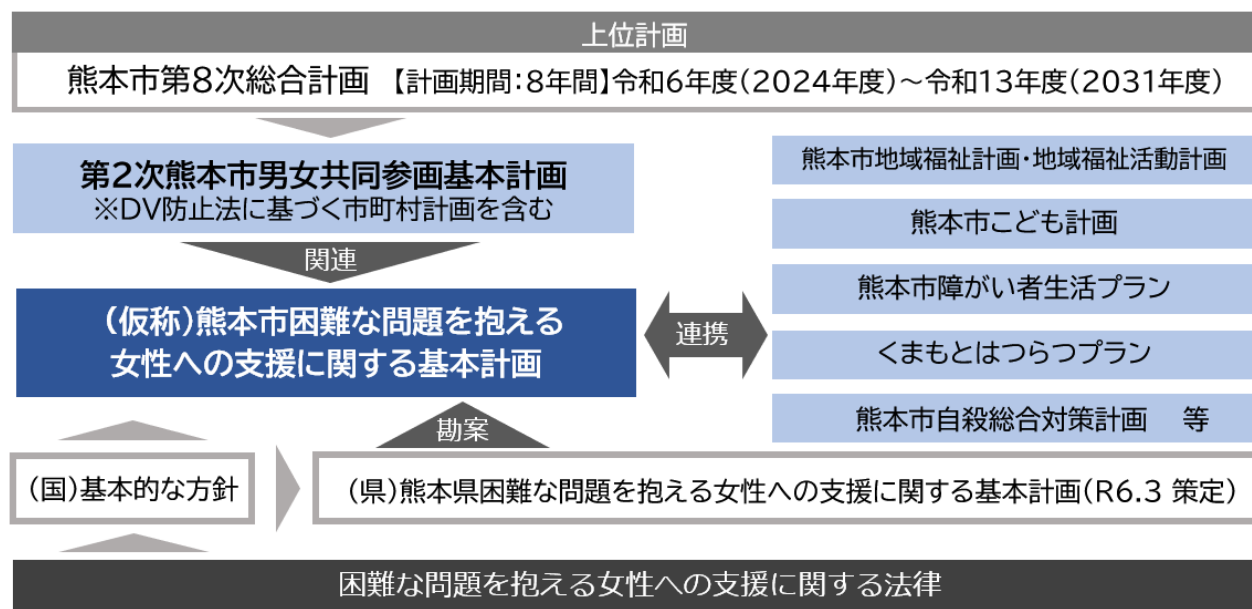
3 計画の位置づけ

本計画は、法第8条第3項に基づく市町村基本計画として策定します。

また、法や国の基本的な方針に基づき令和6年（2024年）3月に熊本県が策定した「熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を踏まえるとともに、「熊本市第8次総合計画」を上位計画とします。

なお、本計画は、困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備等を具体的な施策の一つとして掲げている「第2次熊本市男女共同参画基本計画」に関連する計画とします。

さらに、本市関連施策の計画と連携し、計画の円滑で効果的な推進を図ります。



4 計画の期間

本計画の計画期間については、関連計画である「第2次熊本市男女共同参画基本計画」の改定時期を考慮し、令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）までの3年間とします。

第2章 現状と課題

本市では、女性を対象とする施策として、相談窓口の設置のほか、女性に対する暴力の根絶に向けた啓発活動など実施しています。関連施策として、生活困窮やひとり親家庭、妊娠・出産などの多様な支援に取り組んでいます。

本計画策定にあたり、本市の女性の現状を把握するため、関係部署・関係機関・民間支援団体等からの意見聴取を行いました。本章では見えてきた課題を整理しています。

1 本市の支援対象者の主な現状

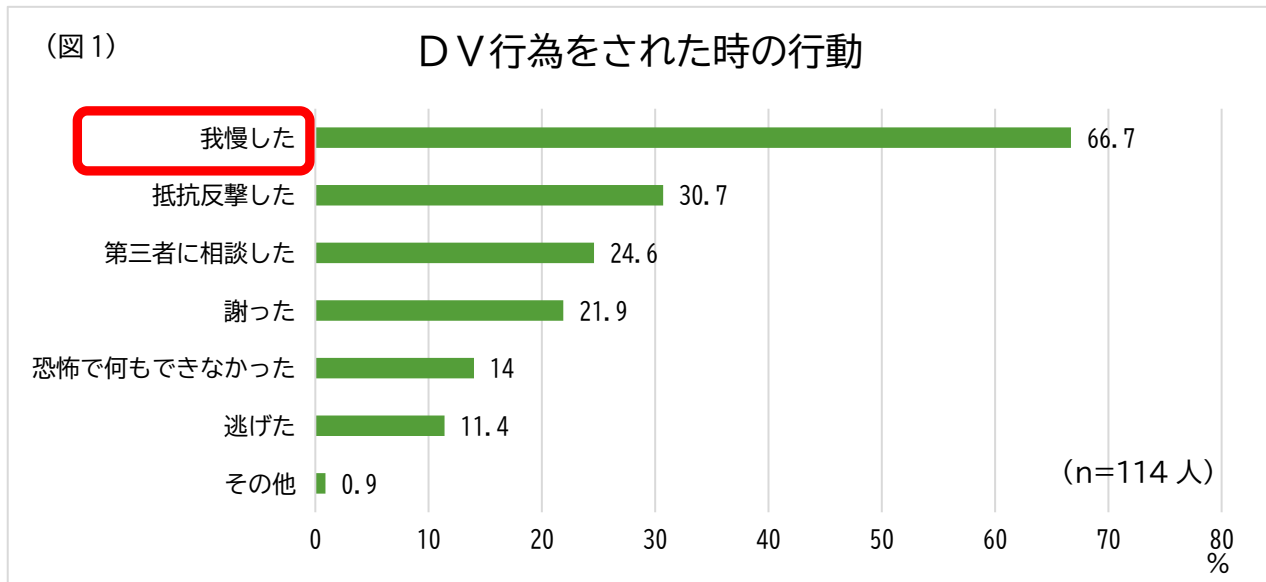
女性が抱える困難な問題として、女性であることで起きる事象や女性特有の妊娠・出産などについて、「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」や「熊本市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査」を実施しました。

アンケート	目的	対象	調査期間	調査方法	回答
人権・男女共同参画に関する市民意識調査	人権問題及び男女の社会参画状況を把握するため	本市在住の20歳～69歳市民2,000人	R5年7月1日～ R5年7月31日	郵送法及びWeb回答	603件 30.2%
熊本市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査	女性の状況や困り感を把握するため	本市在住又は通勤・通学する10代以上の女性	R4年9月15日～ R5年2月15日	Web回答及び紙面	1,823人



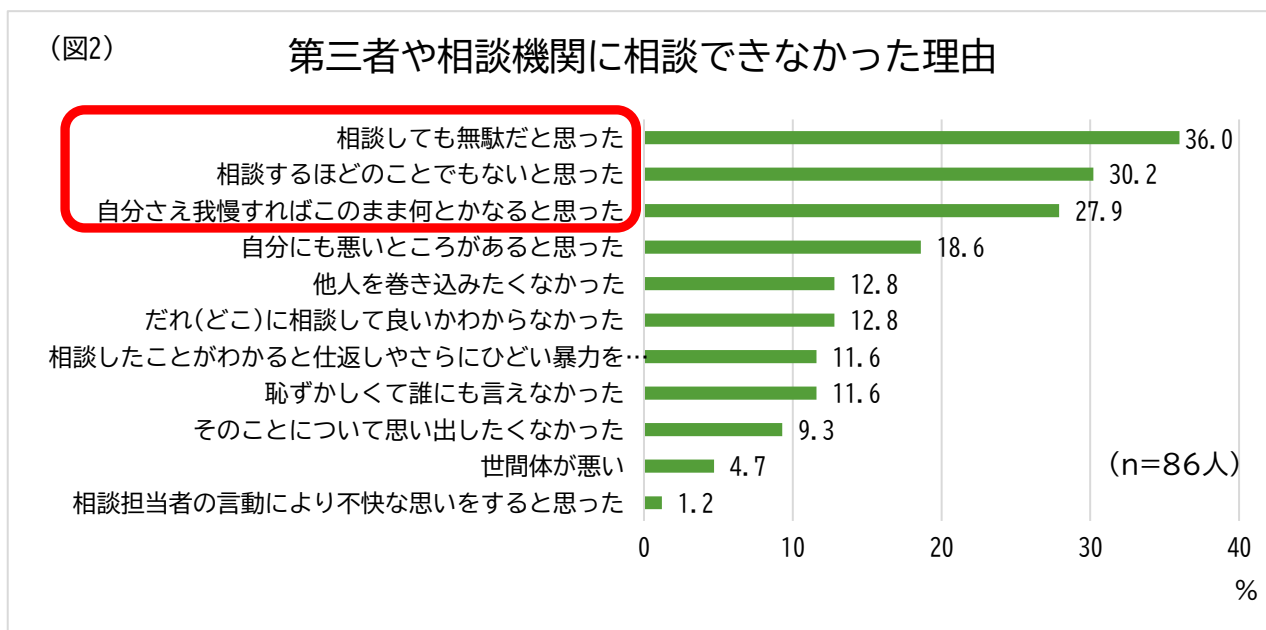
(1) DV行為をされた時の状況

「人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果」（令和5年度 熊本市男女共同参画課）では、DV行為をされた時に、「我慢した」が66.7%と最も多く、次いで「抵抗反撃した」の割合が多いという結果となっています。（図1）



出典:人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果(令和5年度 熊本市男女共同参画課)

また、第三者や相談機関に相談できなかった理由としては、「相談しても無駄だと思った」が36%と最も多く、次いで「相談するほどのことでもない」や「自分さえ我慢すればこのまま何とかなると思った」という結果になりました。（図2）



出典:人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果(令和5年度 熊本市男女共同参画課)

(2) 性暴力被害を受けた時の状況

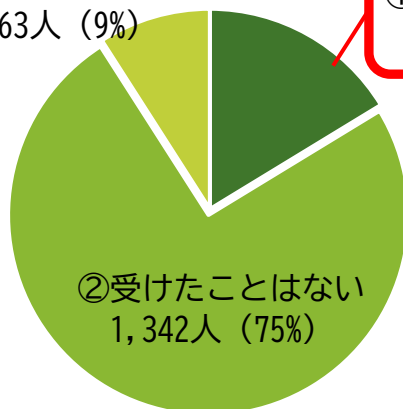
「熊本市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査結果」（令和4年度 熊本市男女共同参画課）では、性暴力を「①受けたことがある」と回答した人が16%となりました。（図3）続けて「①受けたことがある」と「③わからない・答えたくない」と回答した人を対象に、性暴力被害を受けた後に相談機関に相談したか、との質問に対して、「②相談したかったが相談していない」と回答した割合が51%と最も多く、「③相談の必要までは感じなかった」も22%となっています。（図4）

(図3)

性暴力を受けたことがあるか

③わからない・
答えたくない
163人 (9%)

①受けたことがある
293人 (16%)



- ①受けたことがある
- ②受けたことはない
- ③わからない・答えたくない

(n=1,789人)

出典:熊本市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査結果
(令和4年度 熊本市男女共同参画課)

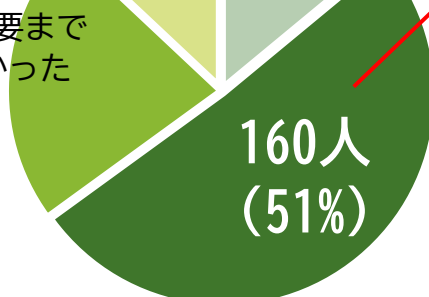
(図4)

性暴力被害を受けた後に相談機関に相談したか

④その他
41人
(13%)

①相談した
45人
(14%)

③相談の必要まで
は感じなかった
69人
(22%)



- ①相談した
- ②相談したかったが相談していない
- ③相談の必要までは感じなかった
- ④その他

(n=314人)

出典:熊本市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査結果
(令和4年度 熊本市男女共同参画課)

(3) 妊娠に関すること

令和4年の本市の出生数は5,792人、合計特殊出生率は1.43と、少子化が進んでいるものの、全国値の1.26よりも高くなっています。(表1)

そのような中、妊娠は喜ばしいことの反面、経済的困難、家庭環境や健康上の問題など、出産や子育てへの不安や身体の負担などが重なり、妊娠期・出産期に困難な状況に陥る場合は少なくありません。

(表1)

	出生数(人)	合計特殊出生率		
	熊本市	熊本市	熊本県	全国
R1	6,293	1.48	1.60	1.36
R2	6,101	1.51	1.60	1.33
R3	6,093	1.49	1.59	1.30
R4	5,792	1.43	1.52	1.26

各年10月1日現在

出典:人口動態総覧(厚生労働省)から作成

① 人工妊娠中絶の状況

熊本県における令和4年度の人工妊娠中絶件数は2,030件となっており、年代別では「20歳代」が最も多く893件、次いで「30歳代」の795件となっています。また、実施率(女子人口千対)は6.6となっており、全国と比べて高い数値となっています。(表2)

(表2)

	熊本県	東京都	大阪府	福岡県	全国
	R4年度	R4年度	R4年度	R4年度	R4年度
～19歳	157	1,631	947	497	9,569
20歳代	893	13,607	6,042	2,999	56,697
30歳代	795	7,419	3,782	2,236	44,234
40歳代	185	1,818	947	633	12,206
50歳～			3	1	8
不詳					11
計	2,030	24,475	11,721	6,366	122,725
実施率	6.6	7.7	6.5	6.1	5.1

出典:令和4年度衛生行政報告例の概況(厚生労働省)から作成

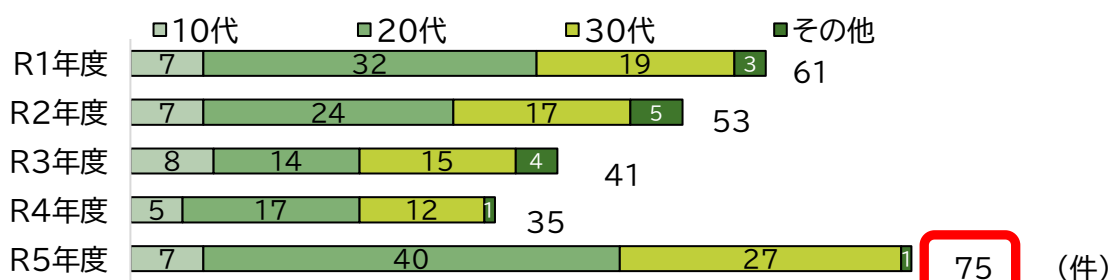
② 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦である特定妊婦には、経済的困窮や精神面での不安等で支援が必要とされています。

本市の令和5年度の受理件数は75件で、過去最多となっています。(図5)

(図5)

特定妊婦受理件数(年代別)



(4) 生活に関すること

① 母子家庭の状況

本市の令和4年の婚姻の件数は3,214件で、離婚件数は1,114件となっています。(表3)

また、令和2年国勢調査によると、本市の母子世帯の数は、全世帯数326,920世帯に対し、5,141世帯となっています。(表4)

(表3)

年	婚姻	離婚
R1	3,677	1,321
R2	3,386	1,241
R3	3,302	1,251
R4	3,214	1,114

出典:人口動態総覧(厚生労働省)から作成

(表4)

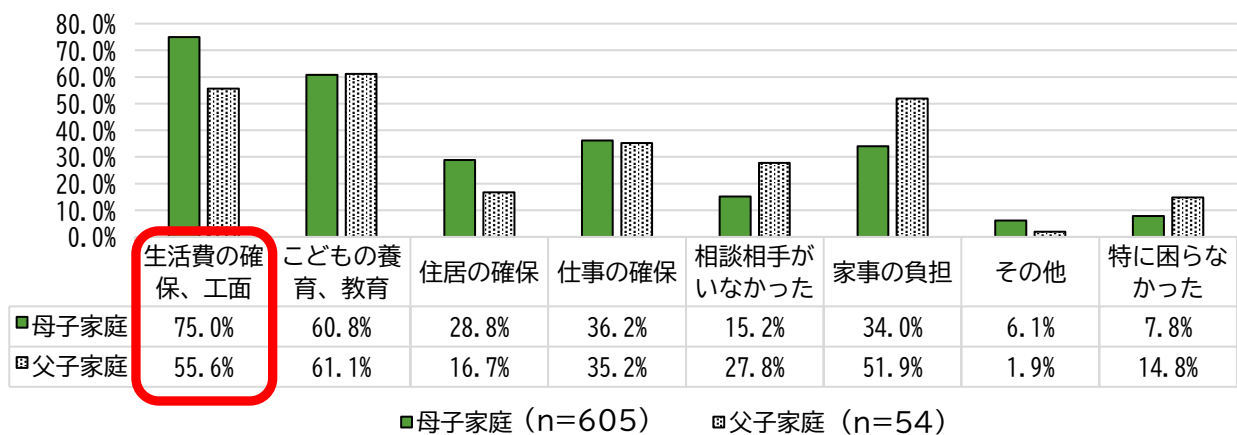
年	全世帯数	母子世帯(割合)
H22	302,413	5,780(1.9%)
H27	315,456	6,204(2.0%)
R2	326,920	5,141(1.6%)

出典:国勢調査 人口等基本集計から作成

令和4年度に熊本県が調査した熊本県ひとり親家庭等実態調査によると、ひとり親になって困ったことについて、母子世帯では「生活費の確保、工面」が75.0%と割合が最も高く、父子世帯の55.6%と比べても19.4ポイント高くなっています。(図6)

(図6)

ひとり親になって困ったこと



出典:令和4年度熊本県ひとり親家庭等実態調査報告書(熊本県子ども家庭福祉課)

また、本市の生活保護受給世帯における母子世帯が占める割合は4%前後で推移しており、令和5年度は444世帯となっています。(表5)

(表5)

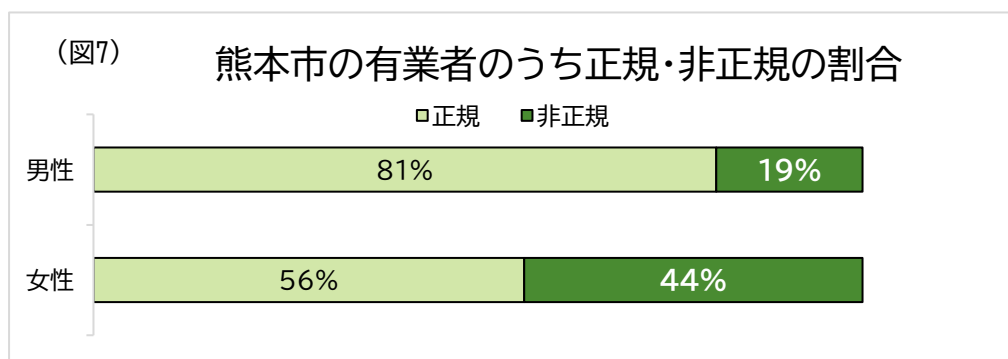
年度	保護世帯総数	母子世帯(割合)
R2	12,019	510(4.2%)
R3	11,968	485(4.1%)
R4	12,082	468(3.9%)
R5	12,077	444(3.7%)

② 女性の就業と所得

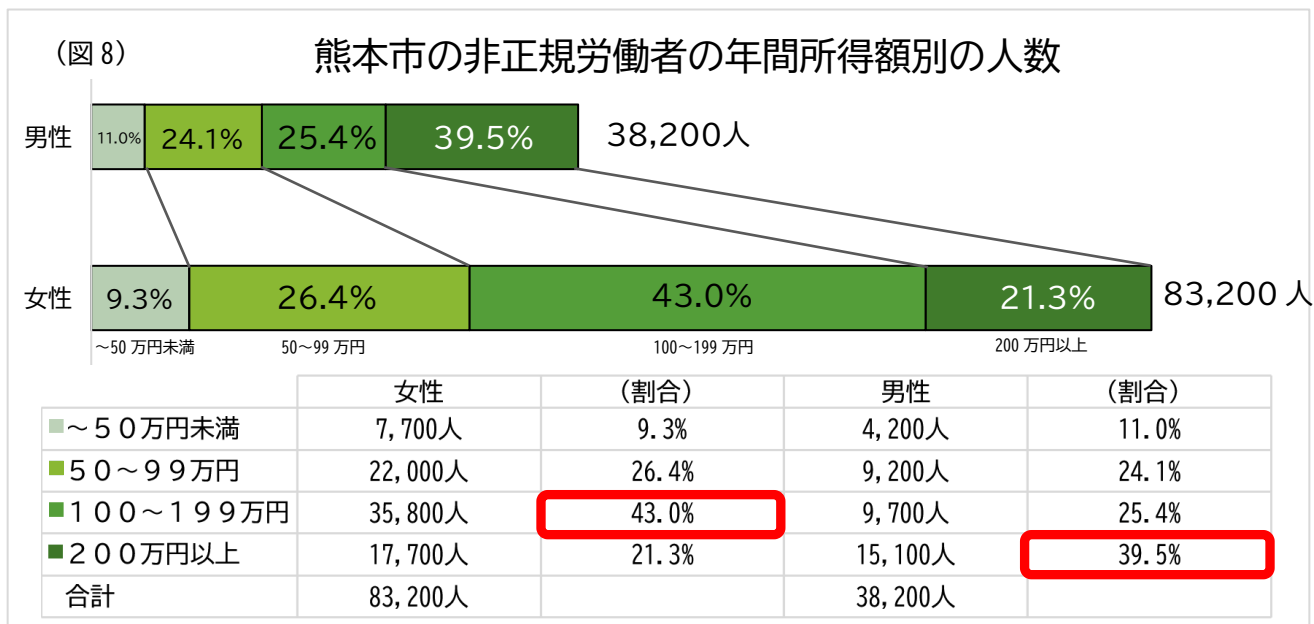
総務省の令和4年就業構造基本調査の結果によると、熊本市内の有業者※のうち非正規労働者の割合は、男性19%に対し女性44%と、女性の方が非正規労働者の割合が圧倒的に高いことが分かります。（図7）

非正規労働者の年間所得額を見ると、女性は「100～199 万円」の割合が 43.0%と最も高い一方で、男性は「200 万円以上」が 39.5%と最も高くなっており、所得格差が生じていることが分かります。（図8）

※有業者…ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（令和4年10月1日）以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者。



出典: 令和4年就業構造基本調査(総務省)から作成



出典: 令和4年就業構造基本調査(総務省)から作成

2 本市の相談窓口の現状

(1) 女性相談窓口

本市では、女性に関する相談窓口として、男女共同参画課相談室に主にDVを専門とした相談窓口を、各区福祉課には福祉全般に関する女性相談窓口を設置しています。これらの相談窓口には、女性相談支援員を計11人配置しており、DV、離婚問題、親からの暴力、生活困窮や精神的問題等の女性からの相談を、対面だけでなく、電話やメールでも受け付けています。また、緊急時の安全確保や、自立に向けた支援等を行っています。

本市の相談窓口で女性から受け付けた年間相談件数は、過去5年は2,000件前後で推移しています。(図9)

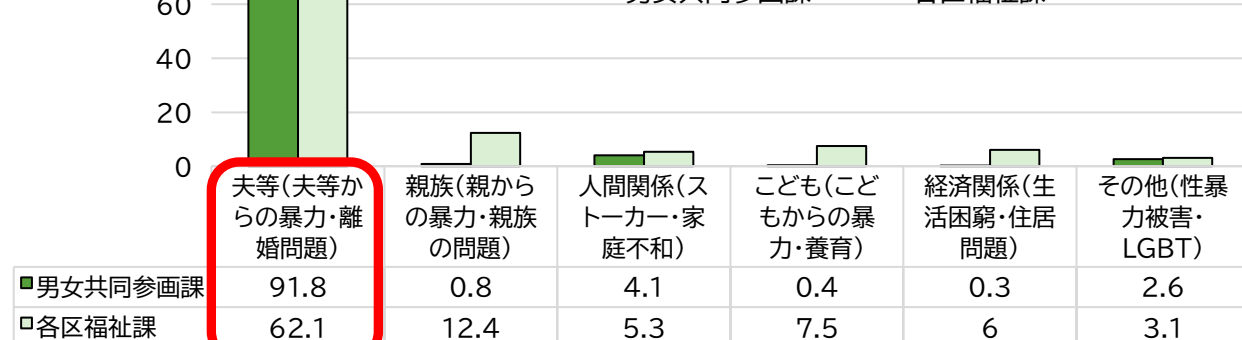
令和5年度の主訴別の相談内容としては、「夫等(夫等からの暴力・離婚問題)」が最も高く、次いで、「親族(親からの暴力・親族の問題)」、「人間関係(ストーカー・家庭不和)」、「子ども(子どもからの暴力・養育)」となっています。(図10)

そのうち暴力に関する相談は、女性相談全体の71.9%(1,421件)を占めています。(表6)

(図9) 女性相談件数の推移 (件)



(図10) 令和5年度女性相談主訴別割合 (%)



(表6) 令和5年度女性相談のうち暴力(ストーカー含む)に関する相談件数

分類	夫等	親族	人間関係	子ども	性暴力	全体
件数(件)	1,287	107	25	1	1	1,421
割合(%)	65.2	5.4	1.3	1.0	1.0	71.9

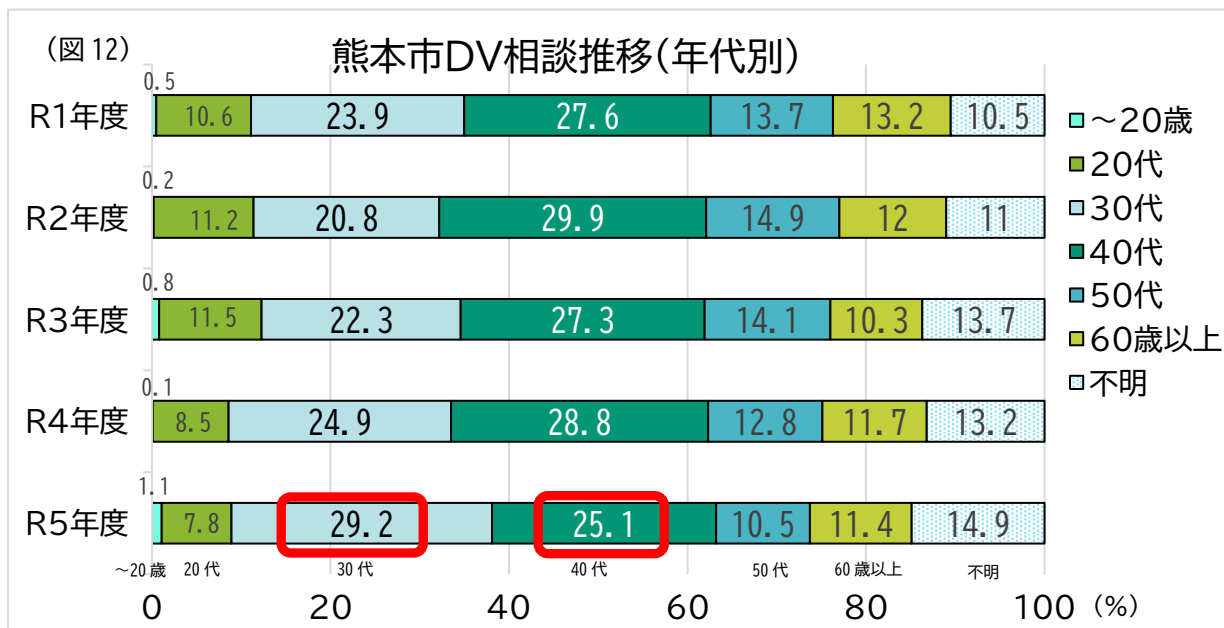
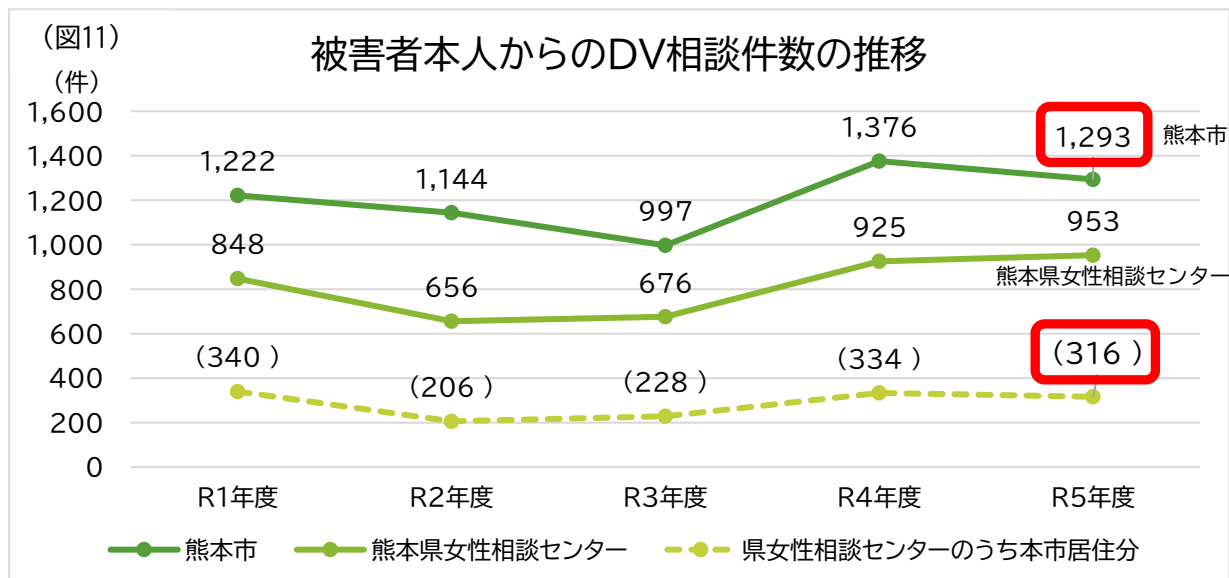
(2) 配偶者暴力相談支援センター

本市では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図る、配偶者暴力相談支援センター機能を、男女共同参画課相談室、こども家庭福祉課、各区の福祉課及び保健こども課において担っています。DV被害者からの相談や保護命令の申立て支援、被害者の一時保護等を、警察や熊本県女性相談センターなどの関係機関と連携しながら実施しています。

① 窓口の相談状況

本市の女性相談窓口で受付したDVの相談件数は、令和5年度は1,293件であり、過去5年は約1,000～1,400件で推移しています。また、熊本市内には、熊本県の配偶者暴力相談支援センターである熊本県女性相談センターもあり、熊本県女性相談センターで令和5年度に受け付けたDV相談件数953件のうち、居住地が熊本市の相談者の件数は316件で、33.2%を占めています。(図11)

また、DVの相談の年代別では、令和5年度では「30代」が最も多く29.2%、次いで「40代」が25.1%となっています。(図12)



② 保護命令申立て支援

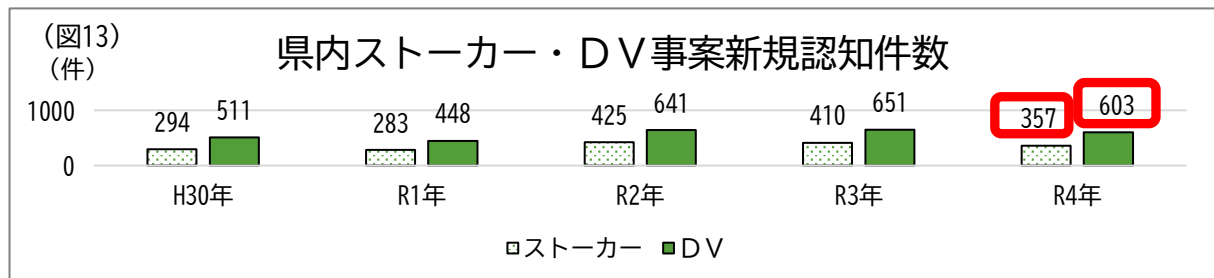
本市の配偶者暴力相談支援センターでは、支援対象者からの依頼により、地方裁判所へ提出する保護命令の申立て手続の支援を行っており、令和5年度は、依頼件数22件に対して、申立て件数は2件となっています。支援対象者からの依頼後、申立書を提出するまでに暴力や脅迫の状況や経緯を思い出しながら陳述書を書く行為が精神的に耐えられないという方や、裁判所から相手方に暴力の態様が伝えられるため恐怖を感じるなどの理由から結局提出しないという方も多く、過去5年の申立て件数は1～4件となっています。（表7）

（表7）

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
依頼件数	4	16	30	21	22
申立て件数	3	3	4	1	2

参 考

令和4年の熊本県内の警察でのストーカー・DV事案の新規認知件数は、ストーカーが357件、DVが603件となっています。（図13）さらに、令和5年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正により、精神的なDVも保護命令の対象となり、今後も相談の内容が複雑になり認知件数も増加すると見込まれます。



提供:熊本県警察本部

（3）熊本市妊娠内密相談センター

令和5年4月に開設した熊本市妊娠内密相談センターでは、匿名による相談が可能となっており、妊娠や出産、不妊・不育症、からだのことなどに関する相談に対応しています。また、予期せぬ妊娠に悩む方や特に支援を必要とする妊婦等に対し、専門職が伴走型相談支援を行うほか、男女を問わず性や生殖に関するライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施しています。

令和5年度の相談件数は延べ666件で、最も多い相談内容は「思いがけない妊娠」となっています。（図14）



(4) そのほかの相談窓口

本市では、そのほかにも状況や主訴に応じた相談窓口を設けており、困難な問題を抱える女性を含め、専門的な支援に取り組んでいます。

① 熊本市こころの健康センター

精神保健福祉の専門機関として、こころの健康相談に対応しており適切な支援につなげています。また、知識の普及及び精神障がい者の支援に関わる者への教育研修や技術支援を行っています。

令和5年度のこころの健康相談数は延べ8,975件（うち女性4,617件）で、「生活関連」が6,289件と最も多く、次いで「心の健康づくり」1,471件、「うつ・うつ状態」409件などとなっています。

② 熊本市若者・ヤングケアラー支援センター

概ね18歳から39歳を対象として、相談に対応しています。電話やメール、面談のほか、LINEでも、若者・ヤングケアラーに関するあらゆる相談に応じ、情報の提供及び助言、必要に応じて同行支援を行い、適切な支援につなげています。

令和5年度の相談件数は延べ2,212件で、「将来の不安」が1,200件と最も多く、次いで「家族内・保護者のこと」157件などとなっています。

③ 熊本市生活自立支援センター

生活困窮の相談を受け付け、必要な情報提供や支援機関へのつなぎ支援を行うほか、中長期的な支援を要する際は、本人の状況に応じた支援プランを作成します。生活、仕事、住まいなどの様々な悩みについて、どこに相談したらよいか迷ったときの最初の相談窓口です。

令和5年度の「自立相談支援」は延べ件数で11,277件、「家計改善支援」は3,965件となっています。そのほか、「一時生活支援」、「就労準備支援」や「学習支援」などを行い、適切な支援を実施しています。

④ 熊本市外国人総合相談プラザ

外国人の在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、教育等の生活全般について、情報提供や相談を行う一元的な窓口です。予約をすると、最大23言語を活用した相談対応や、適切な支援につなげています。

令和5年度の相談件数は延べ780件で、内容は、「その他」を除くと「通訳翻訳」が134件と最も多く、次いで、「雇用・労働」128件、「入管手続き」49件、「結婚・離婚・DV」32件などとなっています。

⑤ 熊本市地域包括支援センター（高齢者支援センターささえりあ）

地域における高齢者の総合相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続できるように、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供する、地域の高齢者支援の中核的役割を担う機関として、市内27カ所に設置し、総合相談支援業務や権利擁護業務などを区役所福祉課と連携し行っています。

令和5年度の相談件数は延べ116,657件で、介護保険や在宅福祉などのほかに、「権利擁護」が4,326件、「家族問題」1,221件、「経済的な問題」1,340件、「居住環境」が3,174件などとなっています。

⑥ 熊本市犯罪被害者等総合相談窓口

犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行う窓口を設置しています。

令和5年度の相談件数は「ストーカー被害」、「DV被害」、「見舞金」など延べ9件となっています。

3 民間支援団体等の状況

(1) 民間支援団体の状況

令和5年度に熊本県が実施した「熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関するアンケート調査」のうち、熊本市内で活動する13の民間支援団体への調査の結果は次のとおりです。

① 支援分野

支援分野では、「DV被害者支援」が8団体と最も多く、次いで「ひとり親支援」、「生活困窮者支援」など、複数の分野で支援が実施されています。(図15)

② 支援内容

支援内容は、「相談対応」(電話、対面、メール)が11団体と最も多く、次いで「伴走支援」、「被害回復支援」となっています。(図16)

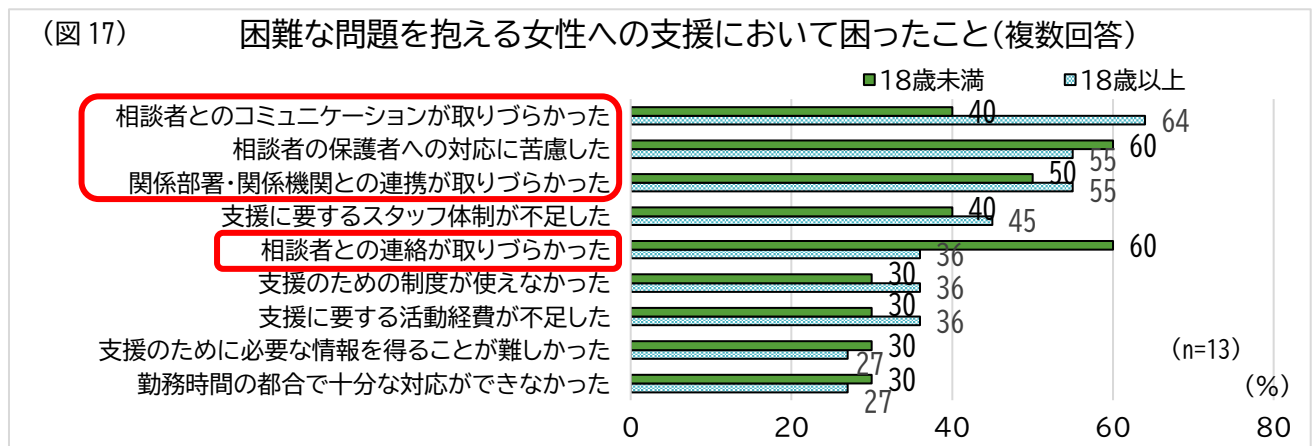


出典:熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関するアンケート(令和5年度 熊本県子ども家庭福祉課実施)

③ 支援をする上で困ったこと

支援を実施する上で困ったこととしては、18歳未満への支援では「相談者との連絡が取りづらかった」や「相談者の保護者への対応に苦慮した」が多く、18歳以上への支援では「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった」や18歳未満と同様に「相談者の保護者への対応に苦慮した」が多い結果となっています。

そのほか、運営に関して、「支援に要するスタッフ体制が不足した」や「支援に要する活動経費が不足した」など、民間支援団体は課題を抱えていることが分かります。さらに、関係部署や関係機関に対しても、「連携が取りづらかった」という課題が生じていることが分かりました。（図 17）

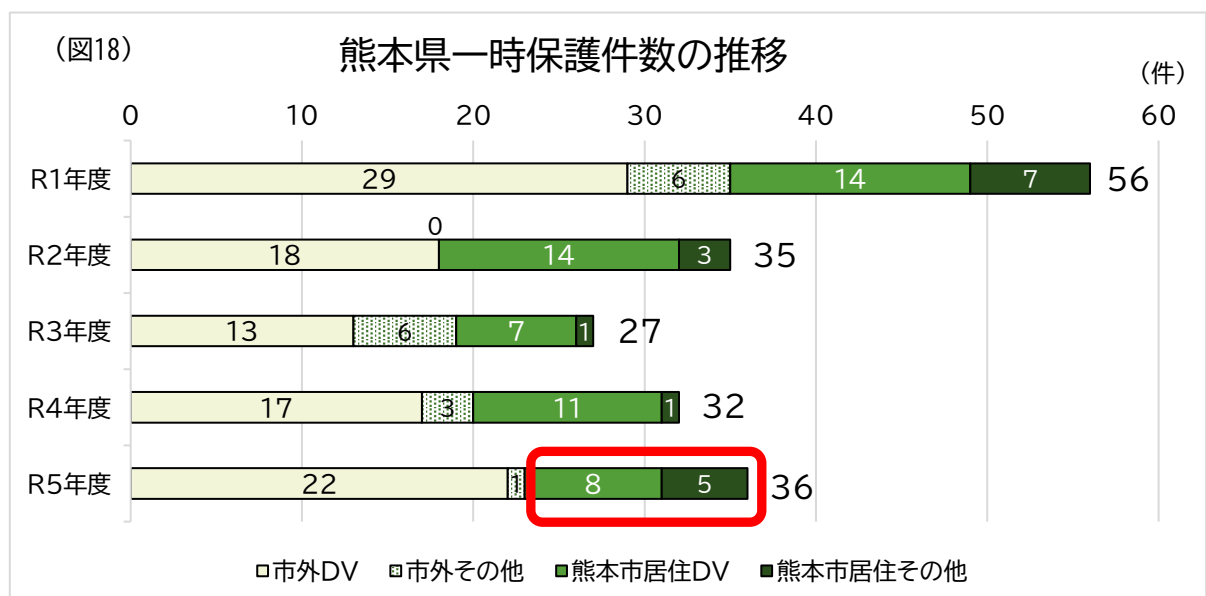


出典: 熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関するアンケート(令和 5 年度 熊本県子ども家庭福祉課実施)

(2) 熊本県一時保護所

熊本県の一時保護所では、DVやその他の暴力、ストーカー等の被害に遭われた方のほか、様々な理由から居場所が必要な女性やその同伴家族を保護しており、一時保護所の入所には、原則、支援対象者の同意が必要となっています。支援対象者にとって安全安心な場所であるように、入所時から本人の意向に沿った支援を行い、自立をサポートしています。

熊本県の一時保護所に保護された女性の件数は、令和 5 年度は 36 件で、そのうち居住地が熊本市の相談者の件数は 13 件（DV 関係 8 件、その他 5 件）、36.1%となっています。（図 18）



提供: 熊本県女性相談センター

4 女性相談支援員・区役所福祉課・民間支援団体へのヒアリング

本市における困難な問題を抱える女性の現状を把握するため、女性相談支援員や区役所福祉課の職員、民間支援団体へ意見聴取を実施し、支援を行っていく上で感じていることについて、次の4つの項目に分類して整理しました。

(1) 相談支援と支援体制について

- ・女性相談支援員の業務としては、相談を受けて、最適な関係機関へつなぐこととしているが、その後の支援（アフターケア）等、今の人員体制では対応できない。
- ・短期間滞在できるシェルターなどの居場所が不足している。
- ・熊本県には女性自立支援施設がないため、単身女性を緊急一時的に保護する施設として、入所時の制約が比較的少ない民間シェルターが大きな役割を担っているが、団体の財政基盤が脆弱であり、スタッフ・活動経費が不足している。

(2) 民間支援団体との連携について

- ・相談内容が複雑化しており、女性相談支援員だけでは解決できない問題が増えているため、民間支援団体の知見やノウハウを活かした連携が有効である。
- ・関係機関・民間支援団体との連携・協働体制が整っていないため、密な情報共有や連携が難しい。

(3) 啓発・理解促進について

- ・若年者の対応に苦慮している。年齢が若いほど危機感が少なく、支援者が感じている危機感との乖離がある。
- ・市の相談窓口でどこまで解決できるか分からないため、相談に行かない人もいる。
- ・自分のニーズに合っている支援にたどり着かず、本来であれば活用できる施策や制度を活用していない人もいる。

(4) その他

- ・学校を卒業後、家族との関係に課題があり、居場所がなく孤立し、経済的には自立していない場合や、児童養護施設退所後の若年層が、制度の狭間に陥りやすい。
- ・外国語での相談の際は、翻訳機等を使用して対応しているが、支援対象者にとって安心が得られる支援対応とは言えない状況である。
- ・複雑な相談内容の場合は、特に丁寧な聴き取りや対応の必要があり、女性相談支援員だけでなく組織として対応を行っている。

5 現状から見えてきた主な課題

ここまでの第2章1～4の現状を踏まえて、本市の今後取り組むべき主な課題を、大きく3つの項目に分類しました。

(1) 相談窓口の充実と支援体制の強化

- 課題 A コミュニケーションが取りづらい支援対象者も含めて、多様な問題に対応できるよう、女性相談支援員や支援者の育成等による相談支援業務の質の維持・向上が必要
- 課題 B 支援を必要としながらも支援対象者とされていない女性が、できるだけ早期に把握され、適切な支援を受けることが必要
- 課題 C 一時的に滞在できる居場所が必要
- 課題 D 居住支援や就労支援等の社会資源を活用した自立支援が必要
- 課題 E 支援対象者が再び困難な状況に陥ったときに、再度の支援を円滑に実施できるよう、意思を尊重しながら状況に応じて緩やかにつながり続ける支援が必要

(2) 関係機関・民間支援団体との連携・協働

- 課題 F 関係部署、関係機関・民間支援団体との連携・情報共有が必要
- 課題 G 互いの強みを持ち寄ることで細かな支援ができるため、協働体制整備が必要

(3) 教育・啓発の促進

- 課題 H DVや性暴力、予期せぬ妊娠等を未然に防止するため、教育・啓発の実施が必要
- 課題 I 困難に直面した場合に支援を受けることができる相談の必要性への理解促進と窓口の周知が必要

現状と課題の関連表

凡例（◎：関連性が高い ○：関連性がある）

現状			課題								
			A	B	C	D	E	F	G	H	I
1 本市の 支援 対象者の 主な 現状	図	1	DV行為をされた時の行動	◎	◎					○	◎
	図	2	第三者や相談機関に相談できなかった理由	◎	○	○	○	○			◎
	図	3	性暴力を受けたことがあるか							◎	◎
	図	4	性暴力被害を受けた後に相談機関に相談したか	◎	○	○	○	○		○	◎
	表	1	出生数・合計特殊出生率					○		○	
	表	2	人工妊娠中絶の状況		◎		○	○		◎	◎
	図	5	特定妊婦受件件数(年代別)	○	◎	○	○	◎		○	◎
	表	3	婚姻・離婚数				○				○
	表	4	母子世帯数		○		○	○			○
	図	6	ひとり親になって困ったこと	○	◎	○	◎	○			◎
	表	5	生活保護受給世帯における母子世帯数		◎	○	◎	○	○		○
	図	7	熊本市の有業者のうち正規・非正規の割合				○	○			○
	図	8	熊本市の非正規労働者の年間所得額別の人数				○	○			○
2 本市の 相談 窓口の 現状	図	9	女性相談件数の推移	◎		○	○	○		○	◎
	図	10	令和5年度女性相談主訴別割合	◎		○	○	○	○	○	○
	表	6	図10のうち暴力（ストーカー含む）に関する相談件数	◎	○	○	○	○	○	○	○
	図	11	被害者本人からのDV相談件数の推移	◎	○	◎	○	○	○	○	◎
	図	12	熊本市DV相談推移(年代別)	◎	○	◎	○	○	○	○	◎
	表	7	保護命令申立て件数	◎	◎	◎	◎	○	○		○
	図	13	県内ストーカー・DV事案新規認知件数	○		○	○		○		◎
	図	14	令和5年度相談内容内訳	○	◎	○	○		◎	○	◎
3 民間 支援 団 体 等 の 状況	頁	12	その他の相談窓口	○	○	○	○	○	◎		○
	図	15	支援分野（複数回答）		○	○	○	○	◎		○
	図	16	支援内容（複数回答）		○	○	○	○	◎		○
	図	17	困難な問題を抱える女性への支援において困ったこと(複数回答)	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎
4	図	18	熊本県一時保護件数の推移	◎		◎	○	○	○	◎	◎
	頁	15	ヒアリング	○	○	○	○	○	◎		◎

第3章 目指す姿・基本方針・計画の体系

1 目指す姿

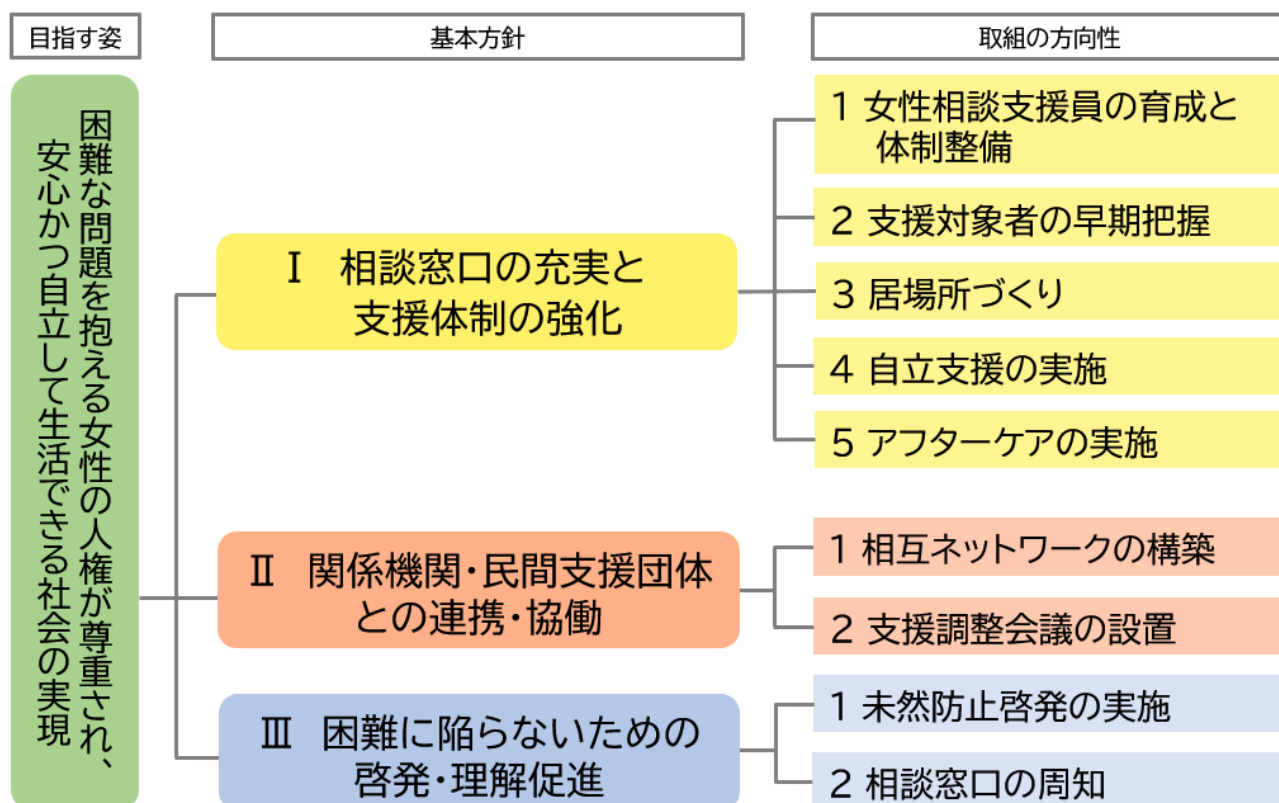
本計画において、目指すべき姿を次のとおり掲げます。

困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、
安心かつ自立して生活できる社会の実現

2 基本方針

本計画の目指す姿の実現に向けて、現在の課題として整理した3つの項目を基本方針とし、困難な問題を抱える女性への支援を推進していきます。

3 計画の体系



第4章 支援の内容

1 支援の方向性

女性の希望と意思を尊重しながら、それぞれに抱えている問題及び背景や心身の状態等に応じた最適な支援を行うために、関係機関や民間支援団体等と連携しながら、困難な問題を抱える女性への支援の役割を明確化し、自立に向けて必要な支援を行っていきます。

2 関係機関の役割

(1) 女性相談支援員の役割

女性相談支援員は、支援対象者の意思や意向を最大限に尊重し、関係機関や民間支援団体等とも連携を図りながら、支援対象者の問題解決に向けて支援を行います。

主な役割

- ・丁寧な聴き取りにより、アセスメントを実施し、支援のコーディネーター機能を果たす
- ・支援対象者の人権や気持ちを尊重しながら寄り添い、心理的なサポートを実施
- ・一時保護の場合は、支援対象者や支援の現場のニーズと実情に合った個別支援計画の策定に参画
- ・各種福祉サービスの利用について関係部署や関係機関と調整
- ・各種行政手続の際、本人の意向を確認し同行
- ・一時保護施設や民間支援施設等へ入所する際の調整や同行

(2) 関係部署・関係機関の役割

女性が抱える困難な問題は児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の支援制度があり、既に様々な分野の相談窓口が連携し、相談や支援を実施しています。しかしながら、ひとりの女性が様々な問題に複合的に直面していることから、包括的な支援を行う上で関係部署や関係機関との連携は必要不可欠であり、情報共有や連携を強化し、支援が必要な人に最適な支援が届く体制を整えます。

主な役割

- ・関係部署は、支援に関する情報を共有しながら、円滑な連携を実施
- ・関係機関は、支援が必要な対象者の意思を確認しながら、連携した支援を実施

(3) 民間支援団体等の役割

困難な問題を抱える女性に対して、民間支援団体は独自に支援を実施しており、柔軟性のある支援やこれまでの活動の中で蓄積された知見や経験、育成されてきた人材等は、支援を進める上で重要となることから、民間支援団体では、行政機関だけでは届きにくい支援に取り組む役割が期待されます。

主な役割

- ・ 支援対象者のアウトリーチによる早期発見
- ・ 支援対象者への居場所の提供
- ・ 支援対象者となつながら続ける支援や地域での見守りを実施
- ・ 行政とお互いに連携しながら支援を実施

3 主な関係部署・関係機関

主な関係部署	政策局	国際課
	文化市民局	男女共同参画課、人権政策課、生活安全課、地域政策課
	健康福祉局	健康福祉政策課、保護管理援護課、高齢福祉課、障がい福祉課、こころの健康センター
	こども局	こどもの権利サポートセンター、こども支援課、保育幼稚園課、こども家庭福祉課、妊娠内密相談センター、児童相談所
	経済観光局	雇用対策課
	都市建設局	住宅政策課、市営住宅課
	各区役所	区民課、福祉課、保護課、保健こども課
	教育委員会事務局	学務支援課、総合支援課、健康教育課、人権教育指導室
主な関係機関	熊本県女性相談センター、熊本県女性相談支援員連絡協議会、女性自立支援施設（他都道府県）、児童相談所、児童福祉施設、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、保育所、熊本県警察、裁判所、日本司法支援センター、熊本県弁護士会、配偶者暴力相談支援センター、都道府県及び市町村の女性支援担当部局、障害保健福祉部局及び男女共同参画主管部局等、障害に係る相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関、母子生活支援施設、福祉事務所、くまもと被害者支援センター（性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもと）、熊本市男女共同参画センターはあもにい、熊本県男女共同参画センター、社会福祉協議会、熊本市民生委員児童委員協議会、その他社会福祉サービス関係者 等	

4 取組内容

基本方針Ⅰ 相談窓口の充実と支援体制の強化

現在、本市ではDVや福祉、こども等、それぞれの相談窓口において、各々の福祉制度等を活用し、女性からの相談に対応しています。今後も、困難な問題を抱える女性が相談しやすいように、相談窓口の充実に努めるとともに、円滑な支援につなげるために支援体制の連携強化に取り組みます。

課題 A

取組の方向性Ⅰ-1 女性相談支援員の育成と体制整備

本市では、困難な問題を抱える女性の最も身近な相談窓口として、女性相談支援員を複数名配置しています。複合化する問題へ対応するためには専門的知識が必要であることから、研修によるスキルアップを図っていきます。また、支援対象者の実態や支援ニーズを把握し、関係機関や民間支援団体等との連携体制の課題を整理した上で、必要に応じて女性相談支援員の適切な配置場所や人数などの体制整備を図っていきます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
女性相談支援員による相談対応や支援			
①	女性の相談員を配置し、安心して相談できる窓口の体制整備	○	
②	支援対象者の意思に寄り添った支援を行い、関係機関等と緊密に連携し、各種の福祉サービス等の利用調整を実施	○	
③	女性相談支援員が対応した相談を自分一人で抱えこむことのないよう、組織的な対応を実施	○	
④	SNS等を活用したアクセスしやすい相談方法の活用	○	○
法律相談			
⑤	離婚、DVやストーカー被害など、法的に支援が必要な場合には弁護士による法律相談の実施	○	○
女性相談支援員等の育成等			
⑥	女性相談支援員や支援者を対象とした専門的な知識の習得や二次被害の防止、人権の尊重、個人情報の管理等の研修を実施	○	○
障がいのある人、高齢者、外国人、トランスジェンダー等に配慮した対応			
⑦	配慮が必要な相談者に対しては、窓口での手続等を円滑に行うため、相談者の状況に応じて、女性相談支援員等が同行支援を実施	○	○

※ 主な取組の表の説明…困難な問題を抱える女性への支援に関する計画では、本市の女性相談担当部署だけでなく、様々な関係部署と関係機関、民間支援団体とも連携・協働して支援を行っています。実施主体（取組主体）に○マークを入れています。

取組の方向性 I-2 支援対象者の早期把握

困難な問題を抱える女性を、早期に把握し、適切な支援につなげることが必要です。そのため、民間支援団体等とも連携し、窓口、電話やSNSなど多様な相談ツールを活用します。また、支援を必要としながらも相談につながりにくい方を把握し、適切な支援につなぐ体制づくりを進めます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
①	地域の民生委員・児童委員からの情報提供に基づいた支援対象者の早期把握	○	○
②	熊本県と連携した繁華街での巡回やSNS相談による、支援を必要としながらも相談につながりにくい若年女性の早期把握	○	○
③	学校関係者や保育所等による、困難な問題を抱える子どもや家庭の状況の早期把握	○	○

取組の方向性 I-3 居場所づくり

困難な問題を抱えていても、行政機関に相談することのハードルが高く相談窓口にたどり着けない女性や、支援を受けられることに気づかない女性もいます。民間支援団体や関係機関と連携し、相談のきっかけ作りとして、気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者と話すことができるような居場所の設置を検討します。

また、支援対象者が緊急一時的に避難でき、安全安心に過ごすことができる場所の確保に努めます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
支援のきっかけとなる居場所づくり			
①	定期的な相談会の開催等、気軽に安心して立ち寄ることができる場を提供し、必要に応じて支援につなぐ等、支援対象者の早期把握・早期支援の推進	○	○
②	居場所のない若年女性等への安心安全な居場所の確保を推進	○	○
一時的な避難ができる居場所づくり			
③	シェルターを運営する民間支援団体に対する支援	○	
④	緊急的な状況、居所のない状態の際、熊本県や民間支援団体と調整し、一時的に安全な場所を確保	○	○

取組の方向性 I-4 自立支援の実施

自立支援では、経済的な自立のみではなく、支援対象者の状況や希望、意思に応じて、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを目指します。支援対象者が安定的な生活を営むためには、住まいの確保や就業支援、心理的ケアが必要なことから、母子生活支援施設等、関係機関や民間支援団体等と連携し対応に努めます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
居住の支援			
①	支援対象者が円滑に住まいを確保できるよう熊本市居住支援協議会など関係機関と連携した居住支援の実施	○	○
②	公営住宅へのDV被害者・犯罪被害者等の居住の支援を実施	○	○
就業支援			
③	関係機関、民間支援団体等と連携した丁寧な就労支援の実施	○	○
④	仕事に必要な資格取得講座やセミナーの実施	○	○
生活支援			
⑤	生活困窮や家計の相談など、経済的な自立に向けた支援の実施	○	○
心理的ケア			
⑥	医療機関、心理カウンセリング機関、サポートグループなどを紹介し、必要に応じて同行支援を実施	○	○

取組の方向性 I-5 アフターケアの実施

地域における生活では、支援対象者が安定して自立した生活が営めるよう支援が必要です。

市と関係機関や民間支援団体は連携を図り、自立した後も支援対象者が再び困難な状況に陥らないように緩やかにつながり続け、再度の支援が必要な際には円滑に支援を実施します。

主な取組		市	関係機関 民間団体
継続的なフォローアップ、相談支援			
①	孤独・孤立の状態に陥らないよう、電話や面談を行うなどの緩やかにつながり続ける支援の実施	○	○
支援対象者のこどもへの対応			
②	支援対象者のこどもに対する、学習支援や心のケア等の実施	○	○

基本方針Ⅱ 関係機関・民間支援団体との連携・協働

困難な問題を抱える女性は、支援を必要としながらも相談につなぐににくい場合が少なくありません。また、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援もあります。行政と民間支援団体等が協働し、それぞれの強みを発揮することで、個々の支援対象者の状況に応じてきめ細かに支援します。

取組の方向性Ⅱ-1 相互ネットワークの構築

課題 F

国の基本的な方針では、「困難な問題を抱える女性への支援に関わるすべての関係機関・民間支援団体が、対等な関係性の下、女性本人を中心に連携・協働すること」とされています。支援に関する施策を支援対象者に確実に届けるためには、市の関係部署、関係機関、民間支援団体による、支援のそれぞれの強みを生かした相互連携が重要です。そのため、それぞれが相互に顔の見える対等な関係づくりに取り組みます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
①	様々な分野で支援対象者へのアプローチを行っている民間支援団体等を把握し、民間支援団体等が持つ人材やツール等を、相互に活用できるような仕組みを協働で構築	○	○

取組の方向性Ⅱ-2 支援調整会議の設置

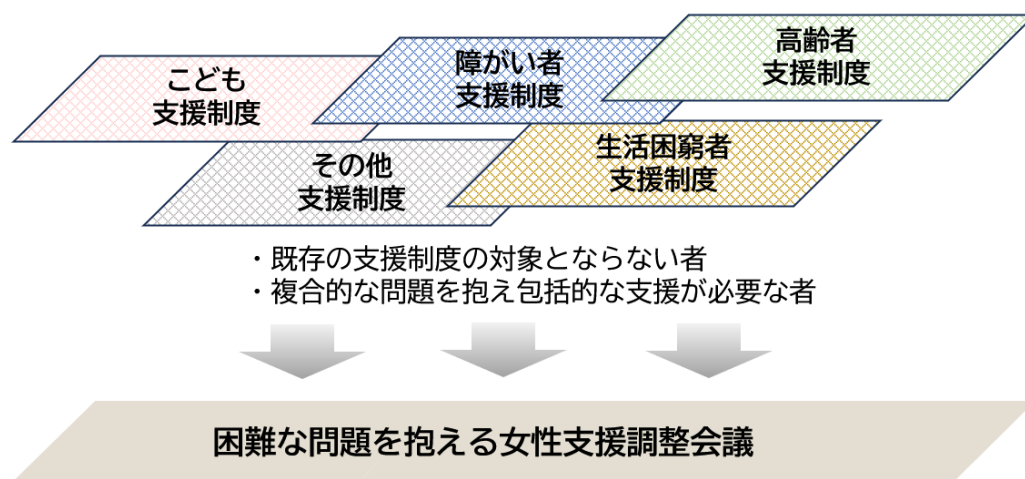
課題 G

既存の支援制度の対象とならない方や、複合的な問題を抱え包括的な支援が必要な支援対象者に対して最適な支援を行うため、関係部署や関係機関、民間支援団体の関係者で構成する支援調整会議を新たに設置し、個人情報の適正な取扱いを確保した上で、関係者の相互理解や連携を深めるとともに、個別の支援対象者について情報共有を図り、支援の方向性を協議します。

主な取組		市	関係機関 民間団体
①	代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議とそれぞれの段階に応じて会議を開催し、効果的な組織づくり及び運用を検討	○	○

支援調整会議	内容	開催頻度	出席者
代表者会議	支援体制の全体像及び調整会議全体の評価等を行う	年1回	構成機関等の代表者
実務者会議	個別ケースの定期的な状況確認や支援の見直し、支援対象者の実態把握を行う	定期的	構成機関等の担当者
個別ケース検討会議	既存の支援制度の対象とならない場合や複合的な問題を抱え包括的な支援が必要な場合、詳細な支援方針の検討を行う	随時	ケースに直接関わりのある担当者 支援対象者

支援調整会議（個別ケース検討会議）対象者のイメージ



基本方針Ⅲ 困難に陥らないための啓発・理解促進

女性が困難な状態に陥らないためには、未然防止啓発が必要です。さらに、女性が困難な問題に直面した場合に相談できる窓口や活用できる制度について、積極的な周知に努め、相談することの必要性についても理解促進を図ります。

課題 H

取組の方向性Ⅲ-1 未然防止啓発の実施

DVや性暴力等の未然防止に向けて、年齢や発達段階に応じた教育と啓発が必要です。また、一人ひとりがかけがえのない存在であることや、困難に直面した場合は支援を受ける権利があるという意識の醸成を図るため、性暴力被害や加害の防止のほか、人権教育や消費者教育を実施していきます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
学校や保育所等における未然防止啓発			
①	こどもたちに対し、発達段階を踏まえた性教育やDV防止の啓発、人権教育を実施	○	○
②	教職員を含む関係者に対し、こどもたちへの性教育やDV防止などの指導の充実のため、生命（いのち）の安全教育研修の実施	○	
市民に向けた情報発信			
③	幅広い対象に情報が届くように、YouTube やSNS等、多様なツールを活用し、効果的な周知啓発の推進	○	○
④	講座やセミナーを開催し、意識の醸成を推進	○	○
⑤	女性に対する暴力をなくす運動期間や児童虐待防止推進月間など様々な機会をとらえ、市民に対する困難な問題を抱える女性への理解を促進するための啓発・情報発信の実施	○	○

課題 I

取組の方向性Ⅲ-2 相談窓口の周知

女性が困難な問題に直面した際に相談できる窓口や活用できる支援制度について、市民向けに積極的な周知を図り、身近な相談先につながる必要があります。そのためには、相談窓口の場所や支援内容等の啓発、広報等を実施します。

主な取組		市	関係機関 民間団体
①	相談窓口や支援制度について、本市ホームページへの掲載や広報紙、チラシ、ポスター等、様々な媒体を活用した幅広い周知	○	○
②	困難な問題を抱える女性を早期に把握しやすいと考えられる関係先に対する積極的な周知	○	○

5 成果指標

本計画において、基本方針ごとに以下の目標値を設定します。

基本方針	指標	基準値 (R 6 年度)	目標値 (R 9 年度)
I 相談窓口の充実と 支援体制の強化	研修に参加した女性相談支援員等 の延べ人数	139人	200人
II 関係機関・民間支援 団体との連携・協働	協働する民間団体の数	12団体	15団体
III 困難に陥らないため の啓発・理解促進	暴力根絶、性暴力被害防止講座な どの出前講座の参加者数	809人 (R 5 年度)	965人
	ポスター、周知カード等設置協力 事業所数	0事業所	50事業所
	女性相談窓口の認知度	※12月～1月調査 実施後確定	※12月～1月調査 実施後設定

第5章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、全庁的な体制により、困難な問題を抱える女性を支援する各部署が主体的に取り組むことで、本計画の円滑かつ効果的な推進を図ります。

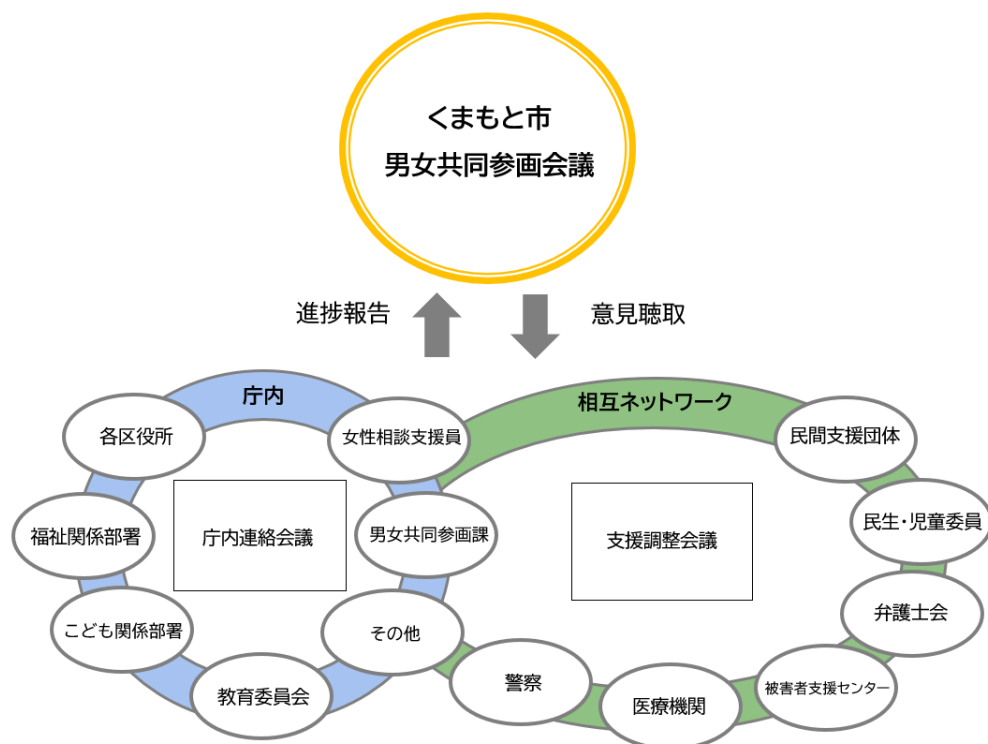
また、「熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する庁内連絡会議」にて関係部署と支援のための情報共有や支援状況の協議、意見交換等を行い、連携の充実を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画は施策の基本方向を示す計画であり、基本方針に基づく各取組を推進するとともに、計画の達成に向け、適切に進捗管理を行います。

また、関連計画である「第2次熊本市男女共同参画基本計画」において、困難な問題を抱える女性に関する取組を具体的施策として位置づけていることから、男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議する「くまもと市男女共同参画会議」への進捗の報告を行うとともに、必要に応じて、本計画の対象者への支援に携わる関係者や有識者の意見を聴取し、計画の円滑かつ効果的な推進を図ります。

<推進体制のイメージ>



1 策定の背景と趣旨（p.1）

- ▶女性が抱える困難な問題は、近年、複雑化、多様化、複合化。
- ▶新たな女性支援の枠組を定める「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（「法」）が令和6年（2024年）4月に施行され、令和5年（2023年）3月には基本方針が示された。
- ▶本計画は、困難な問題を抱える女性が、個々の状況に応じて意思を尊重されながら、最適な支援を受けられるよう、行政と関係機関、民間支援団体とが連携を図り、継続的な支援を推進するための基本方向を示す。

2 支援対象者（p.1）

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、又はそのおそれのある女性等。



3 計画の位置づけ（p.2）

- ▶法第8条第3項に基づく市町村基本計画
- ▶熊本市第8次総合計画を最上位計画とした、分野別計画
- ▶「第2次熊本市男女共同参画基本計画」の関連計画
- ▶福祉・教育などの関連分野との連携

4 計画期間（p.2）

令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度） 3年間

5 現状と課題（p.3～16）

①相談窓口の充実と支援体制の強化

- 女性相談窓口ではDVの相談が多いが、家庭問題、生活困窮など相談内容が複雑化。
- ▶多様な問題に対応できるよう、女性相談支援員の育成等による相談支援業務の質の維持・向上が必要。
- DV行為をされた時、我慢する女性が多い。
- 様々な支援制度の狭間に陥る女性やコミュニケーションがとりづらい女性もいる。
- ▶現在の体制では支援対象者として把握が難しい女性を早期に把握し、適切な支援を受けることが必要。
- 家庭不和等で居場所がない女性や経済的に困窮する女性がいる。
- ▶一時滞在できる居場所や社会資源を活用した自立支援が必要。
- DVや性暴力被害を受けたとき、相談していない女性がいる。
- 様々な支援制度の狭間に陥る女性がいる。
- ▶支援対象者が再び困難に陥ったときに、再度の支援を円滑に実施できるよう、意思を尊重しながら緩やかにつながり続ける支援が必要。

②関係機関・民間支援団体との連携・協働

- 相談内容の複雑化で女性相談支援員だけで解決できない問題が増加。
- 連携・協働体制が整っていないので、密な情報共有や連携が難しい。
- ▶関係機関・民間支援団体との連携・情報共有、協働体制整備が必要。

③教育・啓発の促進

- DV相談件数や中絶件数が多く、予期せぬ妊娠に悩む人がある。
- ▶DVや性暴力、予期せぬ妊娠等を未然に防止するための教育・啓発が必要。
- DVや性暴力被害を受けたとき、相談していない女性がいる。
- 年齢が若いほど危機感が少ない。
- ▶相談の必要性への理解促進及び窓口の周知が必要。

6 目指す姿（p.18）

困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、安心かつ自立して生活できる社会の実現

7 取組内容 (p.21~26)

基本方針Ⅰ 相談窓口の充実と支援体制の強化

Ⅰ 女性相談支援員の育成と体制整備

女性相談支援員の育成とともに、課題を整理した上で、体制整備を図る。

2 支援対象者の早期把握

民間支援団体等と連携し、SNSなど多様な相談ツールを活用し、支援対象者を早期把握し、適切な支援につなぐ体制づくりを進める。

3 居場所づくり

相談支援のきっかけとなる居場所や一時的な避難ができる場所の確保を行う。

4 自立支援の実施

支援対象者の安定的な生活のため、住まいの確保や就業支援、心理的ケアの実施を行う。

5 アフターケアの実施

関係機関等との連携を図り、支援対象者が再び困難な状況に陥らないように緩やかにつながり続け、再度の支援が必要な際には円滑に支援を実施する。

基本方針Ⅱ 関係機関・民間支援団体との連携・協働

Ⅰ 相互ネットワークの構築

行政機関、民間支援団体とそれぞれの強みを生かした相互連携のため、相互に顔の見える対等な関係づくりを進める。

2 支援調整会議の設置

関係部署や関係機関、民間支援団体の関係者で構成する支援調整会議を新たに組織し、個人情報などの適切な取扱いを確保の上、関係者の相互理解や連携を深め、個別の支援対象者の情報共有を図り、支援の方向性を協議する。

基本方針Ⅲ 困難に陥らないための啓発・理解促進

Ⅰ 未然防止啓発の実施

DVや性暴力等の未然防止、困難に直面したときに支援を受けられる意識の醸成を図るための教育・啓発の実施。

2 相談窓口の周知

支援制度の積極的な周知を図り、身近な相談先につながる環境整備のため、相談窓口や支援制度等の啓発、広報等に努める。

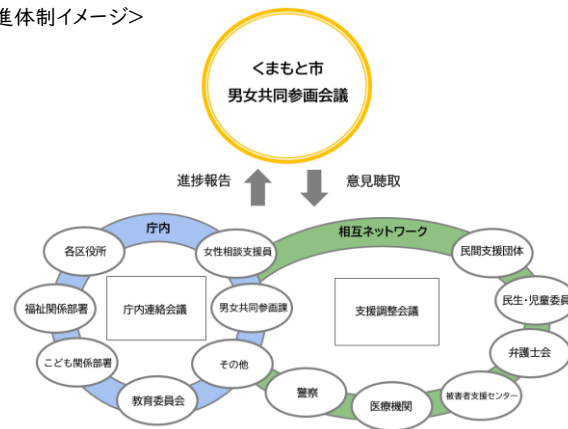
8 成果指標 (p.27)

基本方針	指標	基準値 (R6年度)	目標値 (R9年度)
Ⅰ 相談窓口の充実と支援体制の強化	研修に参加した女性相談支援員等の延べ人数	139人	200人
Ⅱ 関係機関・民間支援団体との連携・協働	協働する民間団体の数	12団体	15団体
Ⅲ 困難に陥らないための啓発・理解促進	暴力根絶、性暴力被害防止講座などの出前講座の参加者数	809人 (R5年度)	965人
	ポスター、周知カード等設置協力事業所数	0事業所	50事業所
	女性相談窓口の認知度	※12~1月調査 実施後確定	※12~1月調査 実施後確定

9 計画の推進と進捗管理 (p.28)

- ▶「熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する庁内連絡会議」で庁内関係部署の情報共有等による連携の充実を図る。
- ▶「くまもと市男女共同参画会議」への進捗報告を行う。必要に応じて、支援関係者や有識者の意見聴取により、円滑かつ効果的な推進を図る。

<推進体制イメージ>



10 今後のスケジュール

12月~1月 パブリックコメント実施

2~3月 計画案を策定委員会で審議後、教育市民委員会で報告・策定

○熊本市男女共同参画推進条例〔男女共同参画課〕

平成20年12月24日

条例第124号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第9条）

第2章 基本的施策（第10条―第17条）

第3章 くまもと市男女共同参画会議（第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

我が国では、公共の福祉と調和した基本的人権の尊重をうたう日本国憲法の下、日本独自の伝統と文化を尊びながら、国際社会における取組と連動しつつ、男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女共同参画社会の実現を目指した取組がなされてきた。

熊本市においても、男女共同参画の推進に関する各種事業の実施、さらにはスポーツを通しての男女共同参画社会の実現を目指す世界女性スポーツ会議のアジアで初めての開催など、積極的に取り組んできた。

しかしながら、ドメスティック・バイオレンス等の様々な形態の暴力による人権侵害など、いまだ多くの課題が残されており、一方では、少子高齢社会の到来、経済構造の変革など急速に変化する社会への対応が求められている。

そのような中、私たちは、男女共同参画社会を実現するために、さらなる努力が必要であり、その実現した姿を、次世代を担う子どもたちに、引き継いでいかなければならない。

ここに私たちは、男女共同参画を総合的かつ計画的に、より一層推進することにより、男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある熊本市を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 すべての男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会の各分野（以下「社会の各分野」という。）における活動に参画する機会が確保されることにより、個性と能力が発揮され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の平等を担保し、及び格差を改善するため必要な法的範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、その人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、その能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、共に対等な構成員として、社会の各分野における活動に平等に参画する機会が確保されること。
- (3) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活における活動と職場、地域等における活動を行うことができるよう配慮されること。

（市の責務）

第4条 市は、前条各号に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会の各分野において、男女共同参画についての理解を深め、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、積極的に男女共同参画の

推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、その雇用する者が職場における活動と子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう、就業環境の整備に努めなければならない。
(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、社会の各分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。
(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 市は、公衆に表示する情報において、前条に掲げる行為を助長する表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。
(教育における男女共同参画の推進)

第9条 社会の各分野の教育に携わる者は、その教育の場において、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に努めるとともに、児童、生徒等の発達段階に配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画案の作成に当たっては、くまもと市男女共同参画会議の意見を聴くことができる。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、体

制の整備を図るよう努めなければならない。

(広報啓発)

第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する理解を深めるために必要な広報及び啓発活動を行うものとする。

(市民及び事業者の活動への支援)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(施策に関する意見の申出)

第16条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について意見があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、くまもと市男女共同参画会議の意見を聴くことができる。

4 市長は、第1項の規定により意見の申出があったとき又はその申出により措置を講じたときは、くまもと市男女共同参画会議に報告するとともに、これを公表するものとする。

(相談への対応)

第17条 市長は、第7条に掲げる行為について市民から相談があったときは、必要に応じ関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応に努めなければならない。

第3章 くまもと市男女共同参画会議

第18条 男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、くまもと市男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議の委員は、10人以内とし、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。この場合において、男女が同数となるよう努めるものとする。

3 参画会議の委員の委嘱に当たっては、その一部について公募を行うものとする。

- 4 参画会議の委員の任期は、2年とする。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、参画会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(熊本市附属機関設置条例の一部改正)
- 2 熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○熊本市男女共同参画推進条例施行規則〔男女共同参画課〕

平成21年3月31日

規則第30号

改正 平成23年5月23日規則第47号

平成24年1月19日規則第7号

平成27年3月27日規則第24号

平成28年3月30日規則第36号

令和2年3月31日規則第44号

令和2年7月17日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市男女共同参画推進条例（平成20年条例第124号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申出者)

第2条 条例第16条第1項に規定する意見の申出（以下「申出」という。）をすることができる市民及び事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に通勤し、又は通学する者
- (3) 市内で事業を営み、又は活動するもの

(申出の方法)

第3条 申出をしようとする者は、男女共同参画の推進に関する施策の意見の申出書（様式第1号）により行わなければならない。

(申出をすることができる事項)

第4条 申出は、次の各号のいずれにも該当しない場合において行うことができる。

- (1) 裁判所において係争中の事案又は裁判所の確定した判決若しくは決定に係る事項
- (2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に規定する不服申立ての審理中の事案又は裁決若しくは決定に係る事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により処理すべき事項
- (4) 議会に請願がなされている事項
- (5) 監査委員に住民監査請求がなされている事項
- (6) 専ら私人間の争いであると判断される事項

- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が申出を処理することが適当でないと認める事項
(平28規則36・一部改正)

(申出に対する対応の通知)

第5条 市長は、申出に対する対応をしたときは、当該対応の内容について男女共同参画の推進に関する施策の意見の申出対応通知書(様式第2号)により当該申出を行った者に通知するものとする。

(申出の公表)

第6条 条例第16条第4項の規定による公表(以下「公表」という。)は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 男女共同参画課において閲覧に供する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(平23規則47・平24規則7・平27規則24・平28規則36・令2規則44・一部改正)

(参画会議の会長及び副会長)

第7条 くまもと市男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(参画会議の会議)

第8条 参画会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 参画会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 参画会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、参画会議における審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 参画会議の会議は、公開とする。ただし、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条に掲げる情報に該当する情報について審議等を行うとき又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

- 2 参画会議の会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(部会)

第10条 参画会議は、会長が必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 第8条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、同条中「参画会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第11条 参画会議の庶務は、男女共同参画課において処理する。

(平23規則47・平24規則7・平27規則24・平28規則36・令2規則44・一部改正)

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、参画会議の運営に関し必要な事項は、会長が参画会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月23日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年1月19日規則第7号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日規則第24号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第36号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
附 則 (令和2年3月31日規則第44号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月17日規則第72号)

この規則は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

男女共同参画の推進に関する施策の意見の申出書

年 月 日

熊本市長 (宛)

(申出者) 郵便番号 —

住所

氏名

(事業者にあつては、事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

熊本市男女共同参画推進条例第16条の規定により、次のとおり申し出ます。

申 出 の 理 由	市に意見を申し出る理由を簡潔に記入してください。
申 出 の 概 要	市の施策の内容を具体的に記入してください。
他の機関への相談等の状況	☐ 相談等している。 ☐ 相談等していない。 該当 ☐ にレ点を記入してください。
	相談等をしている場合は、その機関及びその内容を具体的に記入してください。
備 考	

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

男女共同参画の推進に関する施策の意見の申出対応通知書

様

熊本市長 印

年 月 日付けで申出のあった男女共同参画の推進に関する施策の意見の申出については、熊本市男女共同参画推進条例施行規則第5条の規定により次のとおり通知します。

申 出 の 理 由	
申 出 へ の 対 応	

様式第 1 号（第 3 条関係）

（令 2 規則72・一部改正）

様式第 2 号（第 5 条関係）